

第9章 私立専門学校の若手「社会人学生」の家計 －高校卒業直後の進学者との比較から－

日下田岳史（大正大学）
田村恵美（お茶の水女子大学大学院）

1. はじめに

1-1 本報告の目的

本報告の目的は、「日本学生支援機構（JASSO）による専門学校生を対象とする調査」の平成21年実施分を用いて、私立専門学校に通う若手「社会人学生」の家計の実情を、高校卒業後すぐに専門学校に進学した生徒（中野・日下田2014）と比較しながら把握することにある。このことを以って、「18歳主義」および「（教育費の）親負担主義」（矢野2011）という日本の大学の外側にいる学生・生徒の家計に関する知見を積み重ねることが、本報告のねらいである。

OECD（2014）によれば、大学型高等教育および非大学型高等教育の双方において、日本の新入学者の平均年齢は18歳である。すでによく知られているように、日本の大学には、いわゆる「社会人学生」はほとんどいない。さらには、日本の専門学校生の多くは、高校卒業後すぐに進学した者が占めている。

表9-1 新入学者の平均年齢

| | 大学型高等教育 | 非大学型高等教育 |
|----------|---------|----------|
| 日本 | 18歳 | 18歳 |
| OECD各国平均 | 22歳 | 25歳 |

【出所】OECD（2014, p.391）

しかし、日本には「社会人学生」がまったくないという訳ではない。後述の通り、私立専門学校生の約2割は23歳以上の生徒¹であり、なかには定職に就き自ら家計を支えている者もいる。日本の場合、「社会人」が学び直しをしようとする時、その実質的な機会を提供しているのは、どちらかと言えば、大学ではなく専門学校である。

学び直しを通じた職業（能力）の確保の重要性が高まっていくとするならば、学び直しの契機がいつ訪れてもよいように、「18歳主義」や「（教育費の）親負担主義」

を前提としない高等教育が必要とされるだろう。そのような高等教育制度を検討するための基礎資料となりうるのが、私立専門学校に通う若手「社会人学生」の家計だと言える。事例研究の蓄積から一般的な結論を直ちに導くことは難しいとしても、そこには、課題を把握するための重要な手がかりが隠されていると思われる。

1-2 私立専門学校生の家計に関する先行研究

中野・日下田（2014）の報告は、高校卒業後すぐに私立専門学校に進学した生徒（22歳以下の者と操作的に定義されている）の家計の実情把握に特化している。これは、いわゆる「社会人学生」のケース数が必ずしも十分でないことが理由である。だからといって、「社会人学生」の家計の実態把握が不要だという訳ではなく、むしろ実態把握は緒に就いたばかりというのが現状ではないだろうか。その数少ない先行研究の一つが、谷田川（2014）の聞き取り調査である。その報告の概要を確認しておきたい。

学校関係者の認識や事例として挙げられているのは、以下の諸点である。すなわち、昼間コースの専門学校が圧倒的に多いため在職中の学生は少ない。ただし、全体の生徒数からみて少数であるとはいえたび直しを目的とする者が多いことから、独自の支援を行っている専門学校もあるという。しかしながら、昼間部という条件があるために退職してフリーの状態で入学する²者が多く、量的にみて多数派を占める他の新卒の生徒と生活そのものはあまり変わらないという理由から、「社会人学生」に対する特別な支援策を設けている専門学校は非常に少ないこともまた、指摘されているところである。このように「社会人学生」に対する支援が進まない背景には、専門学校の事務職員不足や「社会人学生」のニーズを汲み取れていないという認識があるようである（谷田川 2014, pp.188-189）。

一方、「社会人学生」自身の声を通じて、「社会人学生の中には、家族を養いながら修学している学生もあり、社会人学生は経済的にかなり厳しい状況の中、学習時間やアルバイト時間を確保しながら通学している」（谷田川 2014, pp.194）という実情が指摘されている。

このように、自ら家計を支持しつつ修学している「社会人学生」が存在しながらも、学校側は人手不足等の理由により、「社会人学生」のニーズをきめ細かく把握しきれていない様子をうかがうことができる。確かに、「社会人学生」の中には、親からの給付を主たる原資として授業料等を負担している者もいる。当該学生の生活が、高校卒業後すぐに進学した生徒の生活とほとんど同じものとして学校側に映るとしても、それは必ずしも不思議なことではないかもしれない。だからこそ、言わば少

数派の「社会人学生」の家計の実情を把握する事例研究を蓄積していくことは、学び直す機会の確保の必要性が高まるほど、いっそう重要になる。

1-3 分析対象の特定と分析上の限界

何を以って「社会人」とみなしうるのか、容易に答えを導くことは難しい。さしあたって、本報告は、23～29歳、かつ、世帯の主たる家計支持者が本人という生徒（以下、若手「社会人学生」と呼ぶ）を、分析対象とする。確かに、当該生徒が「社会人学生」を代表するとは必ずしも言えないであろうし、そのように見なさないほうが無難でもある。このような分析対象の特定化は、「18歳主義」および「(教育費の)親負担主義」の外側にいる学生・生徒の家計の一端を描き出すというねらいを踏まえたものであることに、特に留意が必要である。高校卒業後すぐに専門学校に進学した生徒の家計に関する報告は、中野・日下田（2014）を参照されたい。

さらには、後に示す各表にある通り、本報告の分析に用いるサンプルは、ケース数がかなり少ないとても注意を要する。したがって、この分析結果から一般的な結論を直ちに導くことができるかどうか、慎重に構える必要がある。とはいえ、「18歳主義」および「(教育費の)親負担主義」の外側の学生・生徒の経済状態に関する研究蓄積が必ずしも十分ではないという認識のもと、事例の蓄積に資するという点で研究上の貢献が期待できると判断し、若手の「社会人学生」の収入および支出状況を記述していくものである。

2. 私立専門学校生サンプルのプロフィール

2-1 年齢

22歳以下の生徒が約8割、23歳以上の生徒が約2割を占めている。

表 9-2 【H21年・私立】生徒の年齢分布

| 22歳以下 | 23～29歳 | 30～39歳 | 40歳以上 |
|---------|---------|--------|--------|
| 14219人 | 2147人 | 966人 | 226人 |
| (81.0%) | (12.2%) | (5.5%) | (1.3%) |

2-2 学科

表 9-3 【H21 年・私立】各コーホートの生徒数に占める医療学科の生徒の比率

| 22 歳以下 (n=14058) | 23~29 歳 (n=2123) | 30~39 歳 (n=954) | 40 歳以上 (n=224) |
|---------------------|---------------------|--------------------|-------------------|
| 36.8% | 64.9% | 86.3% | 84.8% |

生徒の年齢と、所属している学科との間には、顕著な関連がうかがわれる。高校卒業後すぐに進学した生徒に比して、23 歳以上の生徒は、医療学科に籍を置くものが多い。過半数以上が、医療学科に在籍している。

医療学科に含まれる看護学科は、例えば、卒業後の就職可能性を入学前から高く見積もることができる。年齢が高くなるほど、家計支持への責任が増すなどの理由によって就職への意識が強いならば、そのような学科を志望する者が多いとしても不思議なことではない。

2-3 世帯の生計維持者

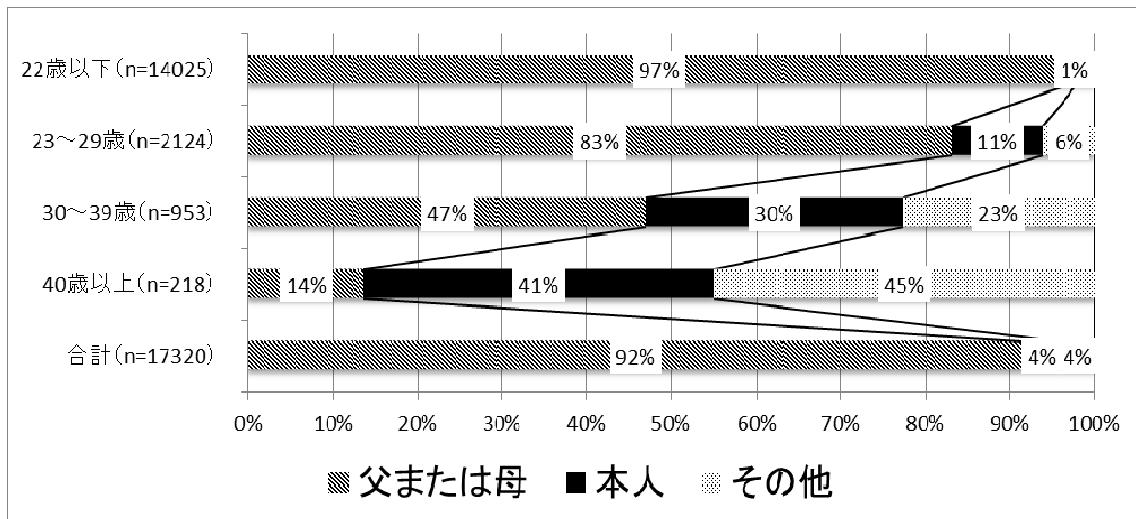


図 9-1 【H21 年・私立】コーホート × 生計維持者

分布の差の検定 ($\chi^2=5089.738$, V=.383, p=.000)

【出所】中野・日下田（2014）

22 歳以下の生徒が暮らす世帯の生計維持者は、ほとんど全員が、本人以外である。年齢が上るほど、生計維持者が本人である場合が増える傾向が読み取れるだろう（中

野・日下田 2014)。

23～29歳の生徒に注目すると、生計維持者が本人以外である者の比率は、22歳以下の生徒と比べて小さくなっている。

2-4 23～29歳の生徒の定職の有無

23～29歳の生徒は、調査時点において87%が定職に就いていない。性別と定職の有無との間に、統計的に有意な関連はない。なお、専門学校入学前の定職の有無は、調査対象とされていないため、不明である。

表 9-4 【H21年・私立】23～29歳の生徒の定職の有無

| 定職あり (n=272) | 定職なし (n=1831) |
|--------------|---------------|
| 12.9% | 87.1% |

2-5 23～29歳の生徒の配偶者の有無

無配偶者が89%を占めている。性別と有配偶者率との間に、統計的に有意な関連はない。

表 9-5 【H21年・私立】23～29歳の生徒の配偶者の有無

| 配偶者あり (n=238) | 定職なし (n=1883) |
|------------------|------------------|
| 11.2% | 88.8% |

3. 自ら家計を支持する若手「社会人学生」の収入および支出の状況³

本節から、自ら家計を支持する23～29歳の「社会人学生」の家計を、22歳以下の生徒と比較しながら検討していく。分析にあたり、中野・日下田(2014)の方法と同じように、生徒を所得階層別に5つのグループに分類した。

表 9-6 【H21年・私立】「世帯の所得合計額」(年額、万円)の五分位

| 第Ⅰ五分位 | 第Ⅱ五分位 | 第Ⅲ五分位 | 第Ⅳ五分位 | 第Ⅴ五分位 |
|------------------|--------------------|--------------------|--------------------|-----------------|
| 0～300 (22.5%) | 301～480 (17.8%) | 481～600 (20.5%) | 601～830 (19.3%) | 831～ (19.9%) |

【出所】中野・日下田(2014)

3-1 比較対象(22歳以下かつ定職を持たない生徒の家計収支)の確認

まず、比較対象となる高校卒業後すぐに専門学校に進学した生徒の家計収支を提示する。

① 収入

表 9-7 【H21年・私立】所得分位別 1年間の収入(5%トリム平均値、千円)

| 家庭 給 付 | 奨 J 学 A 金 S S O | 以 J 外 A の S 奨 S 学 O 金 | アル バ イ ト | の定 収入 まつ た仕 事 | その 他 | 合 計 | |
|--------------------|-----------------------------|--------------------------------------|-------------------|---------------------------|---------|--------|------|
| 第 I 五分位 (n=1055) | 586 | 476 | 27 | 184 | 0 | 23 | 1503 |
| 第 II 五分位 (n=1049) | 767 | 446 | 15 | 214 | 0 | 31 | 1673 |
| 第 III 五分位 (n=1160) | 927 | 315 | 6 | 204 | 0 | 19 | 1640 |
| 第 IV 五分位 (n=1209) | 935 | 279 | 8 | 195 | 0 | 19 | 1603 |
| 第 V 五分位 (n=1067) | 1109 | 130 | 3 | 226 | 0 | 27 | 1658 |
| 合計 (n=6027) | 857 | 318 | 11 | 204 | 0 | 22 | 1597 |

② 支出

表 9-8 【H21 年・私立】所得分位別 1 年間の支出（5% トリム平均値、千円）

| | 授業料 | 納付金 | 学校費 | 修学費 | 活動費 | 通学費 | 食費 | 光熱費 | 住居費・ | 衛生費 | 保健費 | 娯楽費等 | 常費 | その他の日 | 合計 |
|-----------------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|------|-----|-----|------|----|-------|----|
| 第 I 五分位 (n=930) | 637 | 216 | 88 | 4 | 59 | 86 | 95 | 24 | 67 | 78 | 67 | 78 | 78 | 1484 | |
| 第 II 五分位 (n=937) | 658 | 236 | 94 | 6 | 60 | 99 | 141 | 26 | 78 | 83 | 78 | 83 | 83 | 1610 | |
| 第 III 五分位 (n=1066) | 686 | 225 | 90 | 4 | 57 | 96 | 138 | 27 | 86 | 80 | 86 | 80 | 80 | 1618 | |
| 第 IV 五分位 (n=1094) | 670 | 241 | 90 | 5 | 66 | 98 | 118 | 28 | 89 | 84 | 89 | 84 | 84 | 1616 | |
| 第 V 五分位 (n=978) | 684 | 238 | 91 | 7 | 67 | 108 | 126 | 31 | 107 | 88 | 107 | 88 | 88 | 1679 | |
| 合 計 (n=5427) | 668 | 229 | 90 | 5 | 62 | 98 | 122 | 27 | 85 | 82 | 85 | 82 | 82 | 1599 | |

【出所】中野・日下田（2014）

3-2 23~29 歳、世帯の家計支持者が本人、定職あり

① 収入

初めに指摘しておく必要があるのは、若手「社会人学生」のほとんどは、定職の有無に関わらず、所得階層が最も低い第 I 五分位に入っていることである。若年労働者の賃金水準を想起すれば、いわば当然のことと言えるかもしれない。そのため、所得五分位には必要に応じて触れることとして、所得分位の「合計」値に注目しながら分析を進めていく。

表 9-9 【H21年・私立】所得分位別 1年間の収入（5%トリム平均値、千円）

| | 家庭 給付 | 奨 学 金 | J A S S O | 以 外 の 奨 学 金 | J A S S O | ア ル バ イ ト | の 収 入 | 定 ま つ た 仕 事 | そ の 他 | 合 計 |
|-----------------|----------|-------------|-----------------------|----------------------------|-----------------------|-----------------------|-------------|----------------------------|-------------|--------|
| 第 I 五分位 (n=26) | | 102 | 339 | 59 | 75 | | 1106 | 144 | 2067 | |
| 第 II 五分位 (n=5) | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 第 III 五分位 (n=2) | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 第 IV 五分位 (n=0) | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 第 V 五分位 (n=0) | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 合計 (n=33) | | 106 | 365 | 63 | 165 | | 1311 | 143 | 2411 | |

※集計対象には、JASSO 奨学金を受けていない生徒や、アルバイトをしていない生徒も含まれている（以下同様）。

若手「社会人学生」の中には「家庭（からの）給付」を受けている者もいる。これが、本人の親からの給付を意味していると言えるのかどうか、解釈には一定の留保が必要だと思われる。例えば、配偶者の収入の一部から、本人の学生生活費として給付を受けている場合、当該給付額が「家庭（からの）給付額」に算入されているかもしれない。そこで、本報告においては、「家庭（からの）給付額」について、立ち入った解釈を行わないことにする。

定職を持つ若手「社会人学生」の「定まったく仕事の収入」額は 1,311 千円であり、高校卒業後すぐに進学した生徒の収入合計額（1,597 千円、表 9-7）を 286 千円下回る水準である。1,597 千円という金額を、専門学校生として平均的な生活を送るために必要な額として解釈する時、若手「社会人学生」は必要な額を定職収入から確保できていない。

「定まったく仕事の収入」に次いで大きい額を占めるのが、「JASSO 奨学金」の 365 千円である。この額は、高校卒業後すぐに進学した生徒の「JASSO 奨学金」受給額（318 千円）と、あまり変わらない。若手「社会人学生」の場合、「定まったく仕事の収入」と「JASSO 奨学金」を合計して（1,676 千円）、収入が専門学校生として必要と思われる水準に達することになる。なお、JASSO 以外の奨学金を受けている者はかなり少ない。

「その他」の収入について言えば、若手「社会人学生」の収入額が 143 千円であるのに対し、高校卒業後すぐに進学した生徒の平均額は 22 千円となっている。若手「社会人学生」の「その他の収入」の内訳を詳らかにすることはできないが、主なものとして貯蓄の取り崩し等が想定される。

参考のため、平成 21 年実施の総務省『全国消費実態調査』に基づき、単身世帯の年間収入額を確認しておくと、世帯主が 30 歳未満の男性の場合は 3,288 千円、30 歳未満の女性の場合は 2,878 千円となっている⁴。

② 支出

表 9-10 【H21 年・私立】所得分位別 1 年間の支出（5% トリム平均値、千円）

| | 授業料 | 学校納付金 | 修学費 | 課外活動費 | 通学費 | 食費 | 住居・光熱費 | 保健衛生費 | 娯楽費等 | その他の日常費 | 合計 |
|--------------------|-----|-------|-----|-------|-----|-----|--------|-------|------|---------|------|
| 第 I 五分位 (n=25) | 531 | 89 | 74 | 37 | 101 | 292 | 353 | 57 | 120 | 167 | 1975 |
| 第 II 五分位 (n=7) | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 第 III 五分位 (n=3) | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 第 IV 五分位 (n=0) | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 第 V 五分位 (n=0) | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 合計 (n=35) | 589 | 96 | 72 | 24 | 81 | 317 | 408 | 48 | 146 | 149 | 2102 |

ここでは、定職を持つ若手「社会人学生」の収入と支出の差額（收支）について、次のような試算を行ってみたい。

定職を持つ若手「社会人学生」の支出総額は、2,102 千円である。収入総額 2,411 千円と比べると、一見、309 千円の収入超過に見える。ただし、その収入超過額が

全て貯蓄に回ったと見なさないほうが良いかもしない⁵。「その他」の収入 143 千円（表 9-9）が貯蓄の取り崩しを意味していると仮定すれば、貯蓄の増分は結局、年間 166 千円ということになる。しかしながら、「JASSO 奨学金」収入 365 千円は負債であることに留意すると、自己資金は結局、目減りしていると解釈できるかもしない。

特に第 I 五分位に着目すると、支出総額は 1,975 千円、収入総額は 2,067 千円だから、見た目の収入超過額は 92 千円である。「その他」の収入 144 千円が貯蓄の取り崩しを意味しているとすれば、貯蓄は文字通り目減りすることになる。さらには、「JASSO 奨学金」収入 339 千円は、卒業後に返済する必要があることを踏まえると、負債の増加と自己資金の減少に直面するのが、定職を持つ若手「社会人学生」の第 I 五分位の家計の姿だと言えるのかもしれない。

他方、高校卒業直後に進学した生徒の支出総額は 1,599 千円、収入総額は 1,597 千円となっている。ただし、当該類型の生徒は概していえば、教育費の「親負担主義」のもとにいるので「家庭給付」額がある程度担保されているし、生徒本人の貯蓄が目減りしている訳ではない。

3-3 23～29 歳、世帯の家計支持者が本人、定職なし

① 収入

本項では、世帯の家計支持者が本人であり、かつ、定職を持たない若手「社会人学生」の収入について記述していきたい。

表 9-11 【H21 年・私立】所得分位別 1 年間の収入（5% トリム平均値、千円）

| | 家庭 給 付 | 奨 学 金 | J A S S O | 以 外 の 奨 学 金 | J A S S O | ア ル バ イ ト | の 収 入 | 定 ま つ た 仕 事 | そ の 他 | 合 計 |
|-----------------|--------------|-------------|-----------------------|----------------------------|-----------------------|-----------------------|-------------|----------------------------|-------------|--------|
| 第 I 五分位 (n=47) | 168 | 414 | | 61 | | 635 | 12 | 545 | 2108 | |
| 第 II 五分位 (n=4) | — | — | | — | | — | — | — | — | — |
| 第 III 五分位 (n=2) | — | — | | — | | — | — | — | — | — |
| 第 IV 五分位 (n=0) | — | — | | — | | — | — | — | — | — |
| 第 V 五分位 (n=0) | — | — | | — | | — | — | — | — | — |
| 合計 (n=60) | 157 | 441 | | 53 | | 590 | 33 | 507 | 2102 | |

若手「社会人学生」のうち定職を持たない者の場合、収入総額は2,102千円である。その内訳は、金額の高い順に、「アルバイト」(590千円)、「その他」(507千円)、「JASSO 奨学金」(441千円)となっている。主たる収入源とみられる「アルバイト」だけでは、高校卒業後すぐに進学した生徒の収入合計額(1,597千円、表9-7)の水準を担保することが難しく、収入源が多様である様子がうかがわれる。

「アルバイト」に次いで大きい「その他」の収入は、貯蓄の取り崩し額を意味しているのかもしれない。その額は、定職を持つ若手「社会人学生」の143千円(表9-9)に比して大きいことが特徴的である。

② 支出

表9-12 【H21年・私立】所得分位別 1年間の支出(5%トリム平均値、千円)

| | 授業料 | 学校納付金 | 修学費 | 課外活動費 | 通学費 | 食費 | 住居・光熱費 | 保健衛生費 | 娯楽費等 | その他の日常費 | 合計 |
|------------------|-----|-------|-----|-------|-----|-----|--------|-------|------|---------|------|
| 第I五分位 (n=47) | 651 | 166 | 91 | 8 | 50 | 275 | 434 | 54 | 108 | 146 | 2138 |
| 第II五分位 (n=4) | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 第III五分位 (n=1) | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 第IV五分位 (n=0) | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 第V五分位 (n=0) | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 合計 (n=59) | 667 | 153 | 89 | 10 | 48 | 251 | 420 | 45 | 109 | 136 | 2039 |

定職を持たない若手「社会人学生」の收支はについて試算すると、次のことが分かる。

支出総額は2,039千円、収入総額は2,102千円、差し引きの収入超過額は63千円である。「その他」の収入額が507千円にのぼることを踏まえれば、貯蓄は目減りしている様子がうかがわれる。「JASSO奨学金」の貸与を受けていることを踏まえれば、定職を持たない若手「社会人学生」の收支は、負債の増加と自己資金の減少に直面していると言えるかもしれない。この姿は、定職を持つ若手「社会人学生」の第I五分位の家計に近いものである。

4. まとめ

「社会人学生」の生活は、量的にみて多数派を占める生徒の生活と比べてあまり変わらないという専門学校側の認識があり、「社会人学生」に対する特別な支援策を設けている専門学校は非常に少ないなどといった課題が、先行研究を通じてすでに指摘されているところである。

他方、23～29歳という若手で、学生本人が家計支持者となっている「社会人学生」の家計は、「定まった仕事」や「アルバイト」を主たる収入源としながらも、貯蓄を取り崩すなどの形で収入を確保しているようである。若手「社会人学生」が、ある程度の貯蓄なくして私立専門学校に進学することは困難である様子がうかがわれる。

さらには、「JASSO奨学金」も若手「社会人学生」の収入源の一つとなっているが、それは返済が必要であり自己資金ではないという意味での負債であることに、留意する必要もある。例えば定職に就いていない若手「社会人学生」は、貯蓄を取り崩しながら負債が増加するという状況に直面している。

専門学校は昼間コースが多いとすれば、すでに学校関係者も認識しているように、在職しながらの修学は容易でない。定職につきながら修学するとしても、昼間に通学して早朝または夜に仕事をするとなれば、負担が小さいとは思われない。若手の「社会人」にとって、専門学校で学び直すためのハードルは高いと言えよう。大学への進学は、いっそう困難である。

「社会人」が学校で学び直すことを推奨するかどうかは別の課題だが、「社会人学生」の経済状況が学校関係者や政策立案者に必ずしも認知されていないとすれば、「18歳主義」および「(教育費の)親負担主義」(矢野2011)の外側にいる人たちが教育を受ける機会の確保に向けて、積極的な検討を進める必要があるのかもしれない。

誤解がないように付け加えておくと、若手「社会人学生」が貯蓄を取り崩したり、奨学金の貸与を受けたりして進学すること自体が直ちに問題だと主張している訳ではない。どのような「社会人」が専門学校や大学における学び直しを希望している

のか把握することで、問題の輪郭が明確化すると考えらえる。例えば、雇用状態が不安定で低収入の「社会人」が、より安定的な雇用機会を求めて、専門学校や大学における学び直しを希望しているという事実があるならば、問題の所在が明確化するだろう。

最後に、分析上の課題について改めて触れておきたい。本報告の分析対象のサンプルは、小規模であると言わざるをえない。本報告から得られた知見は、事例の一つとして位置付ける必要がある。そして当該知見の妥当性は、最終的に、今後の研究蓄積を待ってから判断するべきである。

＜注＞

- 1 専門学校生は、法的用語を用いるならば「生徒」だが、一般的には「学生」という言葉もしばしば使用されている。そのため、本報告の範囲内では、文脈に応じて、専門学校生を「生徒」または「学生」と表記するものとする。
- 2 「フリーの状態」とは、フルタイム学生として入学することを指している。
- 3 コーホート別・世帯所得の分布、コーホート別・JASSO 奨学金受給率はそれぞれ、中野・日下田（2014）を参照されたい。
- 4 これらの数値は、「平成 21 年全国消費実態調査への全国単身世帯収支実態調査の統合集計に関する結果」に基づくものである。
- 5 調査票の記入にあたっては、年間収入額が年間支出額以上となるよう、回答者への注意喚起がなされている。

＜参考文献＞

- 総務省 『全国消費実態調査（平成 21 年）』。
- 中野啓太・日下田岳史, 2014「私立専修学校専門課程の生徒の経済状態の経年変化—経済的ショックを挟んだ H19 年・H21 年調査の比較—」平成 25 年度文部科学省委託事業『専修学校における生徒・学生支援等に対する基礎調査』。
- OECD, 2014 『図表でみる教育 OECD インディケータ（2014 年版）』明石書店。
- 矢野真和, 2011 『「習慣病」になったニッポンの大学』日本図書センター。
- 谷田川ルミ, 2014 「学校・学生ヒアリング調査からの知見—経済的に困難な学生、社会人学生の現状—」平成 25 年度文部科学省委託事業『専修学校における生徒・学生支援等に対する基礎調査』。

第10章 教育機会の格差と費用負担

小林雅之（東京大学・大学総合教育研究センター）

1. 教育機会の格差

教育の格差のなかでも教育機会の格差は、教育機会の均等が実現されていない状況を指す。教育機会の均等は、教育を考える上で最も重要な理念の1つである。このため、わが国においても、憲法第26条「すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。」及び教育基本法第4条「すべて国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならず、人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない。」と規定されている。

国際的にも、高等教育における教育機会の均等を考える場合に重要な規定として、国際連合の「国際人権規約」（1966年）の高等教育の漸進的な無償の規定がある。

しかし、現実には、教育機会にも格差が生じている。しかもこうした格差は、所得階層による格差、地域格差やジェンダーによる格差と複合的に生じていて問題を深刻にしている。つまり、地方の低所得層の女性が最も進学機会を奪われているのである。私たちが実施した「高卒者の保護者調査2012」によると、南関東の高所得層（年収1,050万円以上）の男子の大学進学率は64.3%に対して、地方の低所得層（年収400万円以下）の女子の大学進学率は24.1%と40%もの差がある。

ここでは、こうした様々な教育機会の格差の中でも所得階層による格差を問題としたい。親の所得階層によって子の教育機会は異なる。さらに、学歴や学校歴と卒業後の所得とは強い結びつきがあるので、子の所得階層を規定する。親から子世代へと階層が再生産される。階層が再生産される社会では「希望格差」（山田昌弘）が生じ、意欲や能力のある低所得層の若者の教育機会を奪うことで、活力が失われる。これは本人にとっても、能力の浪費であるが、社会全体でも人材の浪費となる。これが教育機会の問題が重要な大きな理由である。

本章では、こうした所得階層による格差の現状とその要因を私たちが実施した調査によって明らかにしたい。さらに、こうした進学機会の格差の是正策のあり方について政策的インプリケーションを得ることとしたい。

2. 教育格差の現状と教育格差の拡大

教育機会の格差の存在は、全国の高校生・保護者4,000名を対象に実施した「全

国高校生・保護者調査」（学術創成科研費（金子元久研究代表）東京大学大学経営・政策研究センター、以下「CRUMP2006」と表記）によって明確に示されたⁱ。「CRUMP2006」から9年、この間、リーマンショックなど、家計と大学進学を取り巻く社会環境には一段と厳しさを増している。ここでは、本科研で2012年3月に高卒者の保護者を対象に実施した調査（以下「保護者調査2012」）の結果と比較して進学の格差の拡大について検討したい。

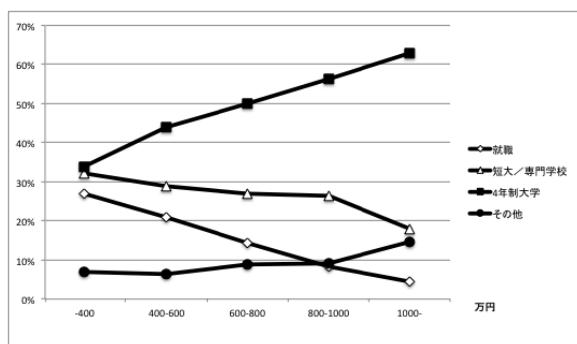


図 10-1 所得階層別進路（「CRUMP2006」）

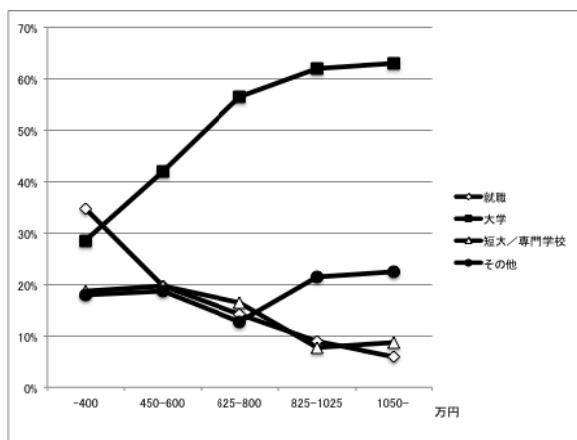


図 10-2 所得階層別進路（「保護者調査 2012」）

家計所得と進学機会の関連を、「CRUMP2006」と「保護者調査2012」と比較すると、図1のように、「CRUMP2006」では、大学進学機会に大きな所得階層差があることを示している。大学進学率は、400万円以下は33.9%に対して、1,000万円以上では、62.9%と約2倍の格差があった。これに対して、「保護者調査2012」では、図2のように大学進学率に関して同じように400万円以下では28.6%に対して、1,050万円以上では、62.9%と2倍以上の格差が見られ、格差はわずかであるが拡

大している。

さらに、所得階層別大学進学率を中学校3年生時の成績の自己評価別にさらに詳しく見ると、図3のように、「CRUMP2006」では、成績上位者では、4年制大学進学率は、低所得層67.0%に対して、高所得層72.9%とあまり大きな差は見られず、所得階層と大学進学率の相関が見られないことが大きな特徴であった。子どもの成績が良い場合には、保護者は何とかして子どもを大学に進学させている。私はこれを「無理する家計」と名付けた。こうした「無理する家計」が日本の大学進学を支えてきた。その背景にあるのは、子どもの教育は親の責任であり、教育費を負担するのは親として当然であるという教育観である（小林雅之『進学格差』ちくま新書、2008年）。

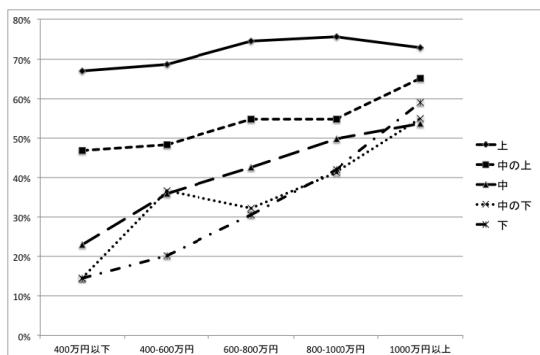


図10-3 中3成績別所得階層別4年制大学進学率（「CRUMP2006」）

しかし、「保護者調査2012」では、図4のように、こうした関係は見られず、成績に関わらず、所得階層と進学率には強い相関関係が見られるようになった。成績上位者でも、低所得層の進学率53.3%で、高所得層の76.9%と1.5倍近い格差がある。「無理する家計」の無理が続かなくなっている可能性が示唆されるのである。

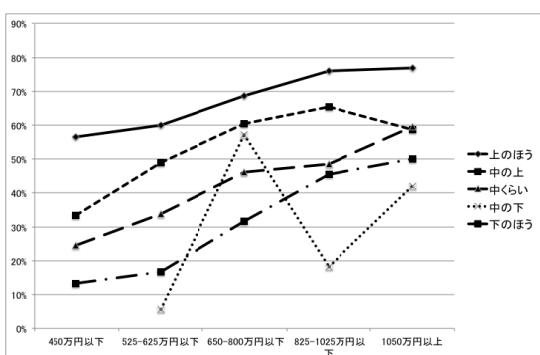


図10-4 中3成績別所得階層別4年制大学進学率（「保護者調査2012」）

3. 潜在的進学者の推計と給付奨学金の効果

ここでは、高校卒業後に進学を断念した者（潜在的進学希望者）の数を推計する。しかし、低所得者では高校進学時にすでに高等教育への進学を断念している者が少くないことが示されていることに注意する必要がある。ここでは、高等教育への非進学者（高卒就職者）のうち、経済的理由で進学できなかつた者がどのくらいいるのか、CRUMP2006、保護者調査2012、同2013の3つの調査結果を用いて推計する。3つの調査を用いるのは、推計の基礎となる数字がアンケート調査の結果、すなわち学生や保護者の意識レベルであるため、より多くの調査結果を用いて推計結果を検討することが望ましいことと、3つの調査の質問項目が異なり、単に進学できなかつた者から、大学や短大や専門学校という学校種までの推計をしているためである。この推計は、かなり荒いものであり、推計値の細かな差はあまり意味がなく、傾向を示すものとみるべきであることに注意する必要がある。こうした推計がまったくない現状では、こうした荒い推計も意味があると考えて、ここで検討する。

3つの調査に基づく潜在的進学者数の推計方法は以下の通りである。ここでは、高卒保護者調査2012を例に取り、説明する。

高卒後の進路 「就職 15.9%」（2012年度学校基本調査では 16.8%）

「経済的に進学が難しかった」「できれば4年制大学に進学してほしかった」

「とてもあてはまる」3.0%と「あてはまる」8.3%で計 11.3%である。

2012年度高卒者数 105万人 * 就職率（16%）* 11.3% = 1.9万人。

ここから、経済的理由で4年制大学へ進学できなかつた者は1.9万人と推計される。

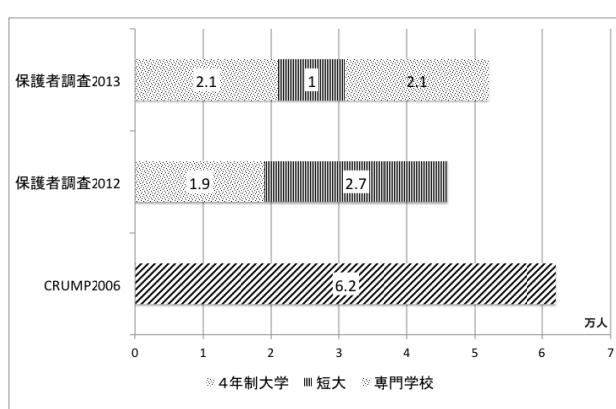


図 10-5 経済的理由で進学が困難

この方法による推計の結果は、図 5 のように、CRUMP2006 では、6.2 万人、保護者調査 2012 では 4.6 万人（4 年制大学 1.9 万人、短大・専門学校 2.7 万人）、保護者調査 2013 では、5.2 万人（4 年制大学 2.1 万人、短大・専門学校 3.1 万人）と推計される。CRUMP2006 よりも経済的な理由で進学が困難な者はやや減少しているとみられる。2012 年と 2013 年の推計値はあまり変わらない。4 年制大学より短大・専門学校の方が進学を断念した者が多いと見られることが注目される。

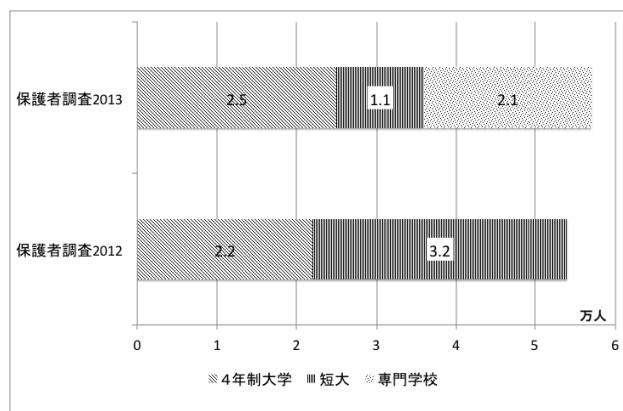


図 10-6 給付奨学金がもらえたなら進学

次に給付型奨学金がもらえたなら進学したかったとする者は、保護者調査 2012 では、5.4 万人（4 年制大学 2.2 万人、短大・専門学校 3.2 万人）、保護者調査 2013 では、5.7 万人（4 年制大学 2.5 万人、短大・専門学校 3.2 万人）となっていて、年度による差はあまり見られない。ここでも、4 年制大学より短大・専門学校の方が給付型奨学金をもらえたなら進学したかった者が多いと見られる。

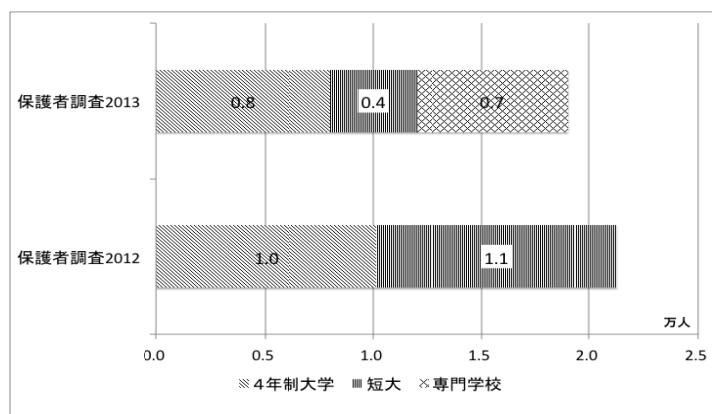


図 10-7 経済的に困難で給付型奨学金があれば進学

両者の質問を組み合わせて、「経済的に困難」かつ「給付型奨学生がもらえたなら進学」とする者の推計については、図7のとおりで、保護者調査2012では2.1万人（4年制大学1.0万人、短大・専門学校1.1万人）、保護者調査2013では、1.9万人（4年制大学0.8万人、短大0.4万人・専門学校0.7万人）となっている。

このように、毎年少なくとも約2万人が進学を断念しているとみられる。これは毎年の数字だけに決して小さいとは言えず、経済的支援により改善が図られる必要があると考えられる。

4. 教育費の負担方法

このように、教育機会と所得階層が強く結びついていることが改めて確認された。しかし、日本の教育機会の格差は諸外国に比べるとかなり小さいことも事実である。その要因を私は「無理する家計」と名付けた。親が子どもの教育に責任を持つのは当然であるという教育観のもとで、日本の親たちは子どもの教育費を負担してきた。特に、低所得層で家計にゆとりがない場合でも、親たちは無理をして教育費を捻出し、子どもを進学させてきた。こうした「無理する家計」が、結果として、教育機会の格差を拡大させないことに大いに貢献してきたのである（詳細は小林2008年）。

しかし、親たちがどのように「無理をして」教育費を捻出しているのか。一つの調査の例として、日本政策金融公庫「教育費負担の実態調査結果（国の教育ローン利用勤務者世帯）」（2014年度）によると、世帯年収に占める在学費用の割合は、平均17%となっている。この教育費の捻出方法（3つまで選択）としては、「教育費以外の支出を削っている」が30.5%、「預貯金や保険などを取り崩している」が28.5%、「奨学生を受けている」が19.9%、「子供（在学者本人）がアルバイトをしている」が16.1%、「共働きを始めた」が11.4%、「残業時間やパートで働く時間を増やした」が9.2%となっている。

節約については、「旅行・レジャー費」が62.9%と最も高い割合となっており、次いで「外食費」の59.1%や「衣類の購入費」の41.2%を節約したとしている。このように家計が様々な費用の節約によって教育費を捻出していることが明らかにされていて、「無理する家計」の実態が伝わってくる。

東京私大教連「私立大学新入生の教育費負担調査」は、私立大学新入生の家庭を対象とした調査で2013年度調査では、入学費用を「借り入れ」した家庭は17.0%である。「借り入れあり」を居住形態別でみると、「自宅外通学者」が20.2%で「自宅通学者」の15.0%に比べ高い傾向にある。この「借り入れ」のある者では、教育費の

負担が「たいへん重い」が72.1%、「重い」が27.2%と、合わせて99.3%とほとんどが教育費負担を重いと回答している。なお、「借り入れ」なしの者でも、同じく重いと回答した者は90.8%となっている。

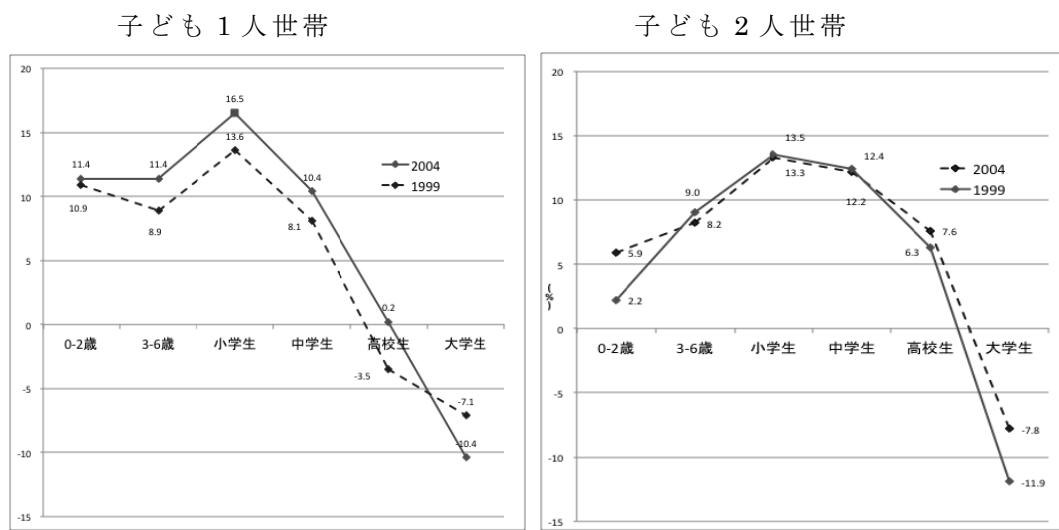


図 1 子どもの年齢別家計の貯蓄率

【出典】総務省「全国消費実態調査」

(文部科学省「平成 21 年度文部科学白書」より引用)

なお、多くの家計が預貯金の取り崩しで、教育費を捻出していることは、図8のように、大学生を持つ家計の貯蓄率がマイナスになっていることにも示されている。

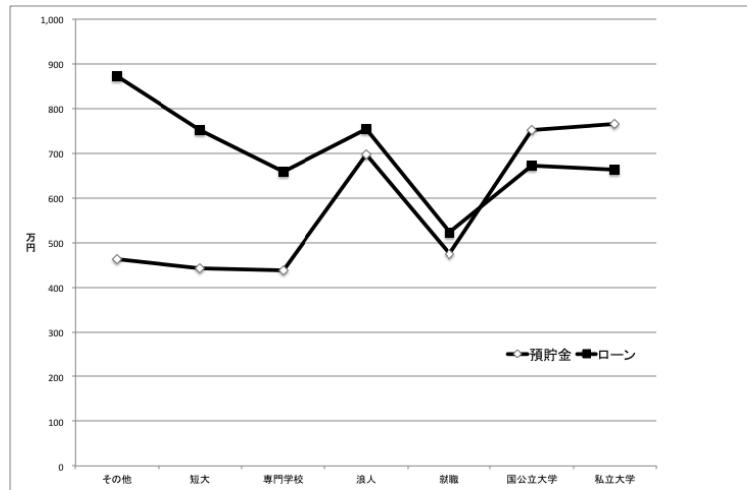


図 2 進路別預貯金と負債

【出典】「保護者調査 2013」

預貯金と負債と進路の関連を見ると、図9のように、最も預貯金の多いのは私立大学進学で次いで国公立大学進学である。次に浪人となっており、大学進学と預貯金の多寡が密接に関連していることがわかる。これに対して、負債は、浪人と短大進学が多くなっている。また、両者のギャップが大きいのは、短大進学と専門学校進学の場合で、教育費の捻出に「無理する家計」が多いと見られる。逆にギャップが比較的小さいのは、国公立大学進学と私立大学進学と就職と浪人の場合である。このように、預貯金や負債と進路との間に密接な関連があることが改めて示された。

5. ローンの問題

日本以外の主要国では、学士課程段階で給付奨学生金があるが、日本では授業料減免を除いて給付奨学生金がなく、ローンのみである点が際だっている。日本学生支援機構（以下、支援機構と表記）の奨学生金は貸与奨学生金と呼ばれているが、国際的には学資ローン（student loan）と呼ばれるものには等しい。しかし、支援機構第1種奨学生金は完全な無利子であるうえに、減額返済など、直接目に見えないものの利子補給の形で、公的補助がなされている。その点では、給付奨学生金の要素を持っているが、このような優遇措置等があることにより、単なるローンではないとされている。しかし、大きく見れば、学資ローンであることは否定できない。この点では、日本は各国の中で最もローン比率の高い国のひとつである。

奨学生金と関連して近年欧米で大きな問題となっているのはローン負担とローン回避問題である。公財政負担軽減のため、各国とも給付奨学生金（グラント）から貸与奨学生金（ローン）へのシフトが急速に進んでいる。しかしローンの場合には、ローン未返済に陥る可能性は大なり小なり必ず存在する。このため学生や家計は将来の負担を恐れてローンを回避する傾向がある。とりわけ低所得層ほどローン回避し、高等教育機会の選択に影響し、低廉な教育機会（短期高等教育や自宅通学など）を選択したり、ひいては進学を選択しない傾向があることが明らかにされてきた。これは、高等教育の機会均等のための奨学生金がローンの場合には、最も経済的支援を必要とする層が支援を受けないことになり、効果がないことを意味しているため、大きな問題となり、英米では、ローン未返済やローン回避傾向に関する研究がなされている。

日本でも「保護者調査 2013」によれば、図10のように、英米の研究結果と同様、全体としては、ローン回避は保護者・高校生とも高所得層ほど高いが、保護者について最も低所得層（第I分位）の場合、ローンを回避する傾向が示された。支援機

構奨学金は、第2種で最高月額12万円であるから、4年間では利子を含めれば約650万円となる（利子率1.7%として計算）。こうした返済額は低所得層ほど重く感じられる。このため、負担を恐れて低所得層でローン回避の傾向があるとすれば、今後の奨学金のあり方を検討する必要を示している。

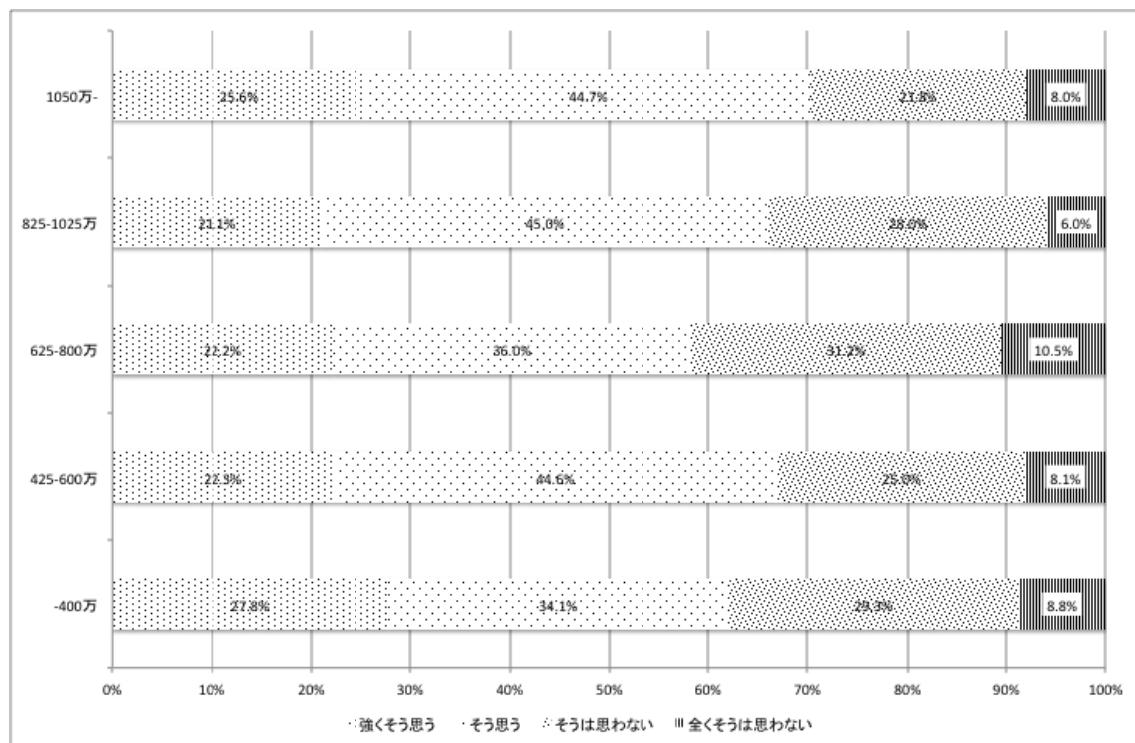


図 10-10 所得階層別「返済が必要な奨学金は、負担となるので、借りたくない」

【出典】「保護者調査 2013」

6. 情報ギャップの問題

授業料や奨学金の問題に関して、最近注目される問題は情報ギャップである。授業料やローンの制度は複雑化している。様々な種類の奨学金やローンがあるだけでなく、利子率や返済方法なども十分な金融知識がないと、理解することが難しい状況になってきている。特に低所得層の場合には、日頃金融関係に疎く、情報や知識の豊富な高所得層と大きなギャップを生じる。これを情報ギャップといい、各国ともこの問題に注目が集まってきた。このような知識や理解を促進するのが、金融教育である。

この情報ギャップの問題や金融教育について、文部科学省「学生の経済的支援に

関する検討会」では、支援機構と日本弁護士連合会の双方からヒアリングを行ったが、両者の主張の差は小さくない。支援機構では、奨学金について十分に周知しており、相談があれば応ずるとしているのに対して、日本弁護士連合会の側では、突然一括返還を迫られたケースがあるとしている。事実がどのようにになっているかは明らかではないが、いずれにしても双方の主張にはギャップがあることは確かである。

支援機構には情報ギャップを生まないようにできる限りの努力を求めるが、支援機構の努力だけでは限界があり、大学や高校などの教育機関あるいは生協や民間育英会などの関連団体によって、奨学金に関する情報や返還についての理解を得る仕組みを作っていくことが必要だろう。

実際、保護者調査 2013 でみると、進学者の保護者でも、支援機構奨学金について、「聞いたことがない」と答えた者は 9.6% だが、「知っているが内容は詳しく知らない」が 42.2% で、「この奨学金のことをよく知っている」と答えた者は 48.2% となっている。利用する必要がない者が詳しく知っていないのは当然かもしれないが、逆に応募した者の中でも約 1 割は詳しく知っていない。

また、就職者では、「聞いたことがない」が 13.2% で「知っているが内容は詳しく知らない」が 49.1% となっている。詳しい内容がわかれれば進学を選択した可能性がある者も中にはいると思われる。

他方、ローン負担などで進学を回避した者もある可能性がある。先の推計のように、少なくとも約 2 万人が毎年、進学を断念したと推計されるが、この中にはローン回避によって断念した者も含まれると見られる。しかし、保護者調査では、その人数まで推計することは難しい。

7. 所得連動型返済制度の設計

奨学金の負担やローン回避の問題に対して、注目されているのが、所得連動型返済といわれる返済方式である。所得連動型返済は、卒業後の所得に応じて返済する方式で、低所得ほど返済の負担が少ない。それゆえ、ローン負担、ローン回避の問題に対する最も優れた返済方法といわれている。所得によって返済額や返済猶予が決定されるため、「返せない」と「返したくない」の区別が明確につけられる。また、源泉徴収にすれば、未返済の割合は著しく減少する。

所得連動型返済には幾つかの要素があり、その組み合わせによって返済方法には相違がある。具体的には、次の 6 つの要素が重要である。

- (1) 所得に応じた返済額（所得の一定の割合）
- (2) 一定所得額（閾値）以下の返済猶予
- (3) 一定期間あるいは年齢で帳消しルール
- (4) 利子補給
- (5) その他の考慮すべき要因（家族人数など）
- (6) 源泉徴収あるいは類似の方法

上記の要素を変えることにより返済額は変化し、返済期間も変わる。所得の何パーセントを返済額にするかで返済額が決定されるのは自明だが、閾値の設定も重要である。閾値以下の所得の場合には、返済は猶予される。さらに一定期間や年齢で帳消しになる場合には、結果的には貸与総額を返済しないことが起こりうる。したがって、閾値を高くしたり、返済期間を短くすれば、その可能性は高まる。

また、利子率の設定も重要で、所得連動型返済では低所得ほど返済額は少なくなるので、返済は長期化し、有利子の場合には返済総額が増加する。このため、利子補給によって実質無利子にするなどの措置が取られている場合もある。

このように、所得連動型返済は、所得に応じた返済額によりローン負担を軽減し、一定所得以下では返済が猶予されるため、ローン回避傾向に対して有力な方法である。また、一定年度後に残りの債務を帳消しにする制度設計をすれば、ローン回避問題に対する解決になるだけでなく、債務を償却することにより債務が累積するという問題も解消できる。

このように所得連動返済は優れた方式と言われているが、所得の把握と源泉徴収のため、納税者番号制度と国税当局の協力が不可欠である。また、既に述べたように、制度の設計によっては未返済をむしろ増加させる、あるいは利子補給が必要となるなど、公的負担は増加する。

所得連動型返済は、オーストラリア、イギリス、アメリカなどで採用されている。その概要是表1のとおりである。この中でとくに重要な返済額について、イギリスの場合には、(所得-2.1万ポンド) × 9%と計算されるため、実質的には所得の0～3.6%であり、オーストラリアの場合には、所得の0～8%である。アメリカの場合には、0～10%である。このように、かなり返済額についての考え方も違っている。

また、もう一つ返済に大きな影響を与える閾値は、イギリスは約360万円(2.1万ポンド)、オーストラリアは約470万円(51,309ドル)、アメリカは家族人数に応じて100から500万円(1から5万ドル)となっている。なお、イギリスの場合に

は、2011年まで1.5万ポンドであった。2012年より2.1万ポンドに引き上げられたため、未返済額が増加することが議論されている。

また、一定期間や一定年齢で返済を免除する場合もある。イギリスでは30年間あるいは65歳、アメリカでは20年間（公的サービス従事者は10年）で残額は帳消しとなる。

表 10-1 各国の所得連動型返済方式

| | オーストラリア | イギリス | アメリカ |
|---------------|-------------------------------|-----------------------|--------------------------------------|
| 名称 | HECS | 授業料ローンと生活費ローン | 所得基礎型返済プラン (IBR, Pay As You Earn) |
| 返済額 | 課税所得に0から8%の返済率をかけた額（前払い10%割引） | 所得から下記の金額を引いた額の9% | 所得から下記の金額を引いた額に、所得と家族人数に応じて0から10% |
| 返済猶予最高額 | 51,309ドル | 21,000ポンド | 家族人数に応じて10,000～50,000ドル |
| 徴収方法 | 源泉徴収 | 源泉徴収 | 小切手等 |
| 利子率 (政府補助) | 物価上昇率（実質利子率ゼロ） | 物価上昇率+0～3% (所得による) | 有利子（政府補助なし） |
| 返済免除 | 本人死亡 | 30年間または65歳 | 20年間または公的サービス10年 |

注：オーストラリア HECSは教育費用だけではなく将来の所得に基づく返済額。

注：アメリカの連邦政府ローンの所得連動型返済プランにはこの他、Income ContingentとIncome Sensitive Repayment Loanがある。

その他の要素として、オーストラリアとイギリスでは個人の所得のみが返済の基

準（配偶者の所得などは考慮されない）が、アメリカでは家族人数が考慮される。これらについても、各国の教育観や家族観が反映されている。

イギリスのローンはすべて所得連動型であり、アメリカでも、一部の連邦政府ローンに限られているが、積極的な導入が図られている。わが国でも、所得連動型ローンの導入について、早急に検討をする必要があろう。実際わが国でも、平成24年度から支援機構第1種奨学金について、所得連動型返還制度が導入された。しかし、この制度は、所得が300万円（税込み）以下では、返還が猶予になるというもので、所得に応じた返済額という本来の所得連動型に比べると不完全なものである。さらに、第1種奨学金に限られているだけでなく、申請時の家計支持者（父母共働きの場合は父母の合算額）の所得が300万円以下という制限も設けられている。こうした点は今後改善していく必要がある。

しかし、所得連動型返還の導入に際しては、これ以外にも解決すべき課題も多い。最大の課題は、所得の把握であり、これには納税者番号制度が前提になる。これについては平成29年度から実施されるマイナンバー制度に合わせて、所得連動型返還を実施するような制度を設計することが構想されている。その場合でも、返還の基準となる所得額について、個人を単位とするのか、家計を単位とするのか、返還猶予の最高所得額をどの程度に設定するか、所得の何パーセントを返還するのかなど、様々な技術的な課題がある。また、高所得が望めない公共性の高い職業に一定期間従事すれば、減免する制度なども合わせて議論する必要があろう。

オーストラリアやイギリスのローンは、実質無利子（インフレーション分のみスマイルド制）である。ただし、イギリスでは2012年度から所得に応じた0から3%の利子を導入した。これに対して、アメリカの連邦政府の無利子ローンは、一部のローンに限られ、しかも在学中のみである。無利子であるのは、政府による利子補給がなされているためであるが、英米とも、利子補給について廃止の主張があり、イギリスでは一部有利子が導入された。これに対して支援機構の第1種奨学金はまったく無利子であることが大きな特徴となっている。インフレ率に連動していない点でまったく無利子である。さらに、第2種奨学金の一部で変動金利制が導入されているが、現在のところ市場利子率が低いため、利子は大きな問題となっていない。しかし、将来市場利子率が上昇すれば、キャップ3パーセントを超えるケースもありうる。こうした点について、どのような制度設計をすべきか、将来を見通した検討がなされる必要があろう。

また、各国とも導入されているのが、一定の条件を満たした時にローンの返済を減免する制度である。たとえば、既に述べたように、アメリカでは、所得基礎型ロ

ーンなどでは、10年間公的職業に就いた場合、ローンの残額の返済は免除される。イギリスでは30年間返済した後あるいは65際に達した場合、残額は帳消しにされるほか、ローンを給付奨学金に変更し実質的に減免になる制度や教師や看護職になる場合にも給付奨学金が支給される。こうした学士課程の学生について、返済の減免の仕組みのない我が国ときわめて対照的であり、この点についても検討する必要がある。

＜注＞

¹ この調査結果は、東京大学・大学経営・政策センターのホームページに掲載されている。また、小林雅之『進学格差』ちくま新書に結果の一部を示した。

＜参考文献＞

- 小林雅之 2013年 a「大学授業料と奨学金の現状と戦略」『大学時報』No. 353, 30-35頁。
- 小林雅之 2013年 b「進学の格差の拡大と学生支援のあり方」『生活協同組合研究』Vol. 456, 29-36頁。
- 小林雅之 2013年 c「大学の教育費負担 -誰が教育を支えるのか」上山隆大他編『大学とコスト』岩波書店。
- 小林雅之 2013年「教育費『誰が負担』議論を」日本経済新聞 2013年9月30日。
- 小林雅之・劉文君 2013年『オバマ政権の学生支援改革』東京大学・大学総合教育研究センター。
- 小林雅之 2012年「家計負担と奨学金・授業料」日本高等教育学会編『高等教育研究』第15集、115-134頁。
- 小林雅之編 2012年『教育機会均等への挑戦 -授業料・奨学金の8カ国比較』東信堂。
- 小林雅之 2010年「教育費の家計負担の現状と課題」『個人金融』2010年春号, 22-29頁。
- 小林雅之 2009年『大学進学の機会』東京大学出版会。
- 小林雅之 2008年『進学格差』筑摩書房。

第11章 日本学生支援機構奨学金返還における延滞発生メカニズム —大学に注目して—

島一則（広島大学・高等教育研究開発センター）

1. 研究の背景と目的

本章では、日本学生支援機構によって実施された「奨学金の返還に関するアンケート調査」に基づいて報告された「奨学金の延滞者に関する属性調査結果」（平成24年度）に踏まえて、当該調査結果では必ずしも十分に検討・解説がなされていない延滞の発生とその継続の実態について紹介をしていくこととする。なお、以下で「奨学金」と表記するものは日本学生支援機構の奨学金のことを指している。

2. データと分析枠組

2-1 データ

本章で用いるデータは、日本学生支援機構によって実施された「奨学金の返還に関するアンケート調査」となる。当該調査は平成24年11月に日本学生支援機構により実施されたもので、現在奨学金の延滞状況にあるものとそうでないものをそれぞれ学種別（高等学校・高等専門学校・短期大学・大学・大学院・専修学校（専門課程）・専修学校（高等課程））にランダムサンプリングし、調査の協力を依頼したものである。延滞者への発送件数は19,301件、回答件数3,873件で回答率は20.1%、無延滞者への発送件数は9,669件、回答件数2,477件で回答率25.6%となっている。なお、当該調査結果の概要については日本学生支援機構により「平成24年度奨学金の延滞者に関する属性調査結果」(http://www.jasso.go.jp/statistics/zokusei_chosa/24_chosa.html 2014年9月18日最終確認)として公表されている。これらの分析の多くは「学校種」計の分析となっているが、学校種によって、卒業後の経済状況や奨学金の貸与に関わるプロセス、奨学金制度についての認知等も異なることが予想される。そこで本稿では学校種を「大学」に絞って分析する。また、上述した分析においては基礎的な記述統計しか行われていないため、本稿では記述統計とともに延滞者と無延滞者との間の差異についてカイ二乗検定を行う。こうした分析を行う際に調査票への回答者が本人であるもので23歳以上のものに分析対象を限定した。そのうえで、延滞・無延滞がどのような要因に規定されているかについて、ロジスティック回帰分析を用いることにより検証を行うこととする。また、

ロジスティック回帰分析に関しては、分析対象者を 23 歳以上～40 才未満とし、現在留学中などの学生は分析対象から除外した。

2-2 分析枠組みと本章の構成

本章では、まず、①延滞者と無延滞者のおかれた経済状況（年収・就労状況）や基本属性（年齢・性別）について明らかにする（3 節 1 項）、次いで②奨学金の申請プロセスにおける奨学生本人の関与の状況や返還猶予制度・減額返還制度等についての認識状況について明らかにする（3 節 2 項・3 項）。③その上で、①・②の要因が奨学金の延滞・無延滞とどのような関係にあるのかについて、ロジスティック回帰分析を用いて明らかにする（4 節）。

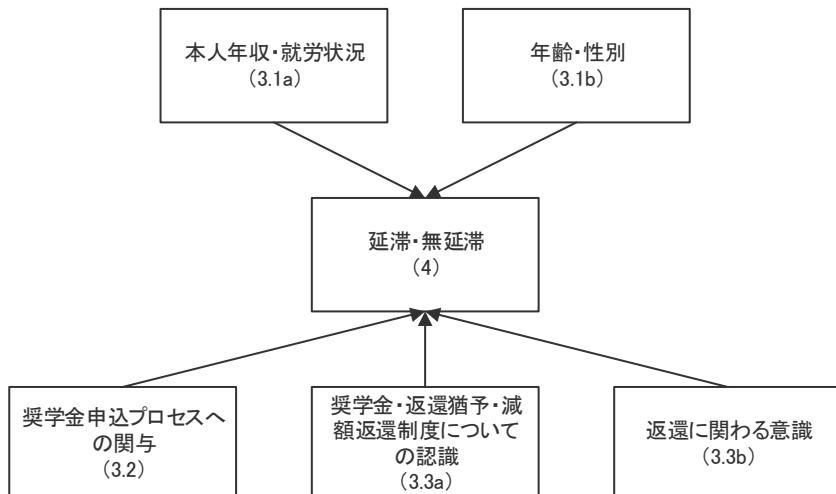


図 11-1 分析枠組み

3. 無延滞者と比較した延滞者の状況

3-1 延滞者と無延滞者の経済状況・基本属性の比較

最初に延滞者と無延滞者の年収の比較を行う。表 11-1 から明らかになることは、年収が 0 円～200 万円までのものの比率は延滞者で明確に高くなっていることである。一方で年収がそれ以上であるものの比率に注目すると、いずれも無延滞者で高くなっていることが分かる。また、延滞者は年間収入が 200 万円未満で 47.5% とほぼ半数となっている。一方無延滞者においては 30.1% に留まる。これらのことからも延滞者は低所得層に偏っていることは明白である。当該クロス表のカイ二乗値も 1% 水準で有意となっており、延滞・無延滞に関して本人年収が影響しているであろうことがここから明らかになる（なおここで「あろうこと」と断定していないの

は、二変数関係としては関係があると言えるが、その他の要因についての影響をコントロールした上でも関係があると言えるかどうかは4節のロジスティック回帰分析の結果を待つ必要があるためであり、以下同様の表記形式をとる)。

ただし、同時にこの結果は、年収が少なくとも延滞に陥ることなく返還を続いている層が存在していることも明らかにしていることに留意が必要である。これらの人々はどのような人たちなのか、どのように返還を行っているのか。引き続き経済状況と基本属性についてみていく。

表 11-1 延滞者・無延滞者の年収の比較

| | | 無延滞 | 延滞 | 合計 |
|-------------|----|--------|--------|--------|
| 0円 | 度数 | 84 | 132 | 216 |
| | % | 8.5% | 11.7% | 10.2% |
| 1~100万円未満 | 度数 | 79 | 155 | 234 |
| | % | 8.0% | 13.8% | 11.1% |
| 100~200万円未満 | 度数 | 134 | 248 | 382 |
| | % | 13.6% | 22.0% | 18.1% |
| 200~300万円未満 | 度数 | 266 | 264 | 530 |
| | % | 26.9% | 23.4% | 25.1% |
| 300~400万円未満 | 度数 | 189 | 180 | 369 |
| | % | 19.1% | 16.0% | 17.5% |
| 400~500万円未満 | 度数 | 134 | 78 | 212 |
| | % | 13.6% | 6.9% | 10.0% |
| 500~600万円未満 | 度数 | 50 | 45 | 95 |
| | % | 5.1% | 4.0% | 4.5% |
| 600~700万円未満 | 度数 | 19 | 10 | 29 |
| | % | 1.9% | 0.9% | 1.4% |
| 700~800万円未満 | 度数 | 13 | 5 | 18 |
| | % | 1.3% | 0.4% | 0.9% |
| 800~900万円未満 | 度数 | 7 | 3 | 10 |
| | % | 0.7% | 0.3% | 0.5% |
| 900万円以上 | 度数 | 13 | 6 | 19 |
| | % | 1.3% | 0.5% | 0.9% |
| 合計 | 度数 | 988 | 1126 | 2114 |
| | % | 100.0% | 100.0% | 100.0% |

表 11-2 は延滞者と無延滞者の本人の就労状況についてみたものである。カイ二乗値に注目すると、本人就労状況と延滞・無延滞の間に関係があることが予想される。特に大きな差が見られるのが、「常勤社（職）員」であり、延滞と無延滞を比較すると 21.4%ほど無延滞者でその値が高くなっていることが分かる。一方で延滞の方で大きくなっているのが、「無職・失業中/求職中」であり、こうした就労状況に置かれると奨学金の返還が困難となることが見て取れる。その一方で、「常勤社（職）員」でありながら、延滞をしているものも 44.9%存在するし、「無職・失業中/求職中」でありながら延滞をすることなく返還を続けているものがいることも明らかになっ

た。

表 11-2 延滞者・無延滞者の本人就労状況の比較

| | | 無延滞 | 延滞 | 合計 |
|--------------------------------|----|--------|--------|--------|
| 常勤社(職)員 | 度数 | 658 | 510 | 1168 |
| | % | 66.3% | 44.9% | 54.9% |
| 常勤社(職)員(雇用期限がある) | 度数 | 67 | 77 | 144 |
| | % | 6.8% | 6.8% | 6.8% |
| 非常勤社(職)員(週当たりの勤務時間が短く、雇用期限がある) | 度数 | 80 | 153 | 233 |
| | % | 8.1% | 13.5% | 11.0% |
| 派遣社員 | 度数 | 26 | 67 | 93 |
| | % | 2.6% | 5.9% | 4.4% |
| 自営/家業 | 度数 | 30 | 94 | 124 |
| | % | 3.0% | 8.3% | 5.8% |
| 専業主婦(夫) | 度数 | 61 | 48 | 109 |
| | % | 6.1% | 4.2% | 5.1% |
| 無職・失業中/求職中 | 度数 | 62 | 178 | 240 |
| | % | 6.3% | 15.7% | 11.3% |
| その他 | 度数 | 8 | 8 | 16 |
| | % | 0.8% | 0.7% | 0.8% |
| 合計 | 度数 | 992 | 1135 | 2127 |
| | % | 100.0% | 100.0% | 100.0% |

次に、延滞者・無延滞者の基本的属性として年齢と性別についてみていくこととする。図表は省略するが、年齢に関してここで極めて明確になるのは、無延滞者層において 20 代の比率が極めて高く（60.2%・延滞者 27.3%）、一方延滞者層で 30 代（43.9%）、40 代の比率（24.7%）が高くなっていることである（無延滞者はそれぞれ 38.3%・1.5%）。また、性別については、無延滞者において女性の比率が高く（55.2%）、延滞者で男性の比率が高くなっている（67.4%）。なお、いずれのカイ二乗検定結果も 1% 水準で有意となっている。このように延滞・無延滞とこうした年齢・性別の間に関係があるであろうことはみえてきた。

3-2 延滞者と無延滞者の奨学金申込プロセスにおける本人の関与状況の比較

次に本項では、奨学金の申込プロセスにおける本人関与の状況に関して、延滞者と無延滞者でどのように違いがあるのかについて、見ていくこととする。表 11-3 から明らかになるのは、「本人」もしくは「親（または祖父母等の家族）」とする回答については延滞者と無延滞者で大きな差はない。その一方で、無延滞者と比較して延滞者において多くなっているのが「わからない」とする回答であり、延滞者と比較して、無延滞者で多くなっているのが「本人と親等」となっている。ここで興味深いのは、奨学金受給者でありながら申請書類を誰が作成したか「わからない」とするものが 4.4% 存在するということである。このことはそもそも申請したのが本人ではなく、「誰が申請したかわからない」ものについての返還を行うという意味

において延滞の遠因となりうるとも解釈しうる。また一方で、「本人と親等」との回答については、両者による返還義務等についてのダブルチェックがなされているとも考えられ、延滞を抑制する要因となる可能性を有しているといえる。

表 11-3 奨学金申請書類の作成者に関する延滞者・無延滞者の比較

| | | 無延滞 | 延滞 | 合計 |
|---------------|----|--------|--------|--------|
| 本人 | 度数 | 556 | 619 | 1175 |
| | % | 56.1% | 54.6% | 55.3% |
| 親(または祖父母等の家族) | 度数 | 179 | 244 | 423 |
| | % | 18.1% | 21.5% | 19.9% |
| 本人と親等 | 度数 | 237 | 194 | 431 |
| | % | 23.9% | 17.1% | 20.3% |
| わからない | 度数 | 17 | 77 | 94 |
| | % | 1.7% | 6.8% | 4.4% |
| その他 | 度数 | 2 | 0 | 2 |
| | % | 0.2% | 0.0% | 0.1% |
| 合計 | 度数 | 991 | 1134 | 2125 |
| | % | 100.0% | 100.0% | 100.0% |

次に、奨学金の申請を勧められた場合に、誰から勧められたかとする質問に対する回答結果が表 11-4 となる。ここから明らかになるのは、無延滞者と比較して延滞者では「親(または祖父母等の家族、親戚)」とする比率が低く、「学校の先生や職員」とする回答が多くなっているということである。ここで「学校の先生や職員」とする回答に関して、彼らが学生のことを思って行動していることは間違いない。ただし、奨学金を借りるということにむけての意識は「親(または祖父母等の家族、親戚)」と変わりはないであろうが、「返還」に関しての意識はどうであろうか。こうした申請時点での奨学金の申請を勧める者の意識・認識の差が延滞・無延滞に影響を及ぼしている可能性は否定できないであろう。

表 11-4 奨学金の申請を勧められたケースに関する延滞者・無延滞者の比較

| | | 無延滞 | 延滞 | 合計 |
|------------------|----|--------|--------|--------|
| 親(または祖父母等の家族、親戚) | 度数 | 533 | 419 | 952 |
| | % | 84.9% | 63.0% | 73.6% |
| 学校の先生や職員 | 度数 | 88 | 214 | 302 |
| | % | 14.0% | 32.2% | 23.4% |
| 友人・知人 | 度数 | 7 | 31 | 38 |
| | % | 1.1% | 4.7% | 2.9% |
| その他 | 度数 | 0 | 1 | 1 |
| | % | 0.0% | 0.2% | 0.1% |
| 合計 | 度数 | 628 | 665 | 1293 |
| | % | 100.0% | 100.0% | 100.0% |

3-3 延滞者と無延滞者の奨学生に関する認識

さらに本項では奨学生に関する各種の認識について明らかにしていく。まず、返還義務の認識時期についてであるが、無延滞者と比較して延滞者では、貸与手続きを行う前に返還義務を知っていたとする比率がおよそ 25%程度ほど低くなっている。一方で、それ以降に関しては、いずれも延滞者の比率が高くなっている。また、無延滞者については、返還開始前には 98%強が返還義務について認識をしているが、延滞者については 6.7%がいまだ返還義務を知らないといった状況にあることが明らかになった。こうした結果からは、返還義務認識が遅れるほど延滞に陥る可能性が高いであろうことが見て取れる。

表 11-5 奨学生の返還義務認識時期に関する延滞者・無延滞者の比較

| | | 無延滞 | 延滞 | 合計 |
|-------------|----|--------|--------|--------|
| 貸与手続き行う前 | 度数 | 892 | 732 | 1624 |
| | % | 89.9% | 64.7% | 76.5% |
| 貸与手続き中 | 度数 | 46 | 156 | 202 |
| | % | 4.6% | 13.8% | 9.5% |
| 貸与中 | 度数 | 34 | 86 | 120 |
| | % | 3.4% | 7.6% | 5.7% |
| 貸与修了時 | 度数 | 3 | 39 | 42 |
| | % | 0.3% | 3.4% | 2.0% |
| 貸与修了後～返還開始前 | 度数 | 6 | 43 | 49 |
| | % | 0.6% | 3.8% | 2.3% |
| 返還開始～督促前 | 度数 | 1 | 19 | 20 |
| | % | 0.1% | 1.7% | 0.9% |
| 延滞督促を受けてから | 度数 | 3 | 30 | 33 |
| | % | 0.3% | 2.7% | 1.6% |
| わからない | 度数 | 7 | 25 | 32 |
| | % | 0.7% | 2.2% | 1.5% |
| その他 | 度数 | 0 | 1 | 1 |
| | % | 0.0% | 0.1% | 0.0% |
| 合計 | 度数 | 992 | 1131 | 2123 |
| | % | 100.0% | 100.0% | 100.0% |

次に、返還にあたっての猶予制度に関する認識についてみていく（表 11-6）。まず当該設問は「奨学生本人が病気や経済困難（年収 300 万円以下が目安）等ある場合、申請により返還期限を猶予する制度がありますが、この制度についてご存知ですか」との形で問われている。全体として、返還猶予制度について「知っている」とする比率はおおむね半数にとどまっている。この数値は一見すれば、値が低く制度についての周知が不十分であると単純に理解されかねないが、実際には、延滞開始前には制度上返還猶予制度についての通知が届くこととなっている。にもかかわ

らず、延滞者についてこの数値が 100% となっていないのは、「多くの」回答者がそうした連絡が来る前から返還猶予制度を知っていたかどうかについて、回答したためであろう。また、その一方で、この数値の中にはそうした通知が来たことをふまえて現在「知っている」と回答したもののが少なからず存在していることが予想される。実際、延滞者は無延滞者に比して返還猶予制度を知っているとするものの比率が 6% ほど高くなっている。こうした観点からは当該数値は、調査設計上の問題を含んだ値となっていることには留意が必要である（なお、この点については現在質問項目の修正を検討中である）。

表 11-6 奨学金の返還猶予制度についての認識に関する延滞者・無延滞者の比較

| | | 無延滞 | 延滞 | 合計 |
|--------|----|--------|--------|--------|
| 知っている | 度数 | 453 | 587 | 1040 |
| | % | 45.7% | 51.9% | 49.0% |
| 知らなかった | 度数 | 539 | 544 | 1083 |
| | % | 54.3% | 48.1% | 51.0% |
| 合計 | 度数 | 992 | 1131 | 2123 |
| | % | 100.0% | 100.0% | 100.0% |

次に、減額返還制度についての認識についてみていく（表 11-7）。まず当該設問は「奨学生本人が病気や経済困難（年収 300 万円以下が目安）等である場合、返還期限を延長し毎月の月額を減額する減額返還制度がありますが、その制度についてご存知ですか」との形で問われている。こちらについては、延滞者ほど減額返還制度について「知らない」「あまり知らない」という比率が明確に高くなっていることが分かる。

表 11-7 奨学金の減額返還制度についての認識に関する延滞者・無延滞者の比較

| | | 無延滞 | 延滞 | 合計 |
|-----------|----|--------|--------|--------|
| よく知っている | 度数 | 44 | 48 | 92 |
| | % | 4.4% | 4.3% | 4.3% |
| だいたい知っている | 度数 | 287 | 195 | 482 |
| | % | 29.0% | 17.3% | 22.8% |
| あまり知らない | 度数 | 239 | 337 | 576 |
| | % | 24.2% | 29.9% | 27.2% |
| 知らない | 度数 | 419 | 546 | 965 |
| | % | 42.4% | 48.5% | 45.6% |
| 合計 | | 989 | 1126 | 2115 |
| | | 100.0% | 100.0% | 100.0% |

最後に、奨学金の返還について「借りたものなので必ず返さなければならない」という点についての認識は、無延滞者と延滞者の間に大きな差ではなく、実際にカイ二乗検定に基づいても統計的に有意な差がないことが明らかになった。すなわち、ここからは、延滞となる理由が「借りたものなので必ず返さなければならない」という基本的な認識がなされていないということによるものではないことが明らかになる。

表 11-8 奨学金の返還についての認識に関する延滞者・無延滞者の比較

| | | 無延滞 | 延滞 | 合計 |
|------------|----|--------|--------|--------|
| とてもそう思う | 度数 | 691 | 746 | 1437 |
| | % | 69.7% | 66.1% | 67.8% |
| そう思う | 度数 | 267 | 337 | 604 |
| | % | 26.9% | 29.9% | 28.5% |
| どちらともいえない | 度数 | 25 | 39 | 64 |
| | % | 2.5% | 3.5% | 3.0% |
| そう思わない | 度数 | 5 | 5 | 10 |
| | % | 0.5% | 0.4% | 0.5% |
| まったくそう思わない | 度数 | 3 | 1 | 4 |
| | % | 0.3% | 0.1% | 0.2% |
| 合計 | 度数 | 991 | 1128 | 2119 |
| | % | 100.0% | 100.0% | 100.0% |

4. 延滞の規定要因分析

それでは、最後に以上の分析を踏まえたうえで、延滞・無延滞についてのロジスティック回帰分析を行う。分析に用いる変数についてであるが、従属変数は「延滞者 = 1」「無延滞者 = 0」とする延滞ダミー変数とした。独立変数については、経済状況について、本人年収ダミー（年収 400 万円以上を基準）と本人の就労状況ダミー（非常勤社（職）員を基準）を用いる。次に、本人属性としては、年齢については 20 代ダミーとして、30 歳代を基準とし（なお 40 歳代以上は延滞者が著しく少なくなるので、ロジスティック回帰分析からは除外した）、性別については女性 = 1、男性 = 0 とした。属性の最後に地域ダミー変数を加える（東海を基準とする）。次に、奨学金制度に関わる変数について整理する。まず、利用した奨学金種別に関するダミー変数（「2 種のみ」を基準とする）を加える。次に奨学金の申請書類作成者については、親書類作成・わからないダミーを用いる（「本人」・「本人と親等」の合算を基準）、奨学金を勧めた者については、「親祖父母」「先生職員」「友人知人」ダミー（奨学金を勧めた者なしを基準）を用いる。返還義務認識については、「貸与手続き後」「認識時期分からない」ダミーを用いる（貸与手続き前を基準とする）。返還猶予

制度についての認識は、「知っていた」「ある程度知っていた」を「1」それ以外を「0」とした。さらに、減額返還制度についての認識に関しては、同じく「知っていた」「ある程度知っていた」を「1」それ以外を「0」とした。最後に、奨学金の返還意識については、「借りたものなので必ず返さなければならない」という点について「そう思わない」「まったくそう思わない」を「0」とし、「とてもそう思う」「そう思う」を合わせて「返還しなければならない=1」、「どちらとも言えない」を「返還どちらともいえない=1」とした。

表 11-9 奨学金延滞の規定要因分析（ロジスティック回帰）

| | B | Exp(B) | Sig. |
|---------------------|--------|----------|------|
| 本人収入無し | 1.328 | 3.773 | .002 |
| 本人年収1円から100万円 | 1.156 | 3.178 | .001 |
| 本人年収100から200万円 | 1.706 | 5.505 | .000 |
| 本人年収200から300万円 | 1.183 | 3.266 | .000 |
| 本人年収300から400万円 | 1.079 | 2.942 | .000 |
| 常勤社（職）員 | -.272 | .762 | .300 |
| 常勤社（職）員（雇用期限がある） | -.139 | .871 | .663 |
| 派遣社員 | .632 | 1.882 | .079 |
| 自営家業 | -.030 | .970 | .938 |
| 専業主婦（夫） | .017 | 1.017 | .971 |
| 無職・失業中・求職中 | .614 | 1.848 | .066 |
| 本人就労その他 | -.029 | .971 | .969 |
| 性別 | -1.137 | .321 | .000 |
| 二十代 | -1.358 | .257 | .000 |
| 北海道 | -.165 | .848 | .667 |
| 東北 | .698 | 2.010 | .029 |
| 関東・甲信越 | .163 | 1.177 | .510 |
| 東京 | .428 | 1.534 | .111 |
| 近畿 | .204 | 1.226 | .425 |
| 中国・四国 | .108 | 1.114 | .719 |
| 九州沖縄 | .872 | 2.391 | .001 |
| 一種 | -.536 | .585 | .000 |
| 併用 | -.241 | .786 | .210 |
| 親書類作成 | -.107 | .898 | .543 |
| 書類作成者わからない | 1.103 | 3.015 | .010 |
| 奨学生勧誘者親祖父母等 | -.040 | .961 | .795 |
| 奨学生勧誘者先生職員 | .920 | 2.510 | .000 |
| 奨学生勧誘者友人知人 | .933 | 2.541 | .085 |
| 貸与手続き後 | 1.385 | 3.996 | .000 |
| 返還義務認識時期わからない | 1.823 | 6.192 | .024 |
| 猶予制度認識有 | .866 | 2.377 | .000 |
| 減額返還制度認識有 | -.879 | .415 | .000 |
| 返還しなければならない | 1.312 | 3.713 | .252 |
| 返還どちらともいえない | .959 | 2.610 | .428 |
| Constant | -2.028 | .132 | .090 |
| -2 Log likelihood | | 1508.858 | |
| Nagelkerke R Square | | .394 | |
| N | | 1482 | |

ロジスティック回帰分析の結果から明らかになった点は次の 10 点である。①本人年収はすべて有意であり、本人年収が低いと延滞の確率が高まることが明らかになった。②その一方で、ひとたび本人年収をコントロールすると、本人の就労状況はいずれも有意ではなくなり、どのような職についているかではなく、結果として

どのような額の年収が稼げているかが問題となっていることがわかった。個人属性についてみていくと、こうした本人年収や就労状況をコントロールした後でも、③女性ほど延滞になりにくい傾向があり、④年齢については若いほど延滞となりにくいことが明らかになった。こうした結果からは、家族構成（配偶者の有無・子供の有無）のあり方等の影響が考えられる。⑤地域については、東北と九州沖縄で延滞確率が高まる傾向が明らかになった。これらは年収や就業状況をコントロールしたうえでの結果であることを考えると、将来にわたる経済状況の好転見通しなどが影響しているのかもしれない。

次に、奨学金制度に関わる部分については、⑥返還の負担が少なくてすむ第一種で延滞になりにくいという結果が得られた。⑦さらに、書類作成者に関しては、申請時における書類作成者が誰であるかわからないといった状況にあるものは、より延滞になりやすいということ、⑧また奨学金を先生や職員に勧められたケースでより延滞になりやすいということが分かった。さらには、⑨奨学金の返還義務について貸与手続後に認識した、そもそもその時期がわからないといった場合に延滞になりやすいことが明らかになった。一方、⑩減額返還制度について知っているものは、延滞に陥りにくいことも明らかになった。しかし、返還猶予制度についての認識に関しては認識があるほど、延滞になりやすいという結果になっているが、これは先述したとおり調査設計上の問題が考えられるため、この点については判断を留保したい。

5. 知見の整理と政策的含意

結論から述べれば、延滞に陥るものはやはり経済的に困難にあることが明らかになった。こうした点については、減額返還制度の更なる充実などが検討される必要があるであろう。また、今回は調査の設計上の問題でデータに基づく含意とはなりえないが、返還猶予制度の拡大（対象者・期限の延長）なども含めた対応が求められる。一方で、奨学金制度そのものについての（申請段階における）本人のコメントの不足や返還義務の認識の遅れが延滞の確率を高めていることからも、申請段階での申請者本人の関与を高める過程で、返還義務についての認識を高めることなどが必要となる。ただし、前者の充実なく、後者のみを高めることは、大学進学の能力を有しながら、家庭の経済状況が奨学金の申請を忌避し、進学そのものをあきらめるといった問題が生じかねない点には十分な留意が必要である。

<注>

1. ここで言う学校種とは、奨学金の貸与に関する最終の学校段階を意味するものであり、必ずしも最終学歴が大学であるものを意味するわけではない。また、この意味において大卒後、大学院に進学したうえで奨学金を受給した者は最終学校種が大学院と分類され、本分析には含まれないことになる。

<参考文献>

- 小林雅之編（2012）『教育機会均等への挑戦—授業料と奨学金の8カ国比較』東信堂
島一則編（2011）『大学とマネー 経済と財政』（リーディングス日本の高等教育 第8巻）
玉川大学出版部
日本学生支援機構「平成24年度奨学金の延滞者に関する属性調査結果」
(http://www.jasso.go.jp/statistics/zokusei_chosa/24_chosa.html)

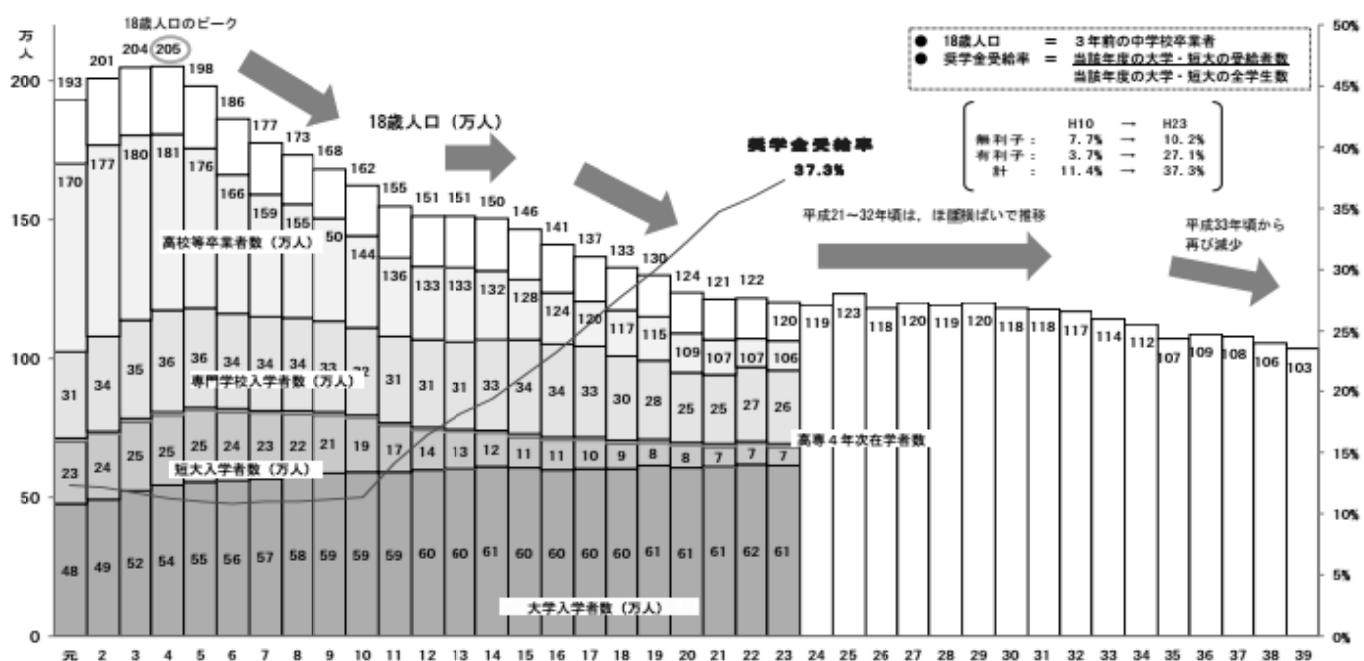
第12章 奨学金利用者の卒業後の社会・経済的状況に関する分析 －大学経営における奨学金管理業務の担う役割の展望－

阿部廉(東京大学大学院)

1. はじめに

大学・短大の全学生数に対する日本学生支援機構奨学金の受給率は、1999年度（平成11年度）以降急激に上昇し、2011年度（平成23年度）では37.3%（101万3千人）に達している（図1）。このほか、公的・民間団体による各種奨学金や、大学による授業料減免等広義の奨学金も増加傾向にあることを勘案すると、今や大学収入の主要な柱の一つである授業料収入の原資の相当部分を、直接的・間接的経路を通じて各種の奨学金が賄っているともいえよう。

図 12-1 18歳人口と奨学金受給率の推移



出所：[独立行政法人日本学生支援機構の在り方に関する有識者検討会, 2012]報告書 p83

奨学金受給率の急上昇は、90年代までの家計所得による大学進学率格差を縮小するうえで寄与する一方、貸与型奨学金の延滞が重要な社会問題として浮上しており、返還促進に向けた対応策や返還困難者に対する救済措置等について数多くの議論が行われ

ている。もっとも、奨学金延滞問題の背景にある利用者属性に関する実証研究は、十分な蓄積があるとはいえない。大学生の大半を奨学金利用者が占めるようになりつつある状況下、こうした利用者属性研究は、「ローン債権管理」という問題にとどまらず、18歳人口の減少傾向下での効果的な学生支援の在り方や教育研究体制の改善といった大学経営戦略上からも、多面的な分析・検討が求められよう。すなわち、十分な利用者属性分析・研究の蓄積を図ることは、文教政策当局や日本学生支援機構（以下、支援機構と略）等による奨学金制度自体の改善への活用のみならず、大学を含めた奨学金仲介主体や第三者機関等が、奨学金利用希望学生に対する関連情報の適時適切な提供を行うために、さらに、在学生に対する教育内容の改善や、最適の資金計画の助言、カウンセリング、生活指導等を行うための基礎的情報としても、重要な意義を持つと思われる。こうした大学当局等によるデータ分析に基づく学生支援のためのプロアクティブな活動は、大学教育成果の向上とともに、大学進学に対する学生の経済的障壁の引き下げ効果を通じて、当該大学の魅力向上に資するのみならず、卒業後のデフォルトの未然防止に有益な学生指導の工夫や、真の返済困難者に対する踏み込んだ救済支援対策の検討など、大学経営における諸政策の企画立案のための種々有益な情報を提供し、その改善に繋がることが期待されよう。

本論文では、こうした問題意識に基づき、支援機構の保有する奨学金利用者の匿名データと属性調査結果を連結することにより、延滞・無延滞の発生原因に関する実証分析を行うとともに、分析結果を踏まえて大学経営政策上の奨学金管理業務の担う役割について展望する。まず第2節で、実証分析の枠組みと利用データの概要を提示したうえで、第3節では、奨学金の延滞発生に影響を及ぼしている要因について、ロジスティック回帰分析や判別分析を使って実証分析を行い、卒業後の就労状況や年収等の社会的・経済的状況の影響について検証する。最後に今後の課題を提示する。

2. 分析の枠組み

2-1 分析手法

本論文では、支援機構から厳格な守秘義務契約の下での奨学金利用者に関する属性調査結果等の匿名データの利用を許可されたことから、支援機構による延滞者に関する属性調査を使って、延滞・無延滞を分ける要因についての分析を行う。なお、支援機構の属性調査では、無延滞者に関する調査も補足的に行われているものの、延滞・無延滞のサンプル抽出率が大きく異なっていること等もあって、[東京大学, 2014]等で集計結果に関する分析が行われている以外には、従来は十分な対比分析は行われてこなかった。

こうした中にあって、多くの市中金融機関では、債務者の財務諸表情報や定性情報等に基づき債務者の信用度に応じた格付を付与し、これを審査管理に利用している。個人住宅ローン等の債務者の格付（＝信用度のランク）を決定するためのモデルとしては、「ツリーモデル、ロジスティック回帰モデル、または両者の混合モデルを用いる金融機関が多く見られ」 [日本銀行金融機構局, 2007] ており、こうした分析手法は、奨学金利用者のデフォルト属性調査においても利用できるものと考えた。

具体的な分析手法として、まず初めに、延滞・無延滞を被説明変数とし、利用者の基本属性や調査票の回答を説明変数とするロジスティック回帰モデルを用いて、延滞の原因として有意な変数を検証する。さらに、そのうちの主要な変数である本人の年収や借入総額の延滞発生への影響について、就業状況等に分別してロジスティック分析や判別分析を行い、卒業生の社会的・経済的状態と延滞発生との関係を明らかにする。

2-2 使用するデータ

支援機構が、2013年12月時点で実施した「平成25年度奨学金の延滞者に関する属性調査結果」（以下「属性調査」と略す）の匿名個票データ、および個票にリンクした貸与総額、延滞情報、所属した学部等の基本情報を用いた。本論文では、そのうちから、大学在学時に奨学金を利用し最終学歴が大学卒業・中退である3,994件を分析対象データとした。対象データの内訳は、延滞者2,113件、無延滞者1,881件である。なお、「属性調査」での「延滞者」の定義は、2013年10月末において、奨学金返還を3ヶ月以上延滞している者、「無延滞者」は同時期において奨学金返還を延滞していない者としている。調査方法は、延滞者は「延滞年数および性別で層化し、無作為抽出」、無滞納者は「学種および性別で層化し、無作為抽出」であり、本論文では便宜的に両者のサンプルに偏りがないものとみなして分析をおこなった。なお、「延滞」・「無延滞」は、固定的な状態ではなく、一時的に「延滞」が発生したり、あるいは「返済猶予」を利用したりした後で、「無延滞」に回復したものも1割程度みられる¹が、本論文では、現時点での延滞状態を基準として分析を行った。

3. 奨学金延滞発生の要因分析

貸与奨学生の延滞発生にどのような債務者属性が影響しているかについて、ロジスティック回帰モデルおよび判別分析により検証する。

3-1 ロジスティック回帰による延滞・無延滞の利用者属性分析

個人住宅ローン等の債務者の延滞発生には、一般的に、本人の所得や負債の程度、生活安定度等が作用しているが、貸与奨学金についても、同様の影響があるという仮説が考えられる。このため、「属性調査」の調査項目の中から、「本人の就労状況」（「常勤」を基準としたカテゴリー変数）、「本人の年収」（100万円刻みのスケール変数）を選び、基本情報データの中からは、大学所在地の「地域区分」（「北海道・東北」を基準としたカテゴリー変数）、学部区分（「その他社会科学」を基準としたカテゴリー変数）、「奨学金貸与総額」（100万円刻みのスケール変数）等を選んで、それぞれを説明変数として、延滞の有無（有=1、無=0）を目的変数とするロジスティック回帰分析を行った。分析の結果は表1の通りである。

表 12-1 延滞・無延滞の奨学生利用者属性要因によるロジスティック回帰分析結果

| N=2572 | | B | 標準誤差 | 有意確率 | 注 | Exp (B) |
|----------|---------------|--------|------|------|----|---------|
| 年齢区分 | 5歳刻み | 1.197 | .066 | .000 | ** | 3.310 |
| 本人の年収区分 | 100万円刻み | -.498 | .045 | .000 | ** | 0.608 |
| 貸与総額区分 | 100万円刻み | .038 | .035 | .275 | | 1.039 |
| 性別コード | (男：1、女：0) | 1.084 | .121 | .000 | ** | 2.957 |
| 国公立・私立区分 | (私立：0) | -.449 | .143 | .002 | ** | 0.638 |
| 金利 | (無利息：0、有利息：1) | .926 | .117 | .000 | ** | 2.525 |
| 本人の就労状況 | (常勤) | | | .000 | ** | |
| | その他 | .423 | .508 | .404 | | 1.527 |
| | 無職・失業 | .394 | .215 | .066 | + | 1.483 |
| | 学生 | -.348 | .411 | .398 | | 0.706 |
| | 専業主婦(夫) | -.666 | .264 | .012 | * | 0.514 |
| | 非常勤 | .428 | .186 | .022 | * | 1.534 |
| | 派遣 | .749 | .238 | .002 | ** | 2.114 |
| | 自営・家業 | .681 | .287 | .017 | * | 1.977 |
| | 期限付き常勤 | .668 | .198 | .001 | ** | 1.950 |
| 地域区分 | (北海道・東北) | | | .059 | + | |
| | 関東甲信越 | .002 | .208 | .993 | | 1.002 |
| | 東京 | -.264 | .189 | .163 | | 0.768 |
| | 東海北陸 | -.414 | .232 | .074 | + | 0.661 |
| | 近畿 | -.207 | .193 | .282 | | 0.813 |
| | 中国・四国 | -.141 | .238 | .555 | | 0.869 |
| | 九州 | .205 | .209 | .326 | | 1.227 |
| 学部区分 | (その他社会科学) | | | .006 | ** | |
| | 経済・経営・商 | -.137 | .183 | .454 | | 0.872 |
| | 法・政治 | -.265 | .228 | .245 | | .767 |
| | 人文科学 | -.342 | .186 | .066 | + | 0.711 |
| | 教育 | -.039 | .239 | .870 | | .962 |
| | 芸術 | -.309 | .284 | .278 | | 0.735 |
| | 家政・その他 | -.119 | .237 | .617 | | .888 |
| | 工学 | -.282 | .193 | .144 | | 0.754 |
| | 理学・農学 | -.623 | .320 | .052 | + | 0.536 |
| | 医学・保健 | -1.187 | .282 | .000 | ** | 0.305 |
| | 定数 | -7.380 | .473 | .000 | ** | 0.001 |

注 : **p<0.01, *p<0.05, +p<0.10 (以下同様)、各変数の()は基準カテゴリーを示す。

すなわち、「本人の年収」の増加は、「無延滞」に有意に影響しており、通常の個人住宅ローン等の延滞の要因と同様の関係があるという仮説が成立していることが分かった。一方、奨学生「貸与総額」の増加と「延滞」との関係は有意とは言えなかった。

「年齢」の増加は「延滞」に有意に影響しているが、これは「無延滞」では卒業後日の浅い回答者が多めであること等の影響が考えられる。また、「男性」は「延滞」に有

意に影響しており、女性に比べると延滞との関係が強いことが窺われているが、これは、「女性」の方が奨学金を「必ず返さなければならない」、「回収を強化すべき」といった項目の回答が強めにでている結果²と整合的で、両性間の意識の差による関係が窺われている。「国公立」、「金利＝無利息」は、「無延滞」に有意に影響しているが、平均的な返済能力や、授業料・利息等の返済負担との関係が考えられる。

「本人の就労状況」、「地域区分」、「学部区分」といったカテゴリー変数全体も、延滞の有無に有意な影響、あるいは関係があることを示しているが、各基準カテゴリーとの違いの影響方向やその有意水準をみると、以下のようにいくつかの興味深い解釈が可能となる項目が含まれている。

すなわち、「就労状況」では、基準とした「常勤」と比べての「無職・失業」、「非常勤」、「派遣」、「自営・家業」、「期限付き常勤」といった大方の不安定な就労状況では、「延滞」に有意に作用していることが分かった。こうした中にあって、「常勤」に比しての「学生」は有意に影響せず、同じく「専業主婦（夫）」は、「無延滞」に有意に影響している。特に「専業主婦（夫）」の結果は、この生活形態を選好する世帯では、「常勤」雇用以上に生活の安定感がある可能性を示していることが窺われており、この背景については、次項において若干考察を加えることにする。なお、上記でみたように、「専業主婦（夫）」のような所得水準と逆相関にある、あるいは「学生」のような所得水準と関係の薄い「就労状況」が存在していることは、今後本人の所得状況により奨学金返済を減免する「所得連動型奨学金」の制度設計の検討等における留意すべき事項の存在を示唆するものとも考えられる。

また、大学所在地の「地域区分」では、基準とした「東北・北海道」に比べて、「東海・北陸」地区で「無延滞」に関係がみられるほかは、有意な関係はなかった。

「学部区分」では、基準とした「その他社会科学」に比べて「医学・保健」で「無延滞」に有意に作用しているほか、同じく「理学・農学」、「人文科学」でも「無延滞」に関係があることが確認された。

「本人の就労状況」や「学部区分」といったカテゴリー変数は、「本人の年収区分」や「貸与総額区分」等への影響を通じて、延滞の有無に作用している可能性がある。これらについて、次にカテゴリー区別に分割したデータを使って、ロジスティック分析や判別分析を行うことにより検証してみたい。

3-2 就労状況別の延滞・無延滞への影響分析

まず「常勤」、「無職・失業」、「非常勤」、「派遣」、「自営・家業」、「期限付き常勤」「専

業主婦（夫）」といった「本人の就労状況」の種類別にデータを分割したうえで、就労状況以外の変数は前項のモデルのままで、延滞・無延滞を被説明変数とするロジスティック回帰分析を実施した。これは、同一の就労状況の中で、どういった要因が、延滞・無延滞を生じさせているのかを検証することが狙いである。結果は、表2の通り。

表12-2 「本人の就労状況」別の延滞・無延滞のロジスティック回帰分析結果

| | 常勤 | | 非常勤 | | 無職・失業 | | 期限付き常勤 | |
|---------|---------|---------|--------|---------|--------|---------|---------|---------|
| | N= 1467 | | N= 250 | | N= 231 | | N= 179 | |
| | B | 有意確率 | B | 有意確率 | B | 有意確率 | B | 有意確率 |
| 年齢区分 | 1.342 | .000 ** | 1.084 | .000 ** | 1.368 | .000 ** | 1.227 | .000 ** |
| 本人の年収区分 | -.573 | .000 ** | -.394 | .029 * | -.536 | .002 ** | -.068 | .782 |
| 貸与総額区分 | .106 | .028 * | -.204 | .058 + | -.046 | .742 | .250 | .091 + |
| 性別コード | 1.144 | .000 ** | .996 | .006 ** | 1.126 | .009 ** | 1.655 | .001 ** |
| 国公立・私立 | -.437 | .020 * | -.667 | .203 | -1.191 | .039 * | .762 | .224 |
| 金利の有無 | 1.096 | .000 ** | 1.028 | .007 ** | .838 | .086 + | .404 | .420 |
| 自営・家業 | | 専業主婦（夫） | | 派遣 | | 学生 | | |
| N= 115 | | N= 130 | | N= 136 | | N= 35 | | |
| B | 有意確率 | B | 有意確率 | B | 有意確率 | B | 有意確率 | |
| 年齢区分 | 1.485 | .011 * | 1.608 | .000 ** | 1.291 | .000 ** | -55.100 | .997 |
| 本人の年収区分 | -.940 | .000 ** | .293 | .321 | -1.044 | .006 ** | 23.117 | .999 |
| 貸与総額区分 | .157 | .610 | .137 | .508 | .097 | .554 | -18.041 | .998 |
| 性別コード | 4.726 | .002 ** | | | 1.401 | .027 * | -39.615 | 1.000 |
| 国公立・私立 | -1.924 | .156 | -1.152 | .162 | -.403 | .666 | 108.282 | .999 |
| 金利の有無 | .056 | .956 | 1.646 | .001 ** | .580 | .405 | -73.461 | .999 |

注：**p<0.01, *p<0.05, +p<0.10（以下同様）。「その他」（N=29）は、解が一意でなく算定不能。

すなわち、「本人の年収」の減少が、「常勤」、「非常勤」、「無職・失業」、「自営・家業」等大方の就労状況において、「延滞」に有意に影響していることがわかる。これは、返済能力と整合的な関係である。この中にあって、「専業主婦（夫）」、「学生」、「期限付き常勤」では、「本人の年収」が「延滞」の有無に関係しているとはいえないことが分かった。

また、「貸与総額」の増加が、「常勤」では「延滞」に有意に影響しており、「期限付き常勤」でも「延滞」に関係していることが分かった。これは、返済負担の問題と整合的な結果である。一方、「非常勤」では「無延滞」に関係があることを示しているが理由は判然としない。このほかの就労状況と「貸与総額」との関係は、判別できなかった。

「金利の有無」では、無金利（第1種）の方が「無延滞」に有意に影響していることが、「常勤」、「非常勤」、「専業主婦（夫）」で判明したほか、「無職・失業」でも関係が

あることが分かった。

なお、「本人の年収」と延滞・無延滞の関係を就労状況別の判別分析でみても、ロジスティック回帰分析と同様の結果となった（表3）。

表 12-3 「本人の就労状況」別「本人の年収」による延滞・無延滞の判別分析結果

| | 度数 | うち延滞 | 無延滞 | 正準相関 | 有意確率 | |
|---------|-------|-------|-------|-------|-------|----|
| 常勤 | 1,802 | 768 | 1,034 | 0.057 | 0.015 | * |
| 非常勤 | 336 | 228 | 108 | 0.097 | 0.077 | + |
| 無職・失業 | 325 | 252 | 73 | 0.202 | 0.000 | ** |
| 期限付き常勤 | 246 | 167 | 79 | 0.024 | 0.704 | |
| 自営・家業 | 201 | 166 | 35 | 0.349 | 0.000 | ** |
| 専業主婦(夫) | 167 | 81 | 86 | 0.022 | 0.774 | |
| 派遣 | 167 | 121 | 46 | 0.123 | 0.114 | |
| その他 | 46 | 35 | 11 | 0.342 | 0.020 | * |
| 学生 | 38 | 15 | 23 | 0.081 | 0.628 | |
| 合計 | 3,328 | 1,833 | 1,495 | - | - | |

注：**p<0.01, *p<0.05, +p<0.10（以下同様）

前項のロジスティック回帰分析（表1）では、「専業主婦（夫）」は「常勤」以上に「無延滞」に有意な関係があることが確認されたが、この背景として、本人ではなく本人以外（配偶者、親等）の年収の影響が大きいと考えられる。そこで、「属性調査」の調査結果から、「本人の就労状況」と貸与奨学金の「主な返還者」の関係をみると（表4）、「専業主婦（夫）」では、配偶者による返済のウェイトが31.8%と、他の就労状況と比べると著しく高いことが確認された。

表 12-4 「本人の就労状況」と貸与奨学金の「主な返還者」の構成比

| 主な返還者 | 本人の就労状況 | | | | | | | | | 合計 |
|--------|---------|--------|--------|---------|--------|--------|--------|---------|--------|--------|
| | その他 | 無職・失業 | 学生 | 専業主婦(夫) | 非常勤 | 派遣 | 自営・家業 | 常勤・期限付き | 常勤 | |
| 奨学生本人 | 28.2% | 53.1% | 46.3% | 37.1% | 75.9% | 72.8% | 74.1% | 81.1% | 83.4% | 74.5% |
| 本人の配偶者 | 0.0% | 1.5% | 0.0% | 31.8% | 2.4% | 0.0% | 2.4% | 0.0% | 0.7% | 2.5% |
| 本人の父母 | 64.1% | 39.7% | 46.3% | 30.0% | 20.0% | 25.4% | 21.0% | 17.7% | 15.0% | 21.2% |
| その他共計 | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% |
| 人 | 78 | 335 | 41 | 170 | 340 | 173 | 205 | 254 | 1851 | 3447 |

一方、「学生」、「期限付き常勤」では、そうした関係はみられておらず、「本人の年収」が延滞の有無に関係していない背景については判然としない。もっとも、「学生」は、

大学、大学院、高等専門学校、専修学校の高等課程または専門課程に在学している場合、在学期間中は願出により返還が猶予される制度になっていることから、通常の場合では延滞は発生せず、「在学猶予」の認められていない聴講生、研究生、専修学校一般課程及び在学猶予を認められない分野・学科、各種学校等、選科・科目履修生等の学生であるか、あるいは在学猶予手続の失念・遅滞の場合など、かなり特殊なケースと思われる。

3-3 出身学部系統別の延滞・無延滞への影響分析

次に、「出身学部系統」の種類別に分けて、延滞の有無に影響している要因を判別するため、前項と同様にロジスティック回帰分析を実施した結果は、表5の通りである。

表 12-5 「学部系統別」の延滞・無延滞のロジスティック回帰分析結果

| | 経済・経営・商 | | 法・政治 | | その他社会科学 | | 人文科学 | |
|---------|---------|---------|--------|---------|---------|---------|--------|---------|
| | N= 467 | | N= 204 | | N= 296 | | N= 485 | |
| | B | 有意確率 | B | 有意確率 | B | 有意確率 | B | 有意確率 |
| 年齢区分 | 1.479 | .000 ** | 1.372 | .000 ** | 1.081 | .000 ** | 1.266 | .000 ** |
| 本人の年収区分 | -.582 | .000 ** | -.867 | .000 ** | -.534 | .001 ** | -.505 | .000 ** |
| 貸与総額区分 | -.025 | .776 | .100 | .497 | -.051 | .628 | .180 | .042 * |
| 性別コード | 1.819 | .000 ** | 1.280 | .010 ** | 1.016 | .003 ** | 1.123 | .000 ** |
| 国公立・私立 | -.521 | .173 | -.662 | .412 | -.597 | .352 | -.521 | .189 |
| 金利の有無 | .740 | .012 ** | .461 | .364 | 1.453 | .000 ** | 1.120 | .000 ** |
| 教育 | | 芸術 | | 家政・その他 | | 工学 | | |
| N= 182 | | N= 111 | | N= 168 | | N= 371 | | |
| B | 有意確率 | B | 有意確率 | B | 有意確率 | B | 有意確率 | |
| 年齢区分 | 1.738 | .000 ** | 2.309 | .000 ** | 1.015 | .001 ** | 1.172 | .000 ** |
| 本人の年収区分 | -.803 | .000 ** | -.446 | .194 | -.331 | .123 | -.628 | .000 ** |
| 貸与総額区分 | -.112 | .499 | .365 | .131 | .093 | .532 | .003 | .979 |
| 性別コード | 1.610 | .001 ** | 1.807 | .055 * | .668 | .118 | .014 | .974 |
| 国公立・私立 | -.468 | .365 | -2.222 | .109 | -.395 | .509 | -.454 | .161 |
| 金利の有無 | .626 | .179 | 1.792 | .096 + | 1.377 | .001 ** | 1.159 | .000 ** |
| 理学・農学 | | 医学・保健 | | | | | | |
| N= 85 | | N= 203 | | | | | | |
| B | 有意確率 | B | 有意確率 | | | | | |
| 年齢区分 | 1.033 | .013 * | 1.113 | .000 ** | | | | |
| 本人の年収区分 | -.135 | .665 | -.364 | .007 ** | | | | |
| 貸与総額区分 | .402 | .094 + | .032 | .778 | | | | |
| 性別コード | 1.959 | .027 | 1.133 | .047 * | | | | |
| 国公立・私立 | 1.102 | .306 | -.308 | .591 | | | | |
| 金利の有無 | .867 | .272 | 1.082 | .088 + | | | | |

注 : **p<0.01, *p<0.05, +p<0.10 (以下同様)

すなわち、経済、法等を含めた全ての社会科学、人文科学、教育、工学、医学系の幅広い学部系統において、「本人の年収」の減少が「延滞」に有意に影響していることが確認された。この中にあって、「芸術」、「家政系」、「理学・農学」では、「本人の年収」が延滞の有無に関係しているとはいえないという結果となった。

「貸与総額」の増加は、「人文科学」で「延滞」に有意に影響しているほか、「理学・農学」でも関係があることが分かった。一方、これ以外の学部系統では、影響があるとはいはず、係数符号の方向も、経済系、教育では逆となるなど、不安定な関係にあることが窺われた。また、「私立」要因による「延滞」との関係は、「理学・農学」以外の多くの学部系統において符号条件は整合的ではあるが有意ではなかった。「金利の有無」では、「法・政治」、「教育」、「理学・農学」系を除く大方の学部系統において、第1種（無金利）が「無延滞」に有意に影響していることが分かった。

次に、「本人の年収」と延滞・無延滞の関係を学部系統別の判別分析を使って検証した結果は、表6の通りである。

表12-6 学部系統別「本人の年収」による延滞・無延滞の判別分析結果

| | 度数 | うち延滞 | 無延滞 | 正準相関 | 有意確率 | |
|---------|-------|-------|-------|-------|-------|----|
| 経済・経営・商 | 471 | 260 | 211 | 0.193 | 0.000 | ** |
| 法・政治 | 206 | 112 | 94 | 0.310 | 0.000 | ** |
| その他社会科学 | 299 | 154 | 145 | 0.306 | 0.000 | ** |
| 人文科学 | 487 | 220 | 267 | 0.195 | 0.000 | ** |
| 教育 | 183 | 74 | 109 | 0.199 | 0.007 | ** |
| 芸術 | 111 | 63 | 48 | 0.214 | 0.024 | * |
| 家政・その他 | 169 | 67 | 102 | 0.200 | 0.009 | ** |
| 工学 | 373 | 181 | 192 | 0.287 | 0.000 | ** |
| 理学・農学 | 85 | 33 | 52 | 0.015 | 0.895 | |
| 医学・保健 | 206 | 43 | 163 | 0.060 | 0.392 | |
| 合計 | 2,590 | 1,207 | 1,383 | - | - | |

すなわち、ロジスティック回帰分析の結果と比べると、社会科学系、人文科学系では、同様の結果となったほか、家政系、芸術系でも、「本人の年収」の減少が「延滞」に有意に影響していることが確認された。一方、理学系に加え、医学系でも、「本人の年収」が延滞の有無に関係しているとはいえないという結果となった。

これらの学部系統、特に私立大学医学部では、高額の授業料を賄うための多額の奨学生借入負担の存在が、延滞に影響しているという仮説が考えられる。このため、「本人の年収」に替えて奨学生の「貸与総額」により判別分析を行った結果は表7の通りであ

る。

表 12-7 理学・農学、医学・保健学部の「貸与総額」による判別分析結果

| | 正準相関 | 有意確率 | |
|-------|--------|-------|----|
| | 「貸与総額」 | | |
| 理学・農学 | 0.187 | 0.017 | * |
| 医学・保健 | 0.175 | 0.007 | ** |

すなわち、両系統学部とも「貸与総額」が延滞発生に有意に影響しているとの結果となった。

さらに、「本人の年収」と「貸与総額」の2変数で判別分析を行った結果は、表8の通りである。

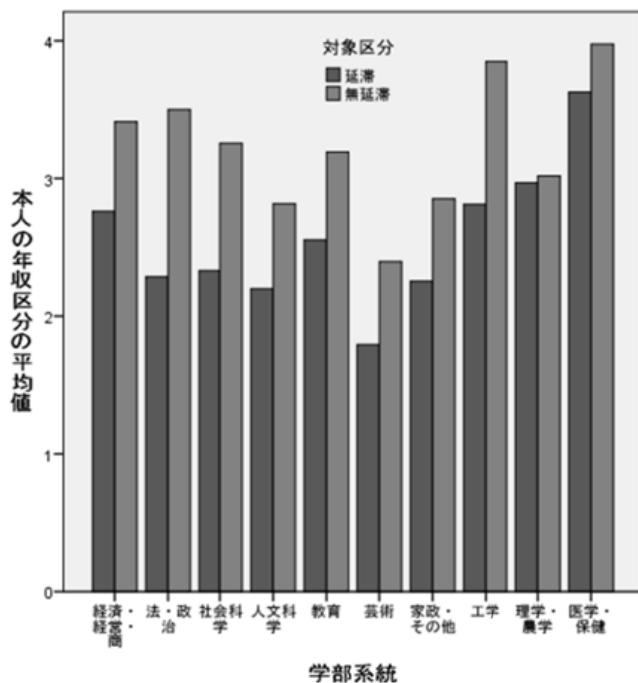
表 12-8 理学・農学、医学・保健学部の「本人の年収」、「貸与総額」による判別分析結果

| | 判別関数係数(標準化) | | 有意確率 | |
|-------|-------------|--------|-------|---|
| | 「年収」 | 「貸与総額」 | | |
| 理学・農学 | -0.246 | 1.002 | 0.509 | |
| 医学・保健 | -0.509 | 0.988 | 0.010 | * |

すなわち、「年収」の増加、「貸与総額」の減少が、延滞発生の減少に影響する傾向がみられた。もっとも、「医学・保健」では有意に影響しているが、「理学・農学」では有意な結果は得られなかった。

なお、学部系統別の「本人の年収」の平均値をみると、医学系が延滞・無延滞とともに最も高く、延滞者では理学系がそれに次いでいる(図2)。

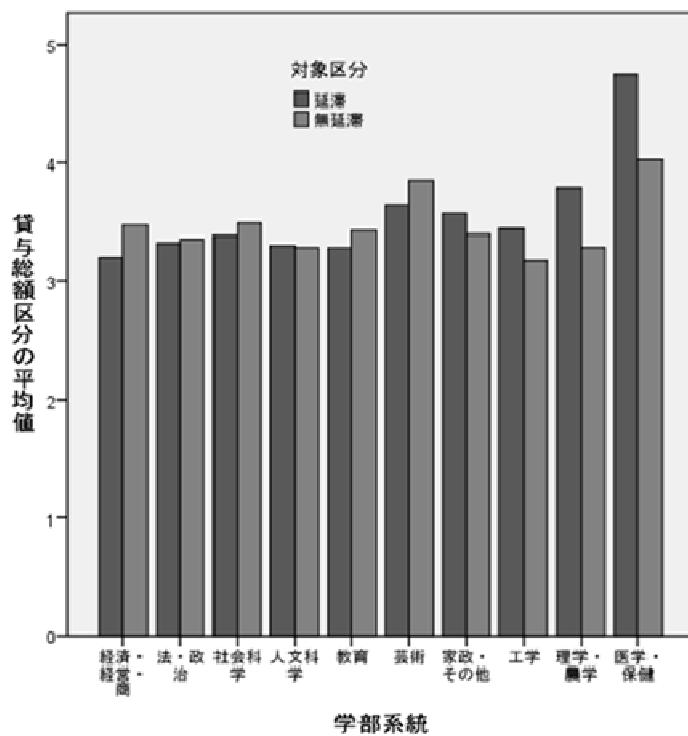
図 12-2 学部系統別の「本人の年収」区分の平均値



これらの年収の高い延滞者の存在は、開業・設備資金等、奨学金以外の多額の債務の存在も想定されることから、奨学金供与主体や大学等による奨学金債権に関する管理体制の整備にとどまらず、総合的な背景分析が求められよう。

一方、延滞者の「貸与総額」の平均値をみると、医学系が最も高く、理学系がそれに次いでおり、債務負担の重さが延滞要因となっていることが窺われる（図7）。

図 12-3 学部系統別の「貸与総額」区分の平均値



上述の通り、一部の学部系統については、分析手法により判別結果が分かれており、解釈には留意を要するものの、貸与奨学金の過大な債務負担が、延滞の原因になっている学部系統が存在する可能性は否定できない。このため、大学経営戦略上、学生の進路選択相談や授業料の水準設定、さらに給付奨学金、所得連動型奨学金の制度設計等について、学部別の考慮の必要性を示唆するものとも考えられる。

4. 終わりに

4-1 まとめ

貸与型奨学金の延滞・無延滞を分ける要因は何かについて、主として支援機構の属性調査と基本情報を利用して分析した。その結果、本人の就労状況、本人の年収、大学所在地域、貸与総額、学部区分等が影響していることが確認された。さらに、就労状況別にみると、「常勤」と比べての「無職・失業」、「非常勤」、「派遣」、「自営・家業」「期限付き常勤」といった大方の不安定な就労状況では、延滞に有意に影響していることが確認された。また、常勤、非常勤、無職・失業、自営・家業等大方の就労状況において、本人の年収が延滞の有無に影響している一方、専業主婦（夫）、期限付き常勤等では、本人の年収の影響は有意とは言えないこと、出身学部別では、文理を問わず大方の学部

系統で、本人の年収が延滞の有無に影響している中で、理学・農学等では、本人の年収よりも奨学生の貸与額の方が強く影響していることが確認された。

4-2 残された課題

本論文は貸与奨学生を返済中、あるいは延滞中の債務者のうち 2013 年度の属性調査に回答してきた者を対象とした分析であるため、以下のような課題を有している。第一に、幅広い年代からの回答ではあるが、無延滞では比較的若年層の回答が多い一方、延滞では中高年層の回答が多く、必ずしも同一世代層における偏りのない属性になっていない可能性があること。第二に、延滞からの回答者は「良心的」な層中心であると考えられ、支援機構の調査に非協力的あるいは行方不明者等「良心的でない」層の意見が十分反映されていない可能性があること。第三に、延滞発生に影響する本人の就労状況や年収は、卒業時点の経済情勢等に大きく左右されるが、クロスセクション分析の限界からこうした時点要因が十分分析できていないこと。第四に、延滞から無延滞への回復、あるいは返済猶予から無延滞への復帰といった状態変化に関する分析が行われていないこと。第五に将来的に実用に耐えうる本格的な奨学生の信用情報管理システムの構築までを目指すのであれば、画一的な属性調査程度では全く不十分であることから、個々の大学等による相当きめ細かい学生および卒業生にかかる広範な情報の収集・蓄積が不可欠であり、本論文は、これらに向けた研究の序論との位置付けにあると考える。

さらに、今後、大学別の延滞状況データ等の情報開示が進めば、延滞発生の重要な要因と考えられ卒業生の社会・経済状態に対し、どのような大学経営上の諸施策が影響しているかを分析・検証することが可能になるものと期待される。また、個々の大学の延滞状況の時系列変化の把握が可能となれば、当該大学の外部評価の変化と対比した実証分析が可能となり、興味深い研究テーマとなるものと考える。

なお、大学経営上の諸施策と卒業生の社会・経済的状況との関係について、限られたデータを用いて、テンタティブな分析³を試みた。その結果、就職支援職員の増強等の大学側の就職状況改善努力と就職率との間の関係が、表面的には因果関係とは矛盾するように見える場合があること、また、就職率さえ上がれば返済の支障が減少するといった単純な逆相関ではなく、かなりのばらつきが生じていること等、興味深い結果が検出された。さらに、就職率の低い大学群では、就職率の向上が延滞状況の改善に有意に影響しているほか、就職率の高い大学群では、教員比率の引き上げが延滞状況の改善に有効であるなど、大学の特性に応じた適切な経営政策が、各大学の経営目標の達成にとって肝要であることも確認された。こうした分析を一段と深めていくことは、文教政策当

局や奨学金供与主体による奨学金制度の改善策検討の参考となりうるのみならず、大学自身による教育内容や学生指導・支援体制の改善、あるいはこれまで実施してきた各種施策の効果の検証等、大学経営上の諸施策の検討における参考としての活用も期待されよう。このため、今後は、関連データの整備・公表の拡充とともに、大学当局が、奨学金関連事務への関与の在り方について十分検討したうえで、大学経営政策判断上の重要指標として、主体的にデータ収集・分析を行い、適切に管理・活用していくことが望まれる。

<注>

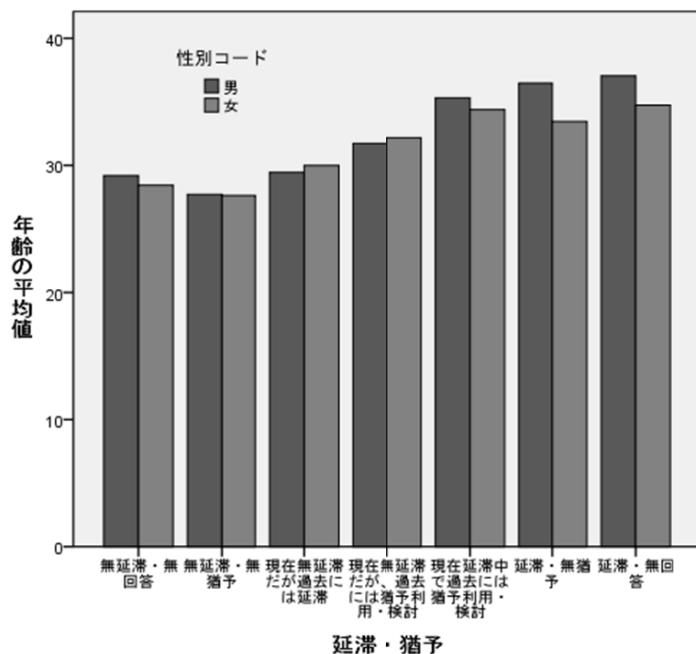
¹ 本分析で用いた属性調査回答 3,994 件のうち、現在の延滞・無延滞の状況および過去における延滞・返済猶予利用・検討の状況について回答があった 3,429 件の状況別の度数は、表 9 の通り。すなわち、過去に延滞した後、無延滞に復帰した有効パーセントは 8.4%、同じく猶予利用・検討した後、無延滞に復帰したのは 2.0% となっている。

表 12-9 現在および過去における延滞、猶予利用・検討状況

| | | 度数 | パーセント | 有効パーセント | 累積パーセント |
|-----|---------------------|------|-------|---------|---------|
| 有効 | 無延滞、過去の状況は無回答 | 687 | 17.2 | 20.0 | 20.0 |
| | 無延滞、無猶予 | 482 | 12.1 | 14.1 | 34.1 |
| | 現在無延滞だが、過去には延滞 | 288 | 7.2 | 8.4 | 42.5 |
| | 現在無延滞だが、過去には猶予利用・検討 | 68 | 1.7 | 2.0 | 44.5 |
| | 現在延滞中で過去には猶予利用・検討 | 610 | 15.3 | 17.8 | 62.3 |
| | 延滞・無猶予 | 271 | 6.8 | 7.9 | 70.2 |
| | 延滞・無回答 | 1023 | 25.6 | 29.8 | 100.0 |
| | 合計 | 3429 | 85.9 | 100.0 | |
| 欠損値 | システム欠損値 | 565 | 14.1 | | |
| | 合計 | 3994 | 100.0 | | |

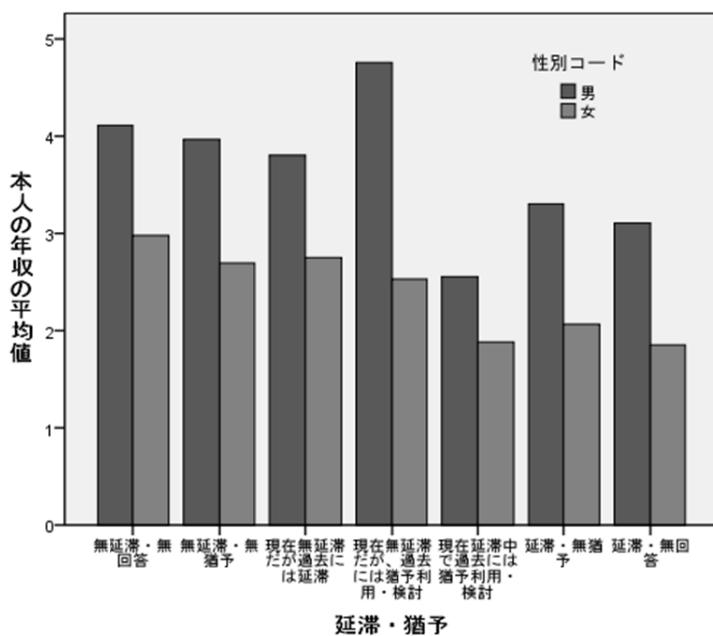
上記の現在・過去の状況別の年齢平均値を男女別にみると、図 4 の通り。すなわち、延滞・猶予等の経験がない者の平均年齢に比べ、延滞・猶予の経験がある者の年齢は高めであり、猶予を受けたものの延滞に陥ったものや延滞が固定化している者の年齢はさらに高めであることが分かる。

図 12-4 現在および過去における延滞、猶予利用・検討状況別の年齢平均値



同じく本人の年収の平均値は、図 5 の通り。過去には猶予の利用・検討をしたが無延滞に復帰した男性の年収が最も高く、無延滞・無回答、無延滞・無猶予の男性がそれに次いでいる。一方、過去に猶予利用・検討したもの、結局延滞に陥った者の年収が男女とも最も低くなっている。

図 12-5 現在および過去における延滞、猶予利用・検討状況別の年収平均値



² ロジスティック回帰分析の結果（表 1）をみると、「男性」は「延滞」に有意に影響しており、女性に比べると延滞との関係が強いことが窺われている。

この背景については、属性調査における貸与奨学金の返還義務（表 10）および回収強化（表 11）に関する意識調査の結果を、男女別の回答結果のクロス表でみると、両項目とも「とてもそう思う」比率は女性の方が高くなっていることが分かる。

これは、女性の方が奨学金返還問題について、返還義務の遵守意識が高い傾向にあることを反映したものと考えられる。特に、表 11 の「回収は強化すべき」との意識は女性の方が顕著に高く、カイ二乗検定は有意となっている。

表 12-10 貸与奨学金の返還義務に関する男女別の意識差の比較

| | | 必ず返さなければならない | | | | | 合計 |
|-------|----------|---------------|--------------|-------------------|------------|--------------------|----------------|
| 性別コード | 度数 | とてもそ う思う | そう思う | どちらと もいえな い | そう思わ ない | まったく そう思わ ない | |
| | 男 性別 の % | 1288 62.0% | 700 33.7% | 67 3.2% | 15 .7% | 9 .4% | 2079 100.0% |
| 女 | 度数 | 864 | 434 | 32 | 8 | 2 | 1340 |
| | 性別 の % | 64.5% | 32.4% | 2.4% | 6% | .1% | 100.0% |
| 合計 | 度数 | 2152 | 1134 | 99 | 23 | 11 | 3419 |
| | 性別 の % | 62.9% | 33.2% | 2.9% | .7% | .3% | 100.0% |

| カイ 2 乗検定 | | |
|-----------------|--------------------|--------------------|
| | 漸近有 意確率 (両側) | 値 |
| Pearson のカイ 2 乗 | .247 | 5.415 ^a |
| 尤度比 | .223 | 5.698 |
| 有効なケースの数 | 3419 | |

表 12-11 貸与奨学金の回収強化に関する男女別の意識差の比較

| | | 回収は強化すべき | | | | | 合計 |
|-------|----------|--------------|--------------|-------------------|--------------|--------------------|----------------|
| 性別コード | 度数 | とてもそ う思う | そう思う | どちらと もいえな い | そう思わ ない | まったく そう思わ ない | |
| | 男 性別 の % | 258 12.5% | 310 15.0% | 1032 50.0% | 341 16.5% | 122 5.9% | 2063 100.0% |
| 女 | 度数 | 224 | 291 | 642 | 133 | 45 | 1335 |
| | 性別 の % | 16.8% | 21.8% | 48.1% | 10.0% | 3.4% | 100.0% |
| 合計 | 合 度数 | 482 | 601 | 1674 | 474 | 167 | 3398 |
| | 計 性別 の % | 14.2% | 17.7% | 49.3% | 13.9% | 4.9% | 100.0% |

| カイ 2 乗検定 | | |
|-----------------|---------------------|----------------|
| | 値 | 漸近有意確率 (両側) |
| Pearson のカイ 2 乗 | 67.778 ^a | .000 |
| 尤度比 | 68.854 | .000 |
| 有効なケースの数 | 3398 | |

³ 大学経営政策上の主要施策を示す変数として、「2013 年版大学四季報」 [週刊東洋経済, 2013.11.2] のデータや、一部各大学・予備校および転職情報 DODA の HP 公表データを用いて、比較的規模の大きい大学における奨学金の返済・延滞状況との関係を試行的に分析してみた。その結果、入学以前からの学生の資質の一部（学力）を現す偏差値のほか、卒業生の経済的活躍度合を示す平均年収、外部環境要因としての地域性、大学の就職支援体制の強弱度合を示す就職支援職員比率とその結果でもある就職率、大学の学士力強化に向けた努力度合の指標としての教員比率と教育研究費用充当度（充実度）等が、返済・延滞状況に有意に影響していることが確認された。次いで、こうした事象の背景にある要因を明らかにするために、就職率、偏差値、返済・延滞状況等を組み合わせてクラスター分析を行ってみた。この結果、大学ブランドの確立した大都市部所在の所謂一流大学群よりも、地道な学士力向上に努めている地方を中心とする大学群の方が、本論文で大学卒業生の全人力（学士力）指標と想定した返済・延滞状況、さらに就職率でも優位にある、といった興味深い事象が検出された（これは、狭義の大学経営政策にとどまらず、現在、政府で検討中の地方創生への取組みにおける人材育成面での支援策検討等において重要な示唆を含むものと考える）。

＜参考文献＞

- 学生の経済的支援の在り方に関する検討会. (2013). (中間まとめ). 文部科学省.
- 金融広報中央委員会. (2013). 金融教育の手引き.
- 古田和久. (2006). 奨学金政策と大学教育機会の動向. 教育学研究第 73 卷第 3 号, 207-217.
- 古田和久. (2007). 教育費支出の動機構造の解明に向けて—教育意識の決定木分析. 教育社会学研究第 80 集, 207-225.
- 佐藤朋. (2013). 入学前予約型給付奨学金の意義と役割. 大学時報 2013 年 11 月.
- 財政投融資分科会. (2013). 財政投融資分科会（平成 25 年 10 月 23 日開催）議事要旨. 財政制度等審議会 財政投融資分科会. 財務省.
- 財務省理財局. (2013). 財政投融資類似制度（米国・カナダ）調査結果の概要., (ページ: 6).

-
- 阪本崇. (2013). 社会は大学のコストを支えていくことができるか—大学の生産性と「コスト病」. 著: 上山隆大ほか, シリーズ大学 3 大学とコスト (ページ: 17—48). 岩波書店.
- 山本清. (2013). 大学の人事管理政策一国立大学法人の人員・人件費調査分析を通じて. 大学経営政策研究第 3 号.
- 週刊東洋経済. (2013). 大学四季報 (第 2013.11.2 卷).
- 奨学金の返還促進に関する有識者会議. (2008). 日本学生支援機構の奨学金返還促進策について. 日本学生支援機構.
- 小塙隆. (2002). 教育の経済分析. 日本評論社.
- 小塙隆、妹尾涉. (2003). 日本の教育経済学：実証分析の展望と課題. 内閣府経済社会総合研究所ディスカッション・ペーパー・シリーズ No.69.
- 小林雅之. (2002). 経営戦略としての授業料と奨学金. IDE 高等教育フォーラム資料.
- 小林雅之. (2008a). 進学格差. 筑摩書房.
- 小林雅之. (2012a). 家計負担と奨学金・授業料. 高等教育研究第 15 集, 115-134.
- 小林雅之. (2012b). 大学授業料と奨学金の現状と戦略. 大学時報 2012.12.
- 小林雅之. (2012c). 高等教育進学動向の要因分析—高等教育政策の検証. 国立大学財務・経営センター 大学財務経営研究第 8 号.
- 小林雅之. (2013). 大学の教育費負担—誰が教育を支えるのか. 著: 上山隆大ほか, シリーズ大学 3 大学とコスト (ページ: 111—135). 岩波書店.
- 小林雅之. (2014). 高等教育改革と所得連動型ローン. 学生への経済的支援の在り方に関する検討会（第 9 回）配布資料.
- 小林雅之 編著. (2008b). 奨学金の社会・経済効果に関する実証研究. 東京大学総合教育研究センター.
- 小林雅之 濱中義隆 吉田香奈. (2009). 授業料・奨学金政策の国際比較. 日本教育社会学会大会発表要旨集録 (61), 83-88.
- 小林雅之 濱中義隆 島一則. (2002). 学生援助制度の日米比較. 東京大学大学総合教育研究センター.
- 小林雅之、吉田香奈、劉文君. (2012). 「奨学金制度に関する学長調査」結果報告. リクルートカレジマネジメント 177.
- 小林雅之、劉文君. (2013). オバマ政権の学生支援改革. 大総センター4 ものぐらふ 12.
- 川崎成一. (2008). 米国学生ローンの市場化とサブプライムショック. 東京大学大学院教育学研究科紀要第 48 卷.

-
- 中央教育審議会. (2008). 学士課程教育の構築に向けて.
- 朝日新聞朝刊. (2014年 11月 13日). 奨学金の延滞率、学校別に公表へ、ページ: 30.
- 田中隆一. (2012). 所得格差と教育投資の経済学. 全所的プロジェクト研究ガバナンスを問い合わせ直す. 東京大学社会科学研究所.
- 島一則. (2007). 日本学生支援機構の奨学金に関する大学教育投資の経済的效果とコストーベネフィット分析—大学生を対象とした貸与事業に注目した試験的推計. 国立大学財務・経営センター 大学財務経営研究第 4 号.
- 島一則. (2013). 教育投資収益率研究の現状と課題. 大学経営政策研究第 3 号.
- 東京大学. (2007). 諸外国における奨学制度に関する調査研究及び奨学金事業の社会的效果に関する調査研究. 文部科学省先導的大学改革推進委託事業.
- 東京大学. (2014). 高等教育機関への進学時の家計負担に関する調査研究. 平成 25 年度先導的大学改革推進委託事業.
- 独立行政法人日本学生支援機構の在り方に関する有識者検討会. (2012). 報告書. 文部科学省.
- 日本学生支援機構. (2010). 米国における奨学制度に関する調査報告書. 米国における奨学制度に関する調査について.
- 日本銀行金融機構局. (2007). 住宅ローンのリスク管理. リスク管理と金融機関経営に関する調査論文.
- 米澤彰純. (1994). 私立大学授業料の横断的分析. 東京大学教育学部紀要第 34 卷.

第13章 大学独自奨学金の現状分析

－日本学生支援機構

「平成22年度 奨学金事業に関する実態調査」 の再分析を通じて－

白川優治（千葉大学・普遍教育センター）

1. はじめに

本稿は、日本学生支援機構による調査データを用いて、国・公・私立大学と公・私立短期大学の大学独自奨学金の現状を検証するものである。

我が国の奨学金事業は、法律に基づいて行われている国の奨学金事業である日本学生支援機構による事業、都道府県・市区町村の地方自治体が行う事業、各学校が独自に行う事業、民間団体や個人が任意に行う事業の4つの事業主体に大別される。しかし、現在、これらの奨学金事業実施主体を統括する団体や機関は存在しないため、日本全国で行われている奨学金事業の実態を、網羅的に把握することは困難である。

このようななか、日本学生支援機構は、3年に1度、「学校、地方公共団体、民間団体及び個人等が実施している奨学金事業について、その実態を把握し、今後の我が国の奨学金事業の発展に資することを目的」¹に全国の学校、地方公共団体、奨学事業団体を対象とする実態調査を行っており、この調査データが我が国の奨学金事業の全体像を示すものとなっている。具体的にみれば、直近の調査である「平成22年度 奨学金事業に関する実態調査」では、我が国には、奨学金事業を実施している団体は4,275団体あり、8,603制度が運営されており、483,615人の奨学生が奨学金を受給しているしていることが報告されている²。この調査は、我が国の奨学金事業の動向を経年変化としてみることができる貴重な調査資料である。

しかし、この調査結果では、地方公共団体・学校・公益法人・営利法人・個人その他の事業主体種別、もしくは大学・短期大学・高等専門学校・高等学校・専修学校・各種学校の学校種別に結果が示されているのみであり、個々の学校や事業主体ごとの状況を知ることはできない。つまり、個々の事業主体の奨学金事業の状況や特徴は明らかにされていないのである。そこで、本稿では、大学独自奨学金に着目したうえで、「平成22年度 奨学金事業に関する実態調査」のデータを再分析することを通じて、大学と短期大学において、それぞれの学校ごとに、（1）大学独自奨学金がどの程度存在するのか、（2）どの程度の学生が受給しているのか、（3）大学独自奨学金には

どのような特徴があるのか、を確認したい。そして、現在行われている大学独自奨学金がどのような意味をもっているのかを明らかにする。

2. 分析に用いるデータと分析視覚

分析には、本研究会が、日本学生支援機構より提供を受けた「平成22年度 奨学金事業に関する実態調査」の回答データを用いる。この回答データは、同調査の回答結果として、8,604の奨学金制度ごとに、実施主体、受給人数、金額などの情報が整理されたものである。この奨学金制度ごとのデータを、事業主体（大学・短期大学）ごとに再構成することで、本稿が目的とする個々の学校ごとの現状と特徴をみることが可能となる。そこで、8,604の奨学金制度のうち、大学と短期大学が事業主体として運営されている3,496制度を分析対象とし、それぞれの制度の実施主体である個別大学・短期大学ごとにデータの再整理を行った。分析対象は、表13-1の通り、大学572校、短期大学251校の合計823校である。

表13-1 分析対象の内訳（学校数）

| | 国立 | 公立 | 私立 | 合計 |
|------|----|----|-----|-----|
| 大学 | 60 | 29 | 483 | 572 |
| 短期大学 | 0 | 5 | 246 | 251 |
| 合計 | 60 | 34 | 729 | 823 |

3. 大学独自奨学金の学校ごとの制度数の現状

まず、個々の大学や短大が、どの程度の奨学金制度を運営しているのかを確認していきたい。表13-2は、整理したデータから、学校ごとの奨学金制度数の集計結果を示したものである。

表13-2 学校ごとの奨学金制度数

| | 大学 | | | 短期大学 | |
|-------|-------|-------|-------|------|-------|
| | 国立 | 公立 | 私立 | 公立 | 私立 |
| 分析学校数 | 60 | 29 | 483 | 5 | 246 |
| 平均値 | 3.2 | 1.8 | 5.3 | 1.4 | 2.8 |
| 中央値 | 2.0 | 1.0 | 4.0 | 1.0 | 2.0 |
| 最頻値 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 標準偏差 | 4.025 | 1.441 | 7.043 | .548 | 2.673 |
| 最小値 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 最大値 | 26 | 6 | 81 | 2 | 31 |

ここから、すべての分析対象において、最頻値が1であることから、個々の学校が運営する奨学金制度は1つのみである大学と短大が最も多いことがわかる。他方で、最大値をみると、数十の制度を運用する大学、短大があることがわかる。この状況を具体的にみるために、表13-3では、制度数の分布を示した。ここからは、個々の学校が運営する奨学金制度は1つのみである大学と短大が最も多いことが確認できるとともに、私立大学では学校によって制度数にはらつきがあることがわかる。

表13-3 学校ごとの奨学金制度数

| 制度数 | | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11以上 | 合計 (校) |
|------|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|------|-----------|
| 大学 | 国立 | 18 | 17 | 12 | 6 | 1 | 1 | 2 | 0 | 0 | 0 | 3 | 60 |
| | 公立 | 19 | 3 | 4 | 1 | 0 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 29 |
| | 私立 | 97 | 83 | 58 | 58 | 42 | 33 | 22 | 23 | 13 | 9 | 45 | 483 |
| 短期大学 | 公立 | 3 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 5 |
| | 私立 | 88 | 54 | 35 | 37 | 13 | 7 | 5 | 2 | 0 | 3 | 2 | 246 |

4. 大学独自奨学金の学校ごとの人数と受給率

このような大学独自奨学金の設置状況を前提に、それぞれの学校において、どの程度の学生がこれらの奨学金を受給しているのであろうか。このことを確認するために、学校ごとの受給人数を、大学院生、学部学生、短期大学生に区分して示したものが、表13-4である。

表13-4 学校ごとの受給者数（大学院生・学部学生・短期大学生別）

| | 大学院生 | | | 学部学生 | | | 短期大学生 | |
|------------------------|---------|---------|----------|---------|---------|----------|---------|---------|
| | 国立 | 公立 | 私立 | 国立 | 公立 | 私立 | 公立 | 私立 |
| 分析学校数 | 60 | 29 | 483 | 60 | 29 | 483 | 5 | 246 |
| 平均値 | 29.8 | 11.2 | 32.7 | 26.8 | 24.1 | 139.5 | 11.4 | 22.2 |
| 中央値 | 9.5 | 1.0 | 0.0 | 11.5 | 13.0 | 49.0 | 13.0 | 10.0 |
| 最頻値 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| 標準偏差 | 49.5107 | 41.6356 | 133.8160 | 41.3377 | 29.1838 | 306.2867 | 11.8237 | 43.2884 |
| 最小値 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| 最大値 | 300.0 | 226.0 | 1227.0 | 180.0 | 100.0 | 3263.0 | 28.0 | 387.0 |
| 四分位 パーセ ンタイ ル | 25 | 2.3 | 0.0 | 0.0 | 3.0 | 2.5 | 12.0 | 0.0 |
| | 50 | 9.5 | 1.0 | 0.0 | 11.5 | 13.0 | 49.0 | 13.0 |
| | 75 | 34.5 | 6.5 | 10.0 | 30.0 | 42.0 | 124.0 | 23.0 |

ここでは、四分位パーセンタイルの値に注目したい。全体の75%が含まれる数値である、第3四分位を示す75パーセンタイルの値をみると、大学院生では国立34.5人、公立6.5人、私立10.0人であり、学部学生では、国立30.0人、公立42.0人、私立124.0人となっている。短期大学生は、公立22.0人、私立23.0人である。ここから、国立大学では、大学院生と学部学生が同程度の人数となっている一方で、公私立大学では、大学院生は少なく、学部学生が受給者の中心となっていることがわかる。このことは、大学において設置形態別にみた相違である。他方、短期大学は公立と私立にはあまり違いは見られない。

一方、平均値や中央値、最大値の値をみると、受給人数は学校ごとのばらつきが大きいことがわかる。学部学生を例にみると、国立大学の平均値は26.8人、公立は24.1人、私立は139.5人となっており、私立大学において奨学金受給者が多いように見える。中央値をみても同じ傾向がみられる。しかし、このような人数の相違は、各大学の学生規模によって影響を受けるものであり、実数をそのまま比較することは適切ではない。そこで、本稿では、各大学の学生数（短期大学はデータの制約上、学生定員）のデータをもとにして、受給率の概算を試みた³。その結果を示したものが表13-5である（ただし、用いたデータの制約から大学院生と学部生の区別ができなかつたため、大学院生と学部生は合算し、大学としている）。ここから、大学独自奨学金の受給状況の特徴をみていきたい。

表13-5 大学・短期大学ごとの概算受給率

| | | 大学（大学院を含む） | | | 短期大学 | |
|--------------------|----|------------|-------|---------|--------|---------|
| | | 国立 | 公立 | 私立 | 公立 | 私立 |
| 分析学校数 | | 58 | 27 | 463 | 5 | 242 |
| 平均値 | | 1.89% | 1.67% | 5.27% | 4.50% | 6.38% |
| 中央値 | | 0.74% | 1.11% | 3.25% | 2.83% | 2.60% |
| 最頻値 | | 0.00% | 0.09% | 0.00% | 0.00% | 0.00% |
| 標準偏差 | | 4.20 | 1.48 | 9.39 | 5.17 | 12.84 |
| 最小値 | | 0.00% | 0.09% | 0.00% | 0.00% | 0.00% |
| 最大値 | | 30.29% | 5.47% | 100.82% | 11.67% | 111.33% |
| 四分位 パーセン タイル | 25 | 0.20% | 0.42% | 1.30% | 0.00% | 0.90% |
| | 50 | 0.74% | 1.11% | 3.25% | 2.83% | 2.60% |
| | 75 | 1.91% | 2.41% | 5.68% | 9.83% | 6.00% |

ここでもまず、四分位の値に注目したい。第3四分位の位置を確認すると、国立大学にでは、全体の75%が含まれる値が1.91%、公立大学では2.41%、私立大学では

5.68%となっている。短期大学では、公立が9.83%、私立が6.00%である。このことから、多くの大学では、大学独自奨学金の受給者数は、在学生の5%に満たないといえる。したがって、大学独自奨学金は、設置形態を問わず、少数の在学生を対象としたものになっていると位置づけることができるだろう。

さらに、設置形態別にみると、国立大学において受給率が最も低くなっている、私立大学や短期大学の受給率は相対的に高い。この背景には、国立大学では、各国立大学に共通の制度として学費減免制度があることが考えられる。学費減免制度が実質的な給付奨学金制度として機能しているために、大学独自奨学金が相対的に小さくなっているとみる見方である。

5. 大学独自奨学金の特徴

最後に、このような大学独自奨学金には、どのような特徴があるのだろうか。奨学金の基本的形態である給付と貸与の観点からこのことを確認したい。表13-6は、各大学・短大の奨学金受給者のうち、給付奨学金の受給者比率を算出し、その全体像を示したものである。

表13-6 給付奨学金受給学生比率（校数）

| | 大学院生 | | | 学部学生 | | | 短期大学生 | |
|--------|------|----|-----|------|----|-----|-------|-----|
| | 国立 | 公立 | 私立 | 国立 | 公立 | 私立 | 公立 | 私立 |
| 100% | 47 | 15 | 183 | 43 | 22 | 318 | 2 | 175 |
| 99-90% | 0 | 0 | 3 | 1 | 0 | 33 | 0 | 6 |
| 89-80% | 0 | 0 | 7 | 0 | 0 | 14 | 0 | 3 |
| 79-70% | 0 | 0 | 3 | 0 | 0 | 14 | 0 | 4 |
| 69-60% | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 7 | 0 | 2 |
| 59-50% | 0 | 0 | 2 | 0 | 0 | 6 | 0 | 3 |
| 49-40% | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 8 | 0 | 0 |
| 39-30% | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 3 | 0 | 0 |
| 29-20% | 0 | 0 | 3 | 0 | 0 | 5 | 0 | 1 |
| 19-10% | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 7 | 0 | 0 |
| 9-1% | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 8 | 0 | 0 |
| 0% | 3 | 1 | 17 | 3 | 2 | 34 | 1 | 21 |
| 合計（校） | 50 | 16 | 220 | 49 | 24 | 457 | 3 | 215 |

この表において、給付奨学金受給比率100%である場合、当該大学の大学独自奨学金の受給者は、全員が給付奨学金を受給していることを意味し、この比率が低くなるにつれて、貸与奨学金の受給者の割合が高くなることを意味する。大学院生・学部学生・

短大生についてそれぞれ給付奨学生受給学生比率を確認したところ、いずれの区分においても給付奨学生受給率が高いことが示されている。つまり、大学院、学部学生、短大生の対象を問わず、また、国公私立の設置形態の違いによらず、大学独自奨学生は、給付型奨学生が中心であることを示している。

6. おわりに：大学独自奨学生の現状

本稿は、日本学生支援機構による調査データを用いて大学独自奨学生の現状を検証を試みた。そこからみえた、大学独自奨学生の一般的なすがたはつぎのようにまとめられる。

- 1) 多くの各大学・短期大学では、独自奨学生制度の数は少数である。
- 2) その制度は給付奨学生が中心である。
- 3) 大学独自奨学生制度の受給者は、在学生の5%に満たない少数である。
- 4) これらの傾向は、国公私立の設置形態による大きな違いはみられない。

ここから、現在の大学独自奨学生制度は、貸与制度のみしか存在しない日本学生支援機構奨学生を補完するかたちで設定されているといえるだろう。この傾向は、私立大学の独自奨学生ではすでに指摘されていたが、本稿の検証により、国・公・私立の設置形態や、大学・短期大学の区分を問わず、共通した特徴であることが明らかになった。

なお、本稿では、各奨学生の採用基準や対象設定、金額については十分な検証はできず、受給率も概算でしか検討ができなかった。これらのこととは今後、さらに分析が必要である。また、日本学生支援機構による調査データからは、地方自治体や民間団体の奨学生事業も同様の分析が可能である。これらの課題については、稿を改めて取り組みたい。

<注>

1 日本学生支援機構「平成22年度奨学生事業に関する実態調査報告」

http://www.jasso.go.jp/statistics/syogaku_chosa/gaiyou_22.html (2015年3月12日確認)

2 同上

3 大学の学生数については、『大学ランキング2010』（朝日新聞出版、2009年）の掲載情報、短期大学の定員数については『短大受験案内〈2010年度用〉』（学研、2009年）の掲載情報を用いた。

第14章 イギリスにおける継続教育カレッジと学生支援

米澤彰純（名古屋大学）

1. はじめに

イギリスの高等教育システムは、高等教育レベルの職業教育機関であったポリテクニックを1992年に大学に一斉昇格させ、大学と非大学高等教育機関との間の二元制度を解消した。日本は、第二次世界大戦後の高等教育改革で新制大学制度を発足させており、その意味で直接的にこの制度改革の影響を受けているわけではない。しかし、二元制度の伝統が深く残る欧州大陸や、未だにポリテクニック制度を維持しているニュージーランドなどの英連邦諸国にとっては、この一斉昇格は大きな衝撃だった。制度改革からすでに20年以上経つ中で、新大学のなかには統合を進め、研究力を高めるなどの性格の変化を経験する大学も出てきている。

他方で、イギリスでは現在でも、高等教育段階の教育が、すべて大学で担われているわけではない。イギリスには、継続教育(Further education)という、中等教育からも高等教育からも独立した教育体系が伝統的に存在してきた。本稿では、日本ではあまり実態が知られていない継続教育カレッジにおける高等教育段階の職業教育について、その制度、実際、課題などを検討したい。

2. 継続教育カレッジの主要な機能

継続教育は、その主な部分として日本では高等学校レベルにあたる後期中等教育を提供する一方で、1999年以降一部で高等教育ないし中等後教育レベルの教育もまた提供している。現在、連合王国の一角をなすイングランドでは義務教育年限の段階的な引き上げがなされており、1997年9月1日以降に生まれたものについては18歳の誕生日を迎えるまで何らかの教育や訓練を受けることが義務づけられている。

継続教育カレッジは、現在は国レベルで管轄されているが、1992年以前は地方教育当局(Local Education Authority)の管轄下にあった。このため、イングランドやスコットランドという連合王国内の国ごとに、さらに同じイングランド内でも地域ごとに多様性が大きい。そして、そこに通う学生もまた多様なのであるが、これは単純に多様なのではなく、同じ継続教育カレッジの中でも通う課程の種類によっても全く性格が異なる。

継続教育カレッジは、後期中等教育の課程を有している。イングランドの中等学校(Secondary school)は、第11学年を15-16才で修了し、GCSE(General Certificate of Secondary Education)と呼ばれる資格を得る。その後、大学進学を目指す多くの生徒は、Sixth Formと呼ばれる2年間の一般教育課程で学び、GCE-Aレベル(General Certificate of Education Advanced Level)という資格試験を通じて得て、大学への進学要件を取得する。このSixth Formの教育課程は、high schoolなどで呼ばれる中等学校で前期中等教育とと

にも提供されることが多いが、同時に継続教育カレッジでも提供される。継続教育カレッジの中には、Sixth Form カレッジという名前を冠しているカレッジもあり、これらは主要な役割としてその地域の生徒にSixth Form 課程の教育を提供することを目的として設置されている。Sixth Form カレッジの多くでは、一般教育から応用・職業関連まで、幅広いコースが GCE-A レベル、あるいは同等の職業教育訓練に基づく中等教育修了資格である BTEC(Business and Technology Education Council) レベル 3 のコースとして提供されているほか、入学要件を満たさない生徒のための GCSE 相当の補修プログラムを提供していることが多い。さらに、Brain Tree Sixth Form のように、地域に Sixth-Form センターを設置して、さまざまな教育機関がパートナーシップを組んで地域として Sixth-Form の教育課程を提供する事例も存在する。

他方で、Six Form の名を冠しない大多数の継続教育カレッジは、中等教育段階の職業教育を提供し、むしろこちらが主体といえる。生徒は、職業教育コースを選択して大学進学が可能な A Diploma や、職業実務経験と組み合わせて国の職業資格 National Vocational Qualifications (NVQs) を取得することができる。

3. 継続教育カレッジにおける高等教育の実際

さて、中等教育レベルの話が長々と続いたが、これから、高等教育の話に入る。現在、継続教育カレッジの大多数は、高等教育課程を提供している。ただし、継続教育カレッジ自体には学位授与権はないことから、多くの場合旧ポリテクニックを中心とした大学の認定のもとで高等教育レベルの学位が出されることになる。学位は、3 年を標準とする学士、2 年を標準とする準学士が中心となり、この他、継続教育での教授資格のプログラムや、現業者を対象としたさまざまな職業教育訓練プログラムも高等教育レベルで提供されている。

私が過去 2 年の間に実際に訪問した継続教育カレッジから、いくつかの事例を示そう。このうち、イングランドの事例は 2014 年 12 月に文部科学省生涯学習政策局委託事業「専修学校生の学生生活等に関する調査研究」として調査したもの、スコットランドの事例は、2014 年 1 月に同「成長分野等における中核的専門人材養成の戦略的推進事業」の一環として調査したものに基づいている。

ブリテン島の南東の海岸沿いに位置するサセックス・ダウンズ・カレッジは、アロマセラピーなどの健康ケア、コンピューター・ゲーム開発、現代ダンス、音楽制作・クリエイティブ・レコーディング、パーソン中心カウンセリング、公共・救急サービス経営、スポーツ・コーチング・開発などの準学士、学士プログラムしている。なお、旧ポリテクニックであったブライトン大学の認証をうけて教育プログラム自体は同カレッジが独自に提供する。大学に対しての、同カレッジの最大の魅力は、安価な学費となる。現在、イングランドの多くの大学は年間 9,000 ポンド（2015 年 2 月現在 1 ポンド=184 円）の学費（ただし卒業後に支払い）を設定している中で、同カレッジの高等教育プログラムは、家計収入に応じて 6,500～7,000 ポンドとなっている。また、日本を含めた EU 圏外からの留学生に対

しても、ブライトン大学が 11,780～13,500 ポンド、同地域の伝統的な大学であるサセックス大学が 14,450～26,100 ポンドに設定しているのに対し、同カレッジは 8,500 ポンドと抑制的な学費設定になっている。

次に、ロンドン北東部、アーセナルのサッカー・スタジアムの近くにあるシティ・アンド・イズリントン・カレッジでは、科学・スポーツ・工学、ビジネス・クリエイティブ・メディア・パフォーミングアーツ、児童ケア・若者、成人向け英語教員養成など、多岐にわたる分野の高等教育プログラムが、準学士レベルを中心に提供されている。その中には、犯罪科学や鑑定、アーセナルの地元貢献の一環としての協力による体育やサッカー・コーチングなど、国際都市ロンドンならではのプログラムも提供されている。学位は、シティ大学ロンドンまたはロンドンメトロポリタン大学によって認証され、また、高等教育レベルの職業資格である Higher National Certificates and Diplomas (HNC, HND) を取得できるプログラムもある。

また、スコットランドの代表的な都市グラスゴーにあるシティ・オブ・グラスゴー・カレッジは、2010 年にグラスゴーの 3 つの継続教育カレッジを統合して設立され、スコットランド最大の規模を誇る。ここでは、中等教育レベルの職業教育プログラムに加えて、海洋工学など、多様な HNC、HND のプログラムが提供されている。さらに、写真などの分野では、西スコットランド大学の認証を受けて同カレッジが 4 年間のオナーズ学士プログラムを提供している。他方、インテリアデザインの分野では、同カレッジで 2 年、グラスゴー・カレドニアン大学で 2 年の教育を受ける、同大学が提供主体となるオナーズ学士プログラムが存在する。そして、ホスピタリティの分野では、エдинバラ・ネピア大学とのパートナーシップのもと、学士プログラムが提供されるなど、地域の複数の大学と共同して学士レベル以上の教育プログラムが提供されている。

さらに、スコットランド北部の代表的な都市アバディーンを中心に展開する北東スコットランド・カレッジもまた、2013 年の合併により複数のキャンパスや学習センターを有しており、中等教育レベルの職業教育資格の他、HNC、HND、さらには学士相当の職業教育資格 Professional Development Award の提供を行っている。同カレッジは、北海油田に関わる工学分野が充実している他、海洋訓練でトップレベルにある Scottish Maritime Academy を擁している。

なお、スコットランドの高等教育の学費は、スコットランド住民および EU からの学生に対しては、HNC 及び HND については年間 1,285 ポンド、学士課程に関しては年間 1,820 ポンドに抑えられ、さらに家計収入、本人の年齢により規定された給付または貸与奨学金がスコットランド学生支援機構(Student Awards Agency for Scotland: SAAS)から得ることができる。

4. 政策的課題と日本への示唆

さて、いろいろ見てきたものの、イギリス高等教育全体における継続教育カレッジの位置づけは、現状としては、極めて周辺的なものにとどまっている。ポリテクニックを母体とした新大学の多くは、未だに職業志向が強いプログラムを提供している。中等教育段階の職業教育を主要な役割と位置づけている継続教育カレッジがこれに対抗する市場を開拓するには、すでに見えてきたように、安価な学費設定を売りにするか、特色のあるニッチなプログラムを提供するか、あるいは大学との協力関係のもとでの役割を追求するなど、選択肢は限られている。それでもどうして継続教育カレッジが高等教育段階のプログラムを提供しようとするかと言えば、この分野が留学生市場と共に、継続教育カレッジが事業を今後拡大しうる事業となっているからである。

この背景にあるのが、イギリスで現在進められている、「学生を中心とした高等教育」という政策指針である。これが意味するところは、学費が後払い奨学ローンの返還が一定年収以上でなければ発生しないなどセーフティ・ネットが充実しつつも、費用を分担する主体としての学生の選択を重視する市場原理の強調である。すなわち、高等教育をどのような教育機関がどの程度の規模で提供するかは、政府の計画ではなく、基本的に市場による決定に委ねられている。イギリスではまた、人的資本論から言えば合理的ではあるが、現在は教育訓練の公的負担が若い年齢、低い段階ほど手厚くなるように設計されており、高等教育段階では職業教育訓練においても私費負担を求める傾向が高まっている。

最近のOECDの職業教育国別評価では、特にイングランドの高等教育段階の職業教育訓練の機会が他国に比較して少なすぎるとの指摘がなされている。日本も一般論としては教育と職業との関連が弱い国ではあるのだが、この分野での市場原理や私費負担のあり方については、少し慎重に考えた方が良いのかもしれない。

※本報告の概要は、IDE 現代の高等教育 2015 年 5 月号に掲載予定である。

<参考文献>

- Department for Business Education & Skills (2011) Higher Education: Students at the heart of the system. London: Department for Business Education & Skills.
- Musset, P. & Field, S. (2013). A Skills beyond School Review of England. Paris: OECD.
- 山田寛之(2014)「イギリスの継続教育機関における高等教育の歴史的検討」東京福祉大学・大学院紀要,4(2),125-135 頁

第15章 北欧諸国における学生援助政策 —デンマークとフィンランドを中心に—

渡邊あや（国立教育政策研究所）

1. はじめに

本稿は、北欧諸国における学生援助政策について、制度の概要を整理することにより、その特徴を描き出すことを目的とする。北欧諸国は、教育の機会均等の理念のもと、高等教育への平等なアクセスの機会を保障すべく、無償制と手厚い財政援助制度でもって、これに取り組んできた。

しかしながら、そうした状況にも変化が生まれつつある。授業料の導入や、授業料徴収対象の拡大、授業料の引き上げなど、受益者の負担を増やす方向での改革が各国に広がりつつある中、「政府高負担型」とされてきた北欧諸国においても、近年、学費や学生の財政援助に関する改革が行われてきている。

このような国際的潮流にあって、これまで学生援助政策をすべての学生を対象とする普遍主義的なアプローチで展開してきた北欧諸国は、学費や学生に対する財政支援の在り方についてどう考え、その制度をどうデザインしているのか。本稿では、この問い合わせ検証する一助として、学生援助政策に関する北欧諸国間の比較と、事例の分析（フィンランドとデンマーク）を行う。なお、分析に際しては、関連する文献・資料等と 2014 年にデンマークにおいて実施したインタビューオー調査の結果を用いる。

2. 北欧諸国における学生援助制度の概要

2-1 北欧諸国の高等教育制度

北欧諸国は、その歴史的背景や地理的な近接性もあり、類似する高等教育制度を有してきた。それは、例えば、いわゆるフンボルト型大学を基盤としていること、授業費が無償であること、手厚い学生援助政制度が整備されていること、修士号を基本学位とすること、学術型と職業型の高等教育機関を有していること、といった制度的側面から、入学年齢及び卒業年齢が遅いことや、学修期間が長いこと、高等教育進学率が高いこと、といった教育文化的側面に至るまで、様々な共通点を有している（表 15-1・図 15-1 参照）。

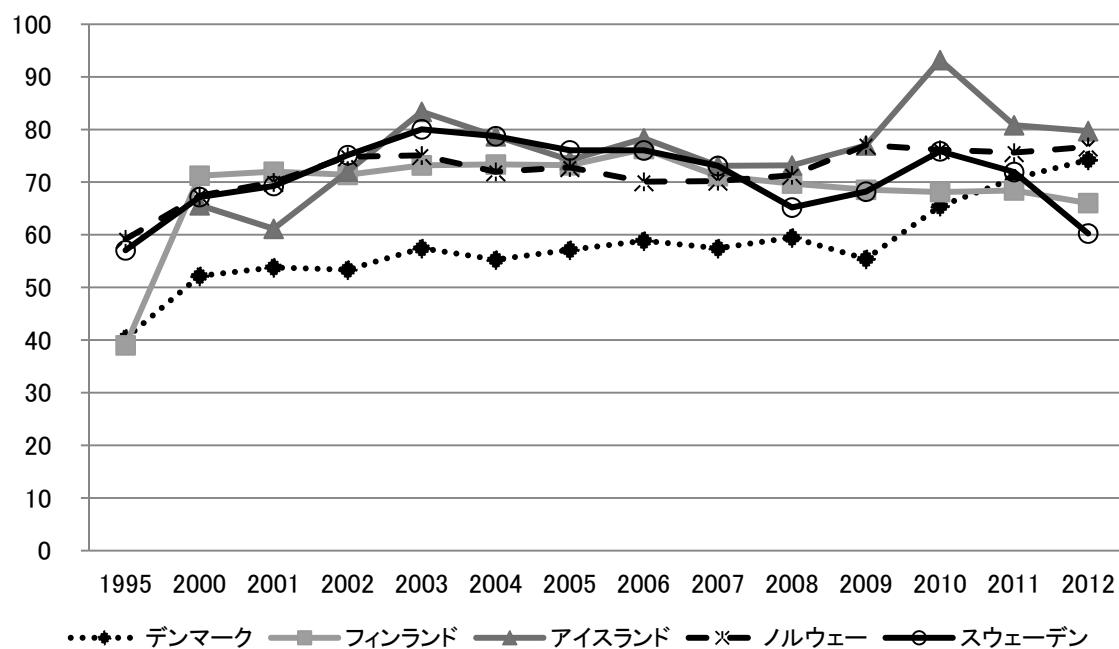
表 15-1 北欧諸国の高等教育制度

| 高等教育機関 | アイスランド | スウェーデン | デンマーク | ノルウェー | フィンランド |
|----------------------|--------------|--------------|--------------------------------------|--------------|---------------------|
| | 大学 大学カレッジ | 大学 大学カレッジ | 総合大学 芸術アカデミー 大学カレッジ 職業アカデミー | 大学 大学カレッジ | 大学 専門大学 (AMK) |
| 公財政教育支出 (GDP 比) | 7.7% | 6.3% | 7.9% | 7.4% | 6.5% |
| (うち高等教育) | 1.2% | 1.7% | 1.9% | 1.7% | 1.9% |
| 純就学率(EU) | 58% | 62% | 51% | 55% | 63% |
| 入学率* | 80% | 60% | 74% | 77% | 66% |
| 入学年齢(平均)* | 26歳 | 24歳 | 24歳 | 24歳 | 24歳 |
| 該当年齢人口入学率* | 52% | 44% | 56% | 59% | 49% |
| 入学者における 25 歳以下の割合* | 66% | 74% | 76% | 76% | 75% |
| 中等教育修了資格以外による高等教育進学者 | — | 28% | 6% | 9% | 21% |
| 留学等経験者 | — | 11% | 13% | 14% | 14% |
| 海外インターンシップ経験者 | — | 2% | 6% | 1% | 6% |

注：*は、ISCED5A（学術型高等教育機関で3年以上教育課程）のみを取り上げている。

出典：OECD. (2014). *Education at a Glance 2014*. European Commission. (2014). *National Student Fee and Support Systems in European Higher Education*.

図 15-1 学術型高等教育機関の進学率の変遷



出典：OECD. (2014). *Education at a Glance 2014*.

また、北欧諸国には、高等教育分野において長年に渡って協力関係を築いてきた歴史もある。大学の入学資格や高等教育終了によって得た資格（例えば、医師免許や教員免許など）を相互承認するしくみや、欧州高等教育交流プログラム「エラスムス」の北欧版「ノルドプラス」における北欧諸国内での留学交流、北欧閣僚理事会傘下の NordForsk によって展開された北欧 COE など、協力を支える制度も整備されてきた。

このように、互いに学びあい、協力しあい、影響しあいながら政策を展開してきたこともあり、一括りにして語られることの多い北欧諸国であるが、グローバル化の進展とともに、高等教育政策において、異なるアプローチをとるケースが増えつつある。それは、学費負担や奨学金など学生援助に対する考え方においても同様である。

2-2 北欧諸国における学費政策

北欧諸国が、教育の機会均等の観点から教育の無償制を維持してきたことは広く知られている。このことは、高等教育についても例外ではなく、アイスランドを除き、今なお、学費不徴収の原則が採られている（図 15-2・表 15-2 参照）。

図 15-2 学士課程における学費（含、授業料、登録費等）納付者の割合



出典：European Commission (2014). *National Student Fee and Support Systems in European Higher Education*, p.4.

表 15-2 北欧諸国の学費制度

| | アイスランド | スウェーデン | デンマーク | ノルウェー | フィンランド |
|---------------------------------|--------------|---------|---------|--------------------|----------------------------------|
| 授業料 | 有償(全学生) | 原則として無償 | 原則として無償 | 原則として無償 但し、私学は可 | 原則として無償 |
| 留学生の学費 (EU/EEA 圏及び スイス以外) | ○ 現地学生と同じ | ○ | ○ | △ 現地学生と同じ | △ 英語を教授言語 とするプログラム は徴収可 |

出典 : Europeans Commission. (2014). *National Student Fee and Support Systems in European Higher Education*. 及び Eurydice データベースより筆者作成。

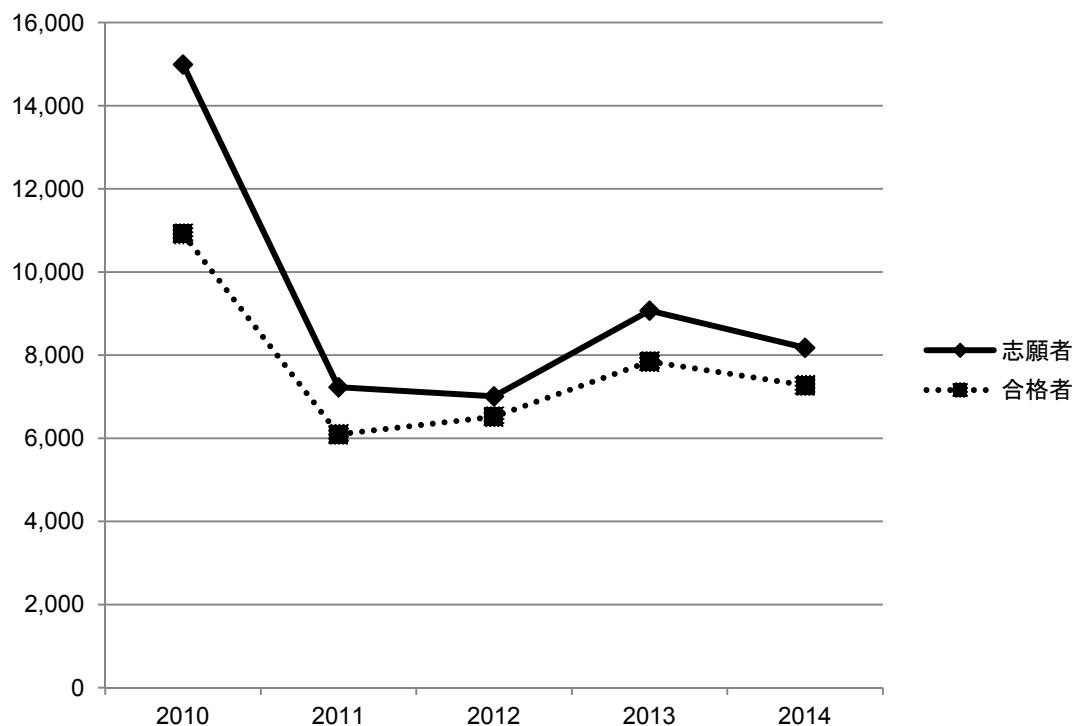
しかしながら、学費不徴収の範囲の設定については、各国のスタンスが変化しつつある。例えば、先に触れた、アイスランドは、すべての学生に対し、学費を導入した。表 15-2 に示している通り、公立大学に通う学生は登録料 (ISK60,000／年)、私立大学の学生は登録料と授業料 (ISK175-400,000／年) をそれぞれ納付することとされている。ノルウェーも、原則として無償としつつも、私立大学については、授業料徴収を認めている。

さらに、留学生に対する学費の徴収に関しても、各国の対応は分かれている。EU の規定により、EU/EEA 圏諸国ならびにスイスの学生については、現地学生と同様の処遇が採られるが、それら以外の国からの学生については学費を徴収する取組が広がっている（但し、交換留学生については、自国学生と同様に処遇される場合が多い）。北欧の中でも、デンマーク（2005 年）とスウェーデン（2011 年）が国レベルで留学生に対する学費を導入している。

国レベルでの導入には至っていないフィンランドにおいても、2010 年から、英語を教授言語とするプログラムの一部で授業料の導入実験が実施されている。これについては、予め設定されていた試行期間が終了した 2014 年に法制化も検討されたが、2015 年現在、見送られている。その要因の一つが、所謂「スウェーデン・ショック」の影響である。「スウェーデン・ショック」とは、スウェーデンが、2011 年秋から学費徴収に踏み切ったところ、留学生が大幅に減少したことを探す（図 15-3 参照）。特に顕著であったのは、EU 及び EEA 圏とスイス以外からの留学生であり、その数は、1 年で約 8,000 名から約 1,600 名まで減少したという（Migrationsverket, 2012）。こうした隣国の状況に加え、大学の国際性の維持・改善を求める大学関係者や、学費導入に強く反対してきた学生団体の声もあり、法制化は見送り、試行としての実施を継続することとなった。

ノルウェーは、留学生に対する学費を導入していないが、ノルウェー人学生からも学費を徴収している私立大学は、同様の措置を取っている。また、アイスランドは、国内の学生と同様に、すべての学生から学費を徴収している。

図 15-3 スウェーデンにおける留学を目的とする居住許可の申請及び認可数



出典：Migrationsverket（スウェーデン移民局）ウェブサイト。

2-3 北欧諸国における学生に対する財政支援

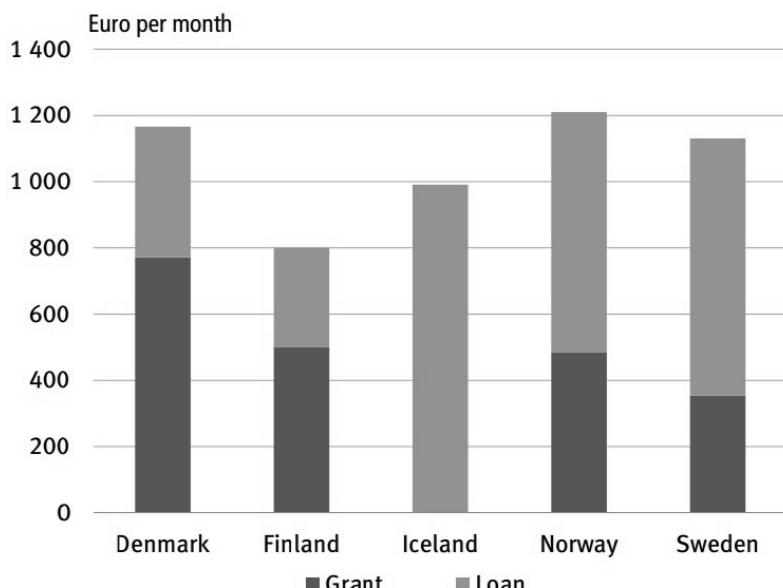
北欧諸国では、財政的な支援を受ける機会が学生に広く保証されてきた。財政支援は、通常、補助金（給付型奨学金）若しくは学生ローン（貸与型奨学金）の形で付与されるが、その具体については、各国で状況が異なる。次の表 15-3 は及び図 15-4 は、欧州委員会の調査及び北欧閣僚会議の統計に基づき、各国の高等教育における財政支援の状況を整理したものである。

表 15-3 北欧諸国における学生の財政支援制度

| アイスランド | スウェーデン | デンマーク | ノルウェー | フィンランド | |
|-------------------|------------------------------------|--|--|---|--|
| 財政支援の特徴 | <u>すべて貸与型</u> | <u>貸与型が基本</u> | 給付型が基本 不足分を貸与で 補う | 貸与型が基本 貸与の一部を給 付に転換可能 | |
| 財政支援の種類 | ローン | 給付奨学 ローン | 給付奨学金 学生ローン | 学生ローン (給付奨学金) 給付奨学金 住宅手当 学生ローン | |
| 財政支援の基本額 | 【貸与奨学金】 ISK140,600 /月 | 【給付奨学金】 SEK3,063/月 平均受給額 SEK27,567/年 (2012年)。 【貸与奨学金】 SEK6,712/月 | 【給付奨学金】 下宿生は DKK5,723/月。 【貸与奨学金】 DKK2,943/月。 (利子年率4%) | 【貸与奨学金】 NOK94,400/年 が上限。すべて の試験に合格し た下宿生は総額 の40%を給付型 に転換。上限は NOK37,760 | 【給付奨学金】 €55-335/月。 【住宅手当】 賃料の80%を補 助(上限有) 【貸与奨学金】 €400/月 |
| 給付奨学金の受給状況 | 給付奨学金は無 | 67% | 100% | 58.3% | |
| 給付奨学金の支給期間 | — | — | 原則として、標準修業年限+1年(通常6年) | 原則として、標準修業年限(通常5年) | |
| 給付奨学金の性質 | ニードベース €1,539 が加減 €3,099 が標準 | ニードベース €1,539 が下限 €3,099 が標準 | ニードベース €5236 が上限 | ニードベース €72-€11,243 標準€2,326 | |
| 学生の所得による制限 | — | — | ○ (貸与→給付の際) | ○ | |
| 財政支援への課税 | × | × | ○ | × | |
| 事務担当 | アイスランド学生 ローン基金 | 国家学生支援 機構(CSN) | 高等教育庁 | ノルウェー国家 教育ローン基金 社会保険事務 所(KELA) | |

出典：European Commission. (2014). *National Student Fee and Support Systems 2013/2014.* をもとに筆者作成。

図 15-4 北欧諸国の財政援助の現状



出典：Norden (2015). *Nordic Statistic Yearbook 2014.*

デンマークやフィンランドでは、財政支援の多くが給付型奨学金であり、学生に対する支援全体の 60%を占める。一方、アイスランドは、貸与型奨学金（学生ローン）のみであるが、貸与される金額の上限は最も高い。ノルウェーとスウェーデンでは、貸与型（学生ローン）が中心であり、給付型（学習補助）がカバーする割合は財政援助の 3 ~ 4 割程度である。

また、給付型中心のデンマークとフィンランドでは、標準修業年限を基準として受給期間を設定している（フィンランドは修業年限、デンマークは修業年限プラス 1 年）。かつては、受給期間の制限がない時代もあったが、近年は期間を短縮する方向で改革が進められている。これには、受給期間に制限を設けることで、学生がこれを目安として学修を進めることへの期待も反映されている。北欧諸国の高等教育が長年共通して抱えている問題である、学修期間を短縮し、合理化を図るためのツールとしても、財政支援制度が活用されている。

同様の取り組みは、ノルウェーにおいても見られる。下宿生がすべての試験に合格した場合、貸与型奨学金の一部を給付型に転換するしくみがそれにあたる。デンマークやフィンランドとアプローチは異なるが、同種の期待が制度に反映されているものと思われる。こうした取組から、各国が、学生を財政的に支援するのみならず、政策課題の解決を図るツールとしてこれを活用していることが伺える。

3. フィンランドの学生援助政策

3-1 フィンランドの高等教育制度

フィンランドの高等教育は、学術志向の大学と職業志向の専門大学（AMK）から構成される二元型の制度を有している。近年、高等教育機関の統合が進み、20 機関あった大学は 14 機関、29 機関あった専門大学（AMK）は 24 機関（但し、これに加えて自治領であるオーランドの専門大学と警察学校がある）に再編されている。また、大学は、すべて国立であったが、2010 年より法人化・財団化した。一方、専門大学（AMK）は、自治体立若しくは民間立である。大学では学士・修士・博士号を、専門大学（AMK）では学士・修士号を授与する。

教育文化省の 2013 年の予算規模は 66 億€であり、政府予算の 13% 強に相当する（表 15-4 参照）。これに占める学生の財政支援の割合は 13.8% である。

表 15-4 教育文化省の予算（2012-2014 年）

| 100 万€ | 2012 | 2013 | 2014 | 2013-2014 の変化 | | 2013-2014 の変化 | |
|---------------|-------|-------|-------|---------------|----|---------------|----|
| | | | | € | % | € | % |
| 合計 | 6,646 | 6,656 | 6,584 | 14 | 0 | -21 | 0 |
| 行政、教会、国際連携・協力 | 118 | 122 | 124 | 4 | 3 | 1 | 1 |
| 教育・科学部門 | 4,941 | 4,957 | 4,883 | 16 | 0 | -79 | -2 |
| 普通教育 | 964 | 976 | 957 | 12 | 1 | -19 | -2 |
| 職業教育 | 731 | 737 | 735 | 6 | 1 | 1 | 0 |
| 成人教育 | 515 | 506 | 529 | -10 | -2 | 26 | 5 |
| 大学教育 | 2,731 | 2,739 | 2,662 | 8 | 0 | -87 | -3 |
| 文化・スポーツ部門 | 1,584 | 1,577 | 1,577 | -6 | 0 | 57 | 4 |
| 学生の財政支援 | 937 | 916 | 899 | -21 | -2 | 57 | 7 |
| 文化芸術 | 429 | 435 | 455 | 6 | 1 | 3 | 1 |
| スポーツ | 147 | 152 | 148 | 5 | 3 | -4 | -3 |
| 青少年 | 70 | 74 | 75 | 4 | 6 | 1 | 1 |

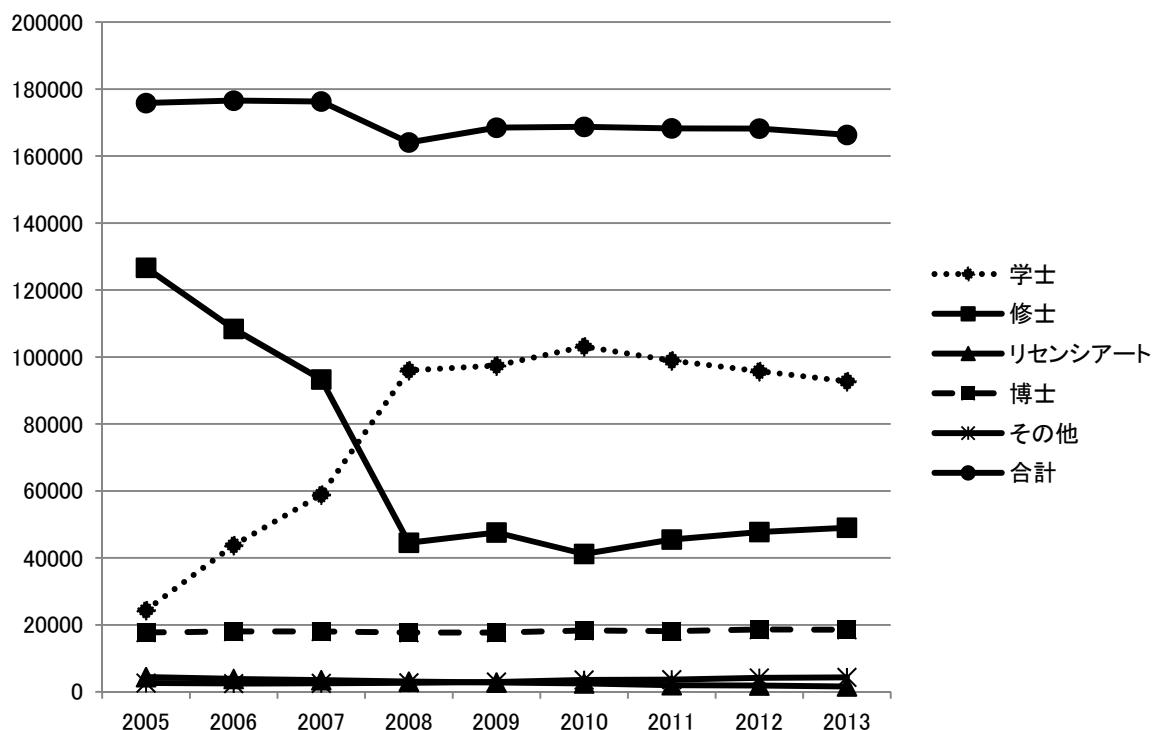
出典：フィンランド教育文化省 HP
 （http://www.minedu.fi/OPM/Linjauskset_ja_rahoitus/tilastoja_ja_taulukoita_taloudesta/toimialat.html）

高等教育機関で学ぶ学生は、大学が約 16 万 6 千人（図 15-5 参照）、専門大学（AMK）が 11 万 3 千人（図 15-6 参照）であり、両機関合わせると 28 万人ほどとなる。これは、フィンランドの全人口の約 5 % に相当する。専門大学（AMK）には成人学生が多いことも特徴である。

教育文化省が、統計局と合同で行った学生調査（OKM, 2014）によると、学習に対する学生の意識は次のようなものであったという。

- 自らをフルタイム学生と認識している学生の割合は 83%
- 平均して週 32 時間学習
- 2 つ以上の学位プログラムを履修している学生の割合は 14%
- 仕事をしながら学習している学生の割合は 48%
- 計画通りに学習が進んでいると感じている学生の割合は 59%
- 2013 年春の学生の収入は 800 ユーロ
 (内訳：自身の収入 1/2、学生補助金 1/3、保護者負担 8%、その他 13%)
- 収入でやりくりすることができず困ったことがある学生の割合は 61%

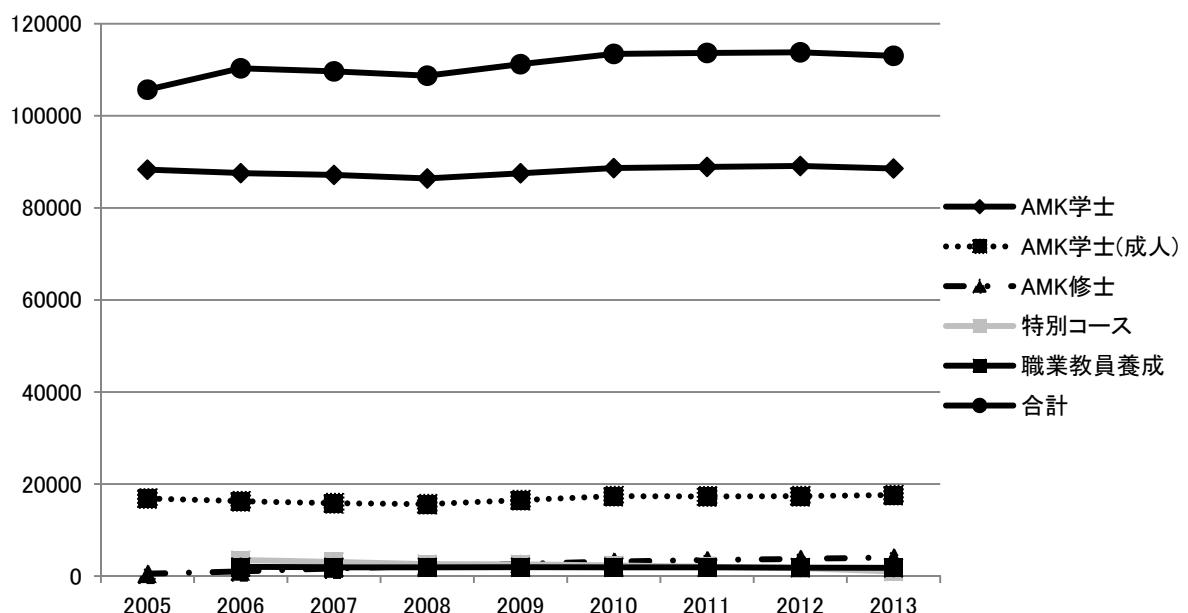
図 15-5 大学の学生数の変遷（課程別）



出典：フィンランド教育文化省データベース Vipunen のデータをもとに筆者作成。

注：学士課程と修士課程の学生数の変化は 2005 年の学位改革により、それまで任意であった学士課程の取得が義務付けられ、学士課程と修士課程の区分が明確化したことによる。

図 15-6 専門大学（AMK）の学生数の変遷（課程別）



出典：フィンランド教育文化省データベース Vipunen のデータをもとに筆者作成。

3-2 学生援助の対象と受給条件

3-2-1 学生援助制度の概要

フィンランドの学生援助制度は、学習補助金（給付奨学金）、住宅補助、政府保証の学生ローン（貸与奨学金）から構成される（学習補助法第2条）。学生の財政援助に関する事務は、フィンランド社会保険事務所（KELA）が教育機関と連携しながら担当する。

フィンランドにおいて、学生援助制度が整備されたのは1970年代である。北欧型福祉国家の構築が進められていた同時期、学生に対する援助制度も整備が進められた。1972年に学生援助法が制定され、学習補助（給付奨学金）が制度化されたほか、1977年には住宅手当が導入されている。

一方、1992年には現在の制度につながる改革が行われた。これにより、フィンランドの学生援助制度は、貸与型から給付型へと転換された。この時期は、フィンランド経済が苦境に立たされていた時期であり、国が学生ローンを保証することのリスク等、国の負担についての議論など経済的な側面や、当時進行中であった学位制度改革（メジャ+マイナー制度）など、高等教育をめぐる環境の変化を踏まえた改革であった（Kivinen & Hedman, 2000）。

3-2-2 学生援助受給の資格要件

学生援助の資格要件は次の通りである。

- フィンランド国民であること（但し、国民以外でも受給可能な場合がある）
- 義務教育修了後の教育に入学を許されていること
- フルタイム学生であること
- 学習が順調に進捗していること
- 財政的な援助を必要としていること

ここでいう「義務教育修了後の教育」とは、義務教育後の教育を担う教育機関、つまり、高等学校（ルキオ）、フォークハイスクール、職業学校、高等教育機関等、において提供される教育を意味する。但し、対象となるのは、これらのうち8週間以上継続するプログラムのみである。高等教育については、正規プログラム（学位を目的とするフルタイム学習）が対象となるが、非正規プログラムについても、1か月当たり最低5単位以上のものであればフルタイム学習とみなされ、援助の対象に含まれる。

学校種により、金額や所得制限の内容など、具体は異なっているが、基本的な構造は、これらすべてに共通している。後期中等教育段階については、保護者の所得も受給の可否並びに条件の決定において考慮する材料となるが、高等教育については自身の所得のみで、保護者の所得による制限はない。

なお、2014年8月1日より、学生援助制度の改革が行われ、学習補助（給付奨学金）及び政府保証の学生ローン（貸与奨学金）の貸付額ともに増額されている。近年の改革は、受給額を増額する一方、受給期間を短縮化する方向で進められている。

3-2-3 学生援助の受給条件

学習の進捗

学生援助を受ける場合には、学習の進捗が良好であることが求められる。良好な学習進捗とは、フルタイム学習による修学期間が各プログラムの標準修業年限を超えていないことを意味する（各プログラムの標準修業年限は、大学法に定められている）。

高等教育機関で学ぶ学生の学習の進捗は、毎年10月に調査が行われる。学生援助の受給状況と成績をもとに、KELAが判断する。対象となるのは、前年度の受給期間中の学習であり、それ以前の単位の取得状況は基本的に考慮されない。調査は年度単位で行われ、月ごとでは行わない。また、住宅補助しか受けていない月も受給期間とみなされる。

判断の基準となるのは、受給月当たりの単位の取得数である。受給月1ヶ月あたり5単位上取得していることが求められる。但し、前年度の取得単位が十分ではなくとも、受給期間全体の平均取得単位数が月当たり5単位以上であれば、引き続き受給することができる（2011年度以前から高等教育に入学していた場合は月当たり4.8単位）。

また、年間の取得単位数の規定も設けられている。すべての学生は、受給期間中、年間20単位以上を取得することが求められる。この規定は、受給期間が何ヵ月間であるかに係らず、すべての学生に適用される。すなわち、たとえ受給したのが年度中1か月であったとしても、20単位を取得しなくてはならないということである。但し、春学期に入学を許可され、学習を開始した学生の初年度の学習については例外である。その場合には、月当たり平均5単位の要件を満たすことが求められる。

条件を満たしていない場合、KELA若しくは所属機関の学生援助委員会から文書が送付され、学習状況について説明することが求められる。正当な理由がある場合には引き続き支援を受けることができるが、正当な理由がない場合、及び文書に回答しなかった場合には援助が打ち切られる。学習の進捗において特に問題があることが明らかになっ

た場合（過度の学習遅延、フルタイム学習に対する意思の欠如）、財政援助の返還が求められる。

収入の上限

高等教育段階において、保護者の所得による制限はないが、学生自身の所得については制限が設定されている。所得とみなされるのは、以下のものである：

- 課税所得と資本所得
- 課税社会保障給付

※ 学習補助あるいは KELA が支払うその他の学生援助は所得とみなされない

- 外国からの所得
- 生活保障を目的とする補助金及び奨学金

受給期間中の所得制限は 660€／月であり、受給を受けていない期間は 1,970€／月である（学生援助法第 17 条）。年間制限を超えない限りにおいては、学生は所得を得ることができる。年間の所得制限を超えた時には、超過分を返還しなくてはならない。所得制限は、受給期間に応じて設定されている。受給期間別の年間所得制限は次の表 15-5 の通りである。

表 15-5 受給期間別所得制限 (€)

| 期間 | 1ヶ月 | 2ヶ月 | 3ヶ月 | 4ヶ月 | 5ヶ月 | 6ヶ月 | 7ヶ月 | 8ヶ月 | 9ヶ月 | 10ヶ月 | 11ヶ月 | 12ヶ月 |
|----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|------|------|
| 額 | 22330 | 21020 | 19710 | 18400 | 17090 | 15780 | 14470 | 13160 | 11850 | 10540 | 9230 | 7920 |

出典：KELA ウェブサイト (<http://www.kela.fi>)

なお、超過分が 220€以内であれば、超過分を返還する必要はない。

3-3 援助額

3-3-1 学習補助(給付奨学金)

学習補助（給付補助金）の額は、基本的に教育段階（後期中等教育段階であるか、高等教育段階であるか）及び居住形態により決定される。高等教育の機関種による差はない。これらとは別に成人に対する学習補助制度もある。

表 15-6 学習補助の援助額

| | 後期中等教育段階 | 高等教育段階 (2014.8.1~) | 高等教育段階 (~2014.7.31) |
|---------------------------|----------|-----------------------|------------------------|
| 結婚している、若しくは扶養家族がいる | 249.21 | 335.32 | 301.89 |
| 20 歳以上で、1人暮らし | 249.21 | 335.32 | 301.89 |
| 18-19 歳で、1人暮らし | 249.21 | 335.32 | 335.32 |
| 18 歳以下で、1人暮らし | 101.31 | 163.10 | 14689 |
| 20 歳以上で、両親と同居 | 81.04 | 136.76 | 123.59 |
| 20 歳以下で、両親と同居 | 38.50 | 61.80 | 55.72 |

出典：KELA ウェブサイト (<http://www.kela.fi>)。

なお、表 15-6 に示した通り、学生援助制度改革により、2014 年度以降に学習を開始した学生（高等教育機関の学生として初めて登録した学生）は、学生補助金の受給額が 11% 増加する。但し、受給期間の上限は 5 ヶ月間短縮されている。学習補助は課税対象であり、学習補助の月額が 170 ユーロ以上であれば、10% 相当が源泉徴収される。

3-3-2 政府保証学生ローン

政府保証学生ローン（貸与奨学金）を得るために、学習補助（給付奨学金）若しくは成人教育補助金を受け取っていなくてはならない。学習補助を受けている高等教育機関の学生は、申請なしで政府保証ローンを受給することができる。学習補助を受けていなくても、以下に当てはまるのであれば保証付きローンを得る資格がある：

- 18-19 歳で両親の収入の関係で学習補助を受給できない
- 17 歳以下の下宿生であり子供手当との関係で学習補助を受給できない

財政支援は、申請した月の初めから、KELA 若しくは所属機関を通じて受け取ることができる。修学期間中、ローンは保証されるが、KELA が毎年適格性を確認する。学習を終えた後、学生はローンを返済する。政府保証ローン自体は、銀行から付与されるものであることから、学生自身が選択した銀行と連絡を取り、利子と返済など条件について決定する。

政府保証ローンの額は次の通りである：

表 15-7 政府保証ローンの金額（月額）

| 対象 | 金額 |
|-------------|------|
| 後期中等(18歳以下) | €260 |
| 後期中等(18歳以上) | €400 |
| 高等教育 | €400 |
| 成人教育手当の受給者 | €400 |
| 留学 | €700 |

出典：KELA ウェブサイト (<http://www.kela.fi>)。

合計で 2,500 ユーロ以上の額の学生ローンを受け取っていた学生のうち、あらかじめ決められた期限内に学習を終えた者については、学生ローン補償の形で一部返金される。なお、ローン受給者は、4割程度であるという（European Commission, 2013）

3-3-3 住宅補助

住宅補助として、賃料の 80%相当が支給される。但し、その額には条件がある。まず、家賃が 1か月 33.63 ユーロ未満の場合には受給できない。また、家賃の上限として 252 ユーロが設定されており、これを超えた分については支給されない。したがって、住宅補助の上限額は月当たり 201.60 ユーロということになる。住宅補助は、家を所有している場合には支払われない。シェアハウスや共同アパートなどであるならば、家賃の負担割合に応じて住宅補助を申請することができる。

住宅補助制度は、他の北欧諸国では、学習補助や学生ローンから切り離して、別途支給する形をとっていないため、フィンランドの特徴的な取組であると言える。

3-4 受給期間

高等教育の場合、財政援助の受給期間の上限は、専門分野ごとに設定された標準修業年限と関連している。援助を受ける学生は、1年間のフルタイム学習（60 単位相当）の場合 9か月分、1学期のフルタイム学習の場合 5か月分の援助を受ける資格があり、受給期間の上限は、標準修学年限に 5カ月を加えたものとなる。したがって、専門大学（AMK）の学士課程（210 単位相当）の標準修学年限は 3.5 年であるから、受給期間の上限は 37 か月（2014 年 8 月以前の場合は 42 か月）となる。大学での学習は、学士と修士の二段階で給付される。学士課程は 32 か月（37 か月）、修士課程は 23 か月（28 か月）、合計 50 か月（55 か月）が上限となる。300 単位が修了要件となる学士・修士の一貫の教育課程の場合、受給期間の上限は 50 か月（2014 年 8 月以前は 55 か月）で

ある。制度改革により、2014年度から受給期間の上限が5ヶ月短縮されている。

学位取得後、博士課程に進学する場合や、他の分野を専攻する場合にも援助を受給できる。但し、既に学士と修士の学位を取得している場合、学士レベルの教育には適用されない。高等教育については、64か月（70か月）まで受給可能である。

なお、中退し、新たなプログラムに入り直す場合、既に受給した期間は、新たなプログラムの下で受給される期間から差し引かれる（中等教育段階のものは含まれない）。

4. デンマークの学生援助

4-1 デンマークの高等教育制度

デンマークにおける主な高等教育機関として、学術志向の大学、職業型の高等教育機関である大学カレッジと職業アカデミーという3種類の機関がある。大学は、すべての学問分野において学士・修士・博士課程の教育を提供する高等教育機関である。大学カレッジは、職業志向の高等教育機関であり、教員養成、工学、ビジネス、看護学、保健学、栄養学、社会福祉学分野など、主に公共部門の専門職の養成プログラムを提供している。職業アカデミーもまた、職業志向の高等教育機関であるが、主に、ビジネスなど民間企業で働く人材を養成している。大学と比較すると、大学カレッジや職業アカデミーは、教育課程において、特定の職業のための教育を提供している点、インターンシップや実習など実務的な内容を含むことが義務付けられている点などが特徴的である。これら以外に、芸術系の教育機関であり、学士・修士・博士課程教育を提供する芸術アカデミーが12機関、海事系の高等教育機関が4機関ある。

表 15-8 デンマークにおける主な高等教育機関

| 機関種別 | 大学 | 大学カレッジ | 職業アカデミー |
|--------|--------------------------------|-------------------------------------|---|
| 特徴 | 学術志向 | 職業志向 | 職業志向 |
| 教育課程 | 学士課程 修士課程 博士課程 | 職業学士課程 アカデミー職業学位課程 トップアップ学士課程 | 職業学士課程 アカデミー職業学位課程 トップアップ学士課程 |
| 機関数 | 8 | 7 | 9 |
| 学生数 | 152,500 | 67,600 | 20,000 |
| 人材養成目標 | 学術人材、高度専門職人材、公共部門・大企業等に成る人材の養成 | 公共部門の専門職業人材、中小企業で働く労働者の養成 | ビジネス等民間企業、特にホワイトカラー人材、教師、看護師、ソーシャルワーカーの養成 |

※ その他の高等教育機関として、海洋系4機関と芸術系12機関があり、7,000名の学生が在籍している。
出典：デンマーク教育科学省提供資料とインタビュー調査をもとに筆者作成。

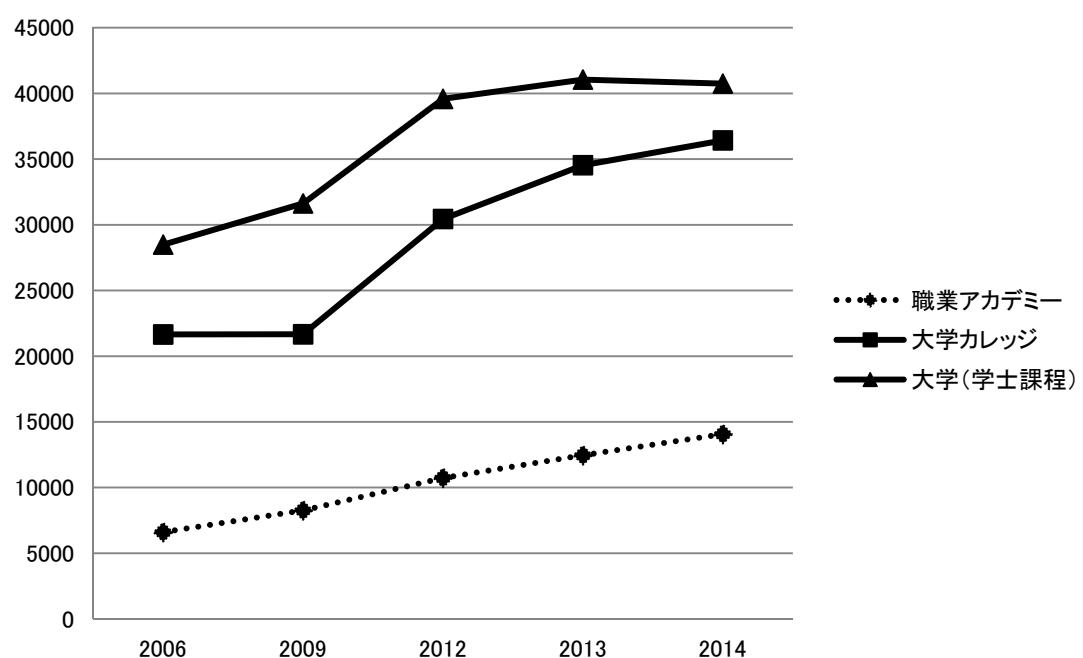
職業志向の高等教育機関で授与される職業学士は学士相当とみなされる。職業学士課

程の後、大学の修士課程に進学することは、制度上可能であるが、学術系、職業系双方のプログラムの交流はさほど進んでいないのが現状である。アカデミー職業学位は、「短期プログラム」に位置づけられるものである。学位取得後、トップアップ学士課程と呼ばれる教育課程を履修することにより、学士相当の学位を取得することができる（図15-7 参照）。

図 15-7 デンマークの高等教育機関における学位の構造



図 15-8 第1学位（学士相当）課程の学生数の変遷（機関別）



出典：デンマーク教育科学省提供資料より、筆者作成。

デンマーク高等教育・科学省の提供資料によると、学生数は、大学が約 152,500 人、大学カレッジが約 67,000 人、職業アカデミーが約 20,000 人、芸術系及び海事系の高等教育機関が約 7,000 人であるという。近年は、高等教育の学生数が全体として増加しているが、特に、職業アカデミーの学生の増加率が顕著である（図 15-8 参照）。

4-2 学生援助の対象と受給条件

4-2-1 学生援助制度の概要

高等教育・科学省によると、デンマークの学生に対する財政支援は、「高等教育を修了のための機会の平等を図ること」「財政支援の欠如により学習を諦めなくてはならない学生をなくすこと」を目的としているという。これは、1968 年の「若者の教育に対する財政支援に関する von Eyben 提案」を踏まえたものである（デンマーク教育科学省、2014 年）。

デンマークの学生援助制度は、「政府教育補助金・ローンスキーム（Statens Uddannelsesstøtte : SU）」と称され、主に、学習補助金（給付奨学金）と学生ローン（貸与奨学金）を支給している。このうち基本となるのは、学習補助である。学習補助は、後期中等及び中等後教育機関に在籍する 18~20 歳の生徒を対象とするプログラムと、高等教育機関に在籍する学生を対象とするプログラムから構成される。このうち、高等教育の財政援助に係る事務は、高等教育・科学省のもとにおかれた高等教育庁が、各高等教育機関と連携しながら担当している。

4-2-2 資格要件

学生が財政援助を受けるためには、次の条件を満たす必要がある。

- デンマーク市民であること（EEC 法）
- 18 歳以上であること（18 歳 4 か月目から受給可能）
- 高等教育機関の入学許可を受けており、学習の進捗が順調であること
- 所得制限を超えていないこと

これらの要件を満たしているかどうかについては、国が管理する CPR（個人登録番号）の登録状況、高等教育機関が管理している学生の登録・進捗状況、税務当局の情報など、各種データベースを用いて確認が行われる。

4-2-3 受給条件

学習の進捗

学習補助の受給に際しては、学習の進捗が順調であることが求められる。学修の遅延が 12 か月に及んではならないとされているため、標準修業年限に沿って学修を進めていくことが求められる。学生の学習状況を審査するのは、学生が所属している機関である。入学と同時に、学習の進捗の監視を開始し、継続して確認が行われる。12 か月を超える遅延が認められたとき、各機関は、学生の学習状況が順調ではないという判断を下す。これを受け、翌月から学習補助が停止される。停止された後も、引き続き学習状況の確認が行われ、順調に進んでいると判断されれば、補助金の受給が再開される。

現在、これに関わる改革が進められている。まず、現在 12 か月まで認められている遅延が、2016 年 7 月から 6 か月に短縮される予定である。さらに、学習の進捗の審査も改革される。新たに、学習の進捗を管理するツールとして、単位の取得状況（欧州単位互換スキームである ECTS に基づくもの）が用いられる。これにより、補助金を受給している学生の単位取得状況が芳しくない場合、自動的に補助金の給付が停止されることとなる。

収入の上限

補助金の受給に際し、自宅生以外については、保護者の所得による制限はない。しかしながら、学生自身の所得については制限が設定されている。設定された額を超えた場合、補助金やローンの一部返還を求められる。但し、基準額を超える収入の予定がある場合、補助金及びローンの受給を一時的に停止することもできる。

4-3 援助額

4-3-1 学習補助（給付補助金）

学習補助（給付補助金）の額は、基本的に居住形態（一人暮らしであるか、家族と同居しているか）により決定される。高等教育の機関種や年齢による差はない。なお、学習補助金は、課税対象である。

2014 年度の入学生のうち、自宅生については、後期分（春学期）から、学習補助の受給額に、保護者の所得を反映するしくみが導入される。これにより、すべての自宅生に月額 DKK916 を保証しつつ、保護者の所得に応じた金額を加算する形で学習補助の

額を算出することとなった。その基準は表 15-10 の通りである。

表 15-9 学習補助の金額（月額）

| 2013 年度 | 2014 年度 | | |
|---------|-------------------|--------------------------|----------|
| | 2014 年度以前の入学 生 | 2014 年度以降の入学生 前期(秋学期) | 後期(春学期) |
| 自宅生 | DKK2,516 | DKK2,935 | DKK2,544 |
| 下宿生 | DKK5,839 | DKK5,903 | DKK5,903 |

出典： SU ウェブサイト (<http://www.su.dk>) より筆者作成。

表 15-10 家族と同居している学生の家庭の所得に応じた学習補助額

| 保護者の年間所得額 (DKK) | 学習補助(月額) (DKK) | | |
|--------------------|-------------------|---------|-------|
| 564,391 以上 | 916 | 450,000 | 1,723 |
| 560,000 | 947 | 440,000 | 1,793 |
| 550,000 | 1,017 | 430,000 | 1,864 |
| 540,000 | 1,088 | 420,000 | 1,934 |
| 530,000 | 1,158 | 410,000 | 2,005 |
| 520,000 | 1,229 | 400,000 | 2,075 |
| 510,000 | 1,300 | 390,000 | 2,146 |
| 500,000 | 1,370 | 380,000 | 2,216 |
| 490,000 | 1,441 | 370,000 | 2,287 |
| 480,000 | 1,511 | 360,000 | 2,357 |
| 470,000 | 1,582 | 350,000 | 2,428 |
| 460,000 | 1,652 | 340,000 | 2,498 |
| | | 333,504 | 2,544 |

出典：SU ウェブサイト (<http://www.su.dk>)。

表中の金額は、いずれも課税前の金額である。1 デンマーククローネ (DKK) は、約 18 円程度であることから、基本額 (DKK916 : 16,488 円) のみの受給となるのは、年収約 1016 万以上 (DKK564,391) の世帯である。一方、上限額 (DKK2,544 : 45,792 円) が支給されるのは、年収 600 万以下 (DKK333,504) の世帯である。916DKK を基本額と考えた場合、上限額との差額、1,628DKK 分が、保護者の所得によって決定される額ということになる。

新たに導入されたしくみは、家計を共にしている場合、援助額の決定において保護者の経済的状況についても考慮するものである。これは、家庭の状況に関係なく、等しく支援してきた北欧諸国においては、あまり採られてこなかったアプローチである。

なお、近年における学習補助の金額の変遷は、次の表 15-11 の通りである。

表 15-11 学習補助（月額）の変遷（2007年～2014年）

| | 2007 | 2008 | 2009 | 2010 | 2011 | 2012 | 2013 | 2014 |
|------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|
| 自宅生 | 2,412 | 2,489 | 2,574 | 2,677 | 2,728 | 2,815 | 2,860 | 2,903※ |
| 下宿生 | 4,852 | 5,007 | 5,177 | 5,384 | 5,486 | 5,662 | 5,753 | 5,839 |

※ 2014年度の自宅生の金額は過年度入学生の金額（2014年度入学生は2,516DKKが上限）。

出典：SU ウェブサイト (<http://www.su.dk>)。

また、補助には、いくつかの加算項目が設定されている。一人親の学生、子を持ち、他の SU 受給者と同居している学生、障がいを持つ学生に対しては、学習補助金に次の額が加算される（表 15-12 参照）。

表 15-12 学習補助金の加算項目と額

| 加算項目 | 月額 |
|-----------------------------|----------|
| 学生自身が一人親である場合 | DKK2,987 |
| 他のSU受給者と同居しながら、子供なを扶養している場合 | DKK7,706 |
| 障がいを持っている場合 | DKK8,303 |

出典：SU ウェブサイト (<http://www.su.dk>)。

学生は、病気や出産など、特別な理由により、追加の補助を得ることができる。例えば、産後、母親は 12 か月間、父親は 6 か月間、追加補助を受けることができる。障がいを持つ学生のうち、教育上特別な配慮を必要とする者（手話通訳、IT 支援、特別な教材等）については、それに係る費用の援助も行われている。また、学生に対する通学費用（DKK600）の支援なども行われている。

4-3-2 政府保証学生ローン

政府保証の学生ローン（貸与型奨学金）として、学生ローンと修了ローン（Completion loan: Slutlån）とがある。これらは、受給時期により異なるものである。

前者は、学習補助金（給付型）と組み合わせて、補完的な形で受けるローン（貸与型）である。その場合、総額の 3 分の 2 が学習補助金、3 分の 1 がローンとなる。ローンの利子率は、国会が決定する。一方、学習補助金の受給期間（満期）を超過して在学する場合、学業を終えるために支給されるのが、修了ローンである。修了までの最後の 12 か月間受給することができる。なお、子供を持つ学生に対する付加的なローンもある。また、海外に留学する場合にも、受給する奨学金で必要額を賄えない場合には、ローンを受けることができる。

現在、ローンを受給している学生の割合は5割ほどであるという。関係者によると（2014年12月9日デンマーク職業アカデミー協会において実施したラガード事務局長らに対するインタビュー調査）、かつてはほとんどの学生が補助金、ローン共に受給をしていたが、近年は、学生のローン忌避傾向が強くなっているという。

次の表15-13は、ローンの給付額の変遷をまとめたものである。

表15-13 ローンの給付額（月額）

の変遷（2007年～2014年）

| | 2007 | 2008 | 2009 | 2010 | 2011 | 2012 | 2013 | 2014 | 2015 |
|------------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| SUローン | 2,483 | 2,562 | 2,649 | 2,755 | 2,807 | 2,987 | 2,943 | 2,987 | 3,020 |
| 修了ローン | 6,402 | 6,607 | 6,832 | 7,105 | 7,240 | 7,472 | 7,592 | 7,706 | 7,791 |
| 子供を持つ学生に対する追加ローン | 1,242 | 1,282 | 1,326 | 1,379 | 1,405 | 1,450 | 1,473 | 1,495 | 1,511 |

出典：SU ウェブサイト。

ローンを借りた場合、学生は、卒業あるいは退学から1年以内に返還を開始し、15年以内に返還を終えることが求められる。

4-4 受給期間

高等教育機関に在籍する学生の場合、財政援助の受給期間は、専門分野ごとに定められた標準修業年限に12か月を加えた月数である。一般に高等教育の標準修業年限は5年間（58か月）であるため（医学部等は除く）、これに12か月を加えた70か月間が受給期間となる。高等教育機関を中途退学して、入り直した場合や、複数の学位を取得する場合にも、受給期間は継続してカウントされるため、1人の学生が70か月を超えて、補助金を受給することはできない。

但し、これらは原則であり、例外もある。例えば、後期中等教育修了時の資格試験合格後2年以内に高等教育機関での学修を開始した場合、追加分として12か月分の受給権利を得ることができる。追加分は、学修期間が超過した場合などに用いることができる。このしくみは、2014年7月から導入されている。適用されるのは2012年以降に後期中等教育を修了した者となるが、2011年の修了者についても、兵役に就いていた場合、出産した場合、介護をしていた場合、デンマーク代表など世界レベルのスポーツ選手としてオリンピック及びパラリンピック出場のために訓練をしていた場合などについても配慮がなされている。

受給や、その停止・再開に係る手続きは、オンラインで容易に行うことができる。総受給期間が決められつつも、その間の運用をフレキシブルに行うことができるため、学生は、各自で、履修計画とともに、財政援助の受給計画を組み立てることができる。

また、2016年1月から実施を予定している改革において、規定よりも早く学修を終えた学生に対して、学習補助の半額に相当する額の報奨（ボーナス）を毎月給付するしくみが導入される予定である。

4-5 申請から受給

学生は、補助金の申請をオンラインで行う。2009年から現在の申請方式が導入された。学習補助及びローンの給付は、「Nemkonto」と呼ばれる口座を通じて行われる。Nemkontoとは、すべてのデンマーク市民が有する口座で、奨学金のほか、公共セクターの決済全般に用いられるものである。受給に際しては、ヴァウチャー方式が採られている（1か月が単位となる）。

2013年に援助を受けた学生は、47万6千人に及ぶ。学生支援の総額は241億4600万デンマーククローネで、そのうちの204億3千万デンマーククローネが学習補助、37億2千万デンマーククローネがローンであったという。

5. おわりに

本稿では、北欧諸国における学生援助政策について、制度を整理するとともに、フィンランドとデンマークを事例として、その具体を検討することにより、北欧諸国の高等教育における財政支援の現状を描き出すことを試みた。

その中には、（1）修業年限の短縮化（学習の進捗）や早期（大学入学資格を得て2年以内）入学の促進など、高等教育全般における課題を解決するツールとして用いる試み、（2）補助金の給付において、学生の個別の事情や世帯としての経済状況についても考慮する試み、（3）卒業後の所得に基づいて返還したり、学習の進捗に応じて一部を給付に転換したりといったローンの返還に係る試みなどの取組が見られた。その結果、「遍く等しい」普遍主義的なアプローチでもって、学生を援助してきた北欧諸国においても、個別の状況を踏まえた制度への転換を図る試みがいくつか確認できた。これは、財政状況が厳しさを増す現実を踏まえながらも、高等教育における機会均等の維持・向上を図る、各国なりの方策であるとも言える。これまで、学生援助において、一つのモデルを提示してきた北欧諸国は、どこへ向かうのか。今後の動向が注目される。

<参考文献>

- European Commission. (2014). *National Student Fee and Support Systems in European Higher Education.*
- Kivinen, Osmo and Juha Hedman. (2000). From a Loan-Based to a Grant-Based StudentFinnish experience. in *European Journal of Education*, Vol. 35, No.1. pp. 97-109.
- Migrationsverket. (2012). Immigration of International Students to Sweden.
- Norden. (2015). *Nordic Statistic Yearbook 2014.*
- OECD. (2014). *Education at a Glance 2014.*
- OKM. (2014). *Opiskelijatutkimus 2014. Korkeakouluopiskelijoiden toimeen- tulo ja opiskelu.* Jyväskylä: Kopijyvä Oy.
- Saarenmaa, Kaisa, et al. (2010). *Opiskelijatutkimus 2010. Korkeakoulu- opiskelijoiden toimeentulo.* Helsinki: Yliopistopaino.

第16章 学生生活調査からみた学生生活の現状分析 －奨学金を利用できなかった学生に着目して－

王 帥（東京大学）

0. はじめに

日本学生支援機構が支給する奨学金は、教育機会均等の実現を目的として位置づけられ、学生に利用される主要な奨学金であり、申請率と採用率が比較的高い。奨学金プログラムが近年充実しつつであるものの、日本学生支援機構の奨学金の利用者数が圧倒的多いことは変わらない。

先行研究では、奨学金が学生生活に影響を与える実証研究の結果が蓄積されている（小林・濱中・島 2002；藤森 2008；浦田 2007；伊藤・鈴木 2003；小黒・渡部 2008）。奨学金が、書籍購入代に振り向けられず、1・2年生よりも3・4年生で奨学金を学習へ振り向けてそのほかの支出に割り当てる（伊藤・鈴木 2003：93）という奨学金の効果を消極的に評価する意見がある一方、（国立大学の家計困難学生の）アルバイト時間の軽減と（私立大学の学生）授業関連勉強時間の増加が見られたという肯定的に評価する意見（藤森 2009b：294；2012：400）もある。いずれも奨学金を受けることによって、生活に与えた影響及び効果についての考察であった。

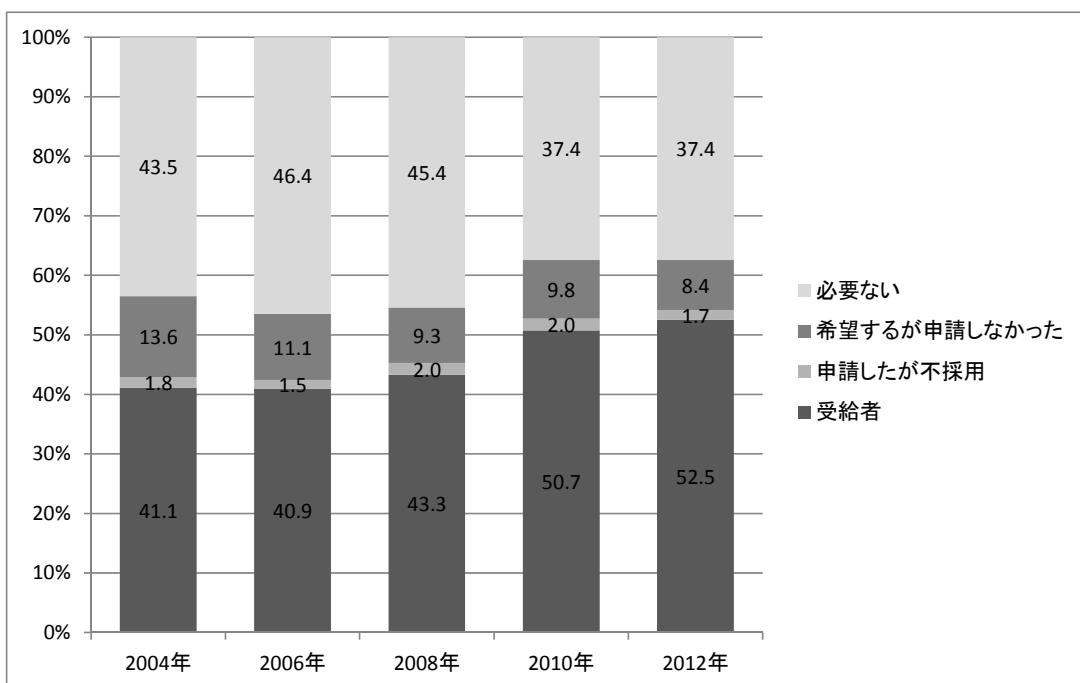
ただし、奨学金の申請率と採用率が比較的高い一方、何らかの理由で「奨学金の申請をあきらめた」、あるいは「申請したが採用されなかった」学生、いわゆる潜在的な奨学金受給利用者がいる。結局彼らが奨学金を利用できないまま学生生活を送る学生層となっている。この学生層の規模がどれぐらいなのか、どのような特徴を持っているのか、どのような学生生活をしているのかが必ずしも明確になっていない。仮にこの層の学生は経済面での支援が必要なのに、奨学金を利用できずに苦しい生活を送っているのであれば、この学生層への注目が必要とされるだけでなく、奨学金政策のさらなる充実と改善も求められていると考えられる。従って、本研究は、奨学金を利用できなかった学生に着目して、日本学生支援機構が隔年実施される学生生活調査のデータを用い、学生生活の現状を分析していく。

1. 奨学金の利用

奨学金はどのように利用され、申請と採用の比率はどのように変化しているのかをみていく。

1-1 奨学金の利用状況

まずは日本学生支援機構が隔年に実施される学生生活調査のデータ（2004年－2012年）を用い、日本学生支援機構が実施する奨学金の利用状況の時系列の変化を見る。



【出所】学生生活調査（2004年－2012年）

図 16-1 日本学生支援機構の奨学金利用状況の時系列変化

図 16-1 のように、奨学金の受給者が年々増加し、2010 年から学生全体の 5 割を超える、2012 年には 52.5% に達した。「申請したが不採用」の者は学生全体 2.0% 以下の水準を維持し、「希望するが申請しなかった」者は減少の傾向となり、2008 年から学生全体の 1 割を下回った水準となった。このように奨学金の利用者が増えるものの、「申請したが不採用」と「希望するが申請しなかった」学生が一定の割合でいることが確認できる。

次に平成 24 年（2012 年）に行われた学生生活調査のデータを用いて、奨学金利

用状況の詳細を考察する。

表 16-1 日本学生支援機構奨学金の利用

| | 人数 | % |
|--------------|-------|-------|
| 第一種利用 | 2509 | 14.3 |
| 第二種利用 | 5254 | 29.9 |
| 第一種・第二種の併用 | 661 | 3.8 |
| 申請したが不採用 | 264 | 1.5 |
| 希望するが申請しなかった | 1699 | 9.7 |
| 必要なかった | 7189 | 40.9 |
| 合計 | 17576 | 100.0 |

【出所】平成 24 年(2012 年)学生生活調査

表 16-2 日本学生支援機構以外奨学金の利用

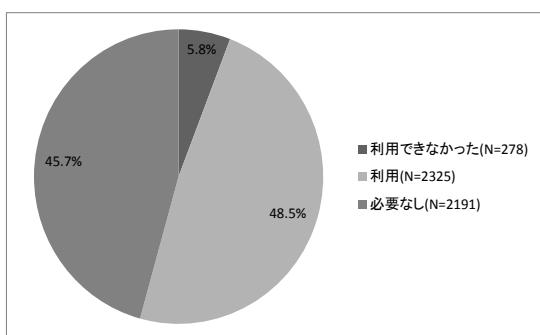
| | 人数 | % |
|--------------|-------|-------|
| 給付奨学金を受けた | 868 | 4.9 |
| 貸与奨学金を受けた | 563 | 3.2 |
| 給付・貸与の両方を受けた | 40 | 0.2 |
| 申請したが不採用 | 313 | 1.8 |
| 希望するが申請しなかった | 2187 | 12.4 |
| 必要なかった | 13605 | 77.4 |
| 合計 | 17576 | 100.0 |

【出所】平成 24 年(2012 年)学生生活調査

表 16-1 と表 16-2 にはそれぞれ日本学生支援機構の奨学金とそれ以外の奨学金の利用及び申請採用率を示している。日本学生支援機構の奨学金の利用者（表 16-1）は第一種（無利子）が 14.3%、第二種（有利子）が 29.9%、両方併用が 3.8%であり、計 48.0%の者が奨学金を利用していると言える。また、「申請したが不採用」の者が 1.5%、「希望するが申請しなかった」者が 9.7%であり、計 11.2%の者が奨学金利用の希望・意向があったものの、結局利用できなかつた学生層であると言える。

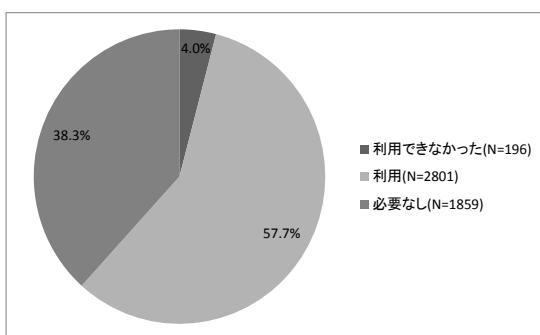
日本学生支援機構以外の奨学金の利用者（表 16-2）は給付奨学金を受けた者が 4.9%、貸与奨学金を受けた者が 3.2%、両方併用の者が 0.2%であり、計 8.3%の者が奨学金を利用していると言える。また、「申請したが不採用」の者が 1.8%、「希望するが申請しなかった」者が 12.4%であり、計 14.2%の者が日本学生支援機構以外の奨学金を利用する希望・意向が持ったにもかかわらず、結局利用できなかつた。

本研究は、日本学生支援機構の奨学金にしても、それ以外の奨学金にしても、いずれの奨学金利用の意向があるににもかかわらず、利用できなかつた学生に着目して検討していく。この学生層を「奨学金を利用できなかつた者」と称し、図表の表示においては「利用できなかつた」と略称する。一方、いずれの奨学金を受けた学生は、図表においては「利用」と略称する。いずれの奨学金が必要ではなかつた学生は、図表においては「必要なし」で表す。また、奨学金の利用状況を考察する際に、大学の設置者によって考慮する必要があるため、今後の分析においては、国立大学・公立大学・私立大学別に考察していく。



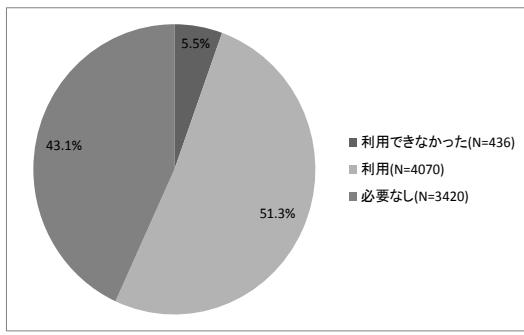
【出所】平成 24 年(2012 年)学生生活調査

図 16・2 奨学金の利用状況－国立大学
(N=4794)



【出所】平成 24 年(2012 年)学生生活調査

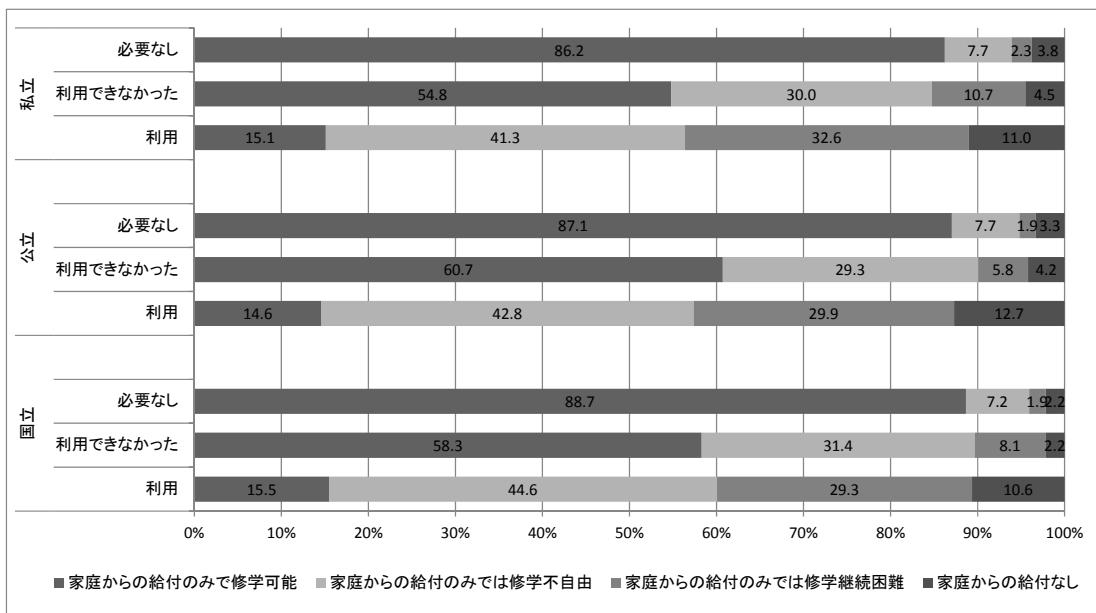
図 16・3 奨学金の利用状況－公立大学
(N=4856)



【出所】平成 24 年(2012 年)学生生活調査

図 16・4 奨学金の利用状況－私立大学 (N=7926)

図 16・2、図 16・3 と図 16・4 には大学設置者別に奖学金の利用状況を円グラフで表した。まず国立大学の場合（図 16・2）には、「利用できなかった」者は 5.8%、「利用」者は 48.5%、「必要なし」者は 45.7% となっている。公立大学の場合（図 16・3）には、「利用できなかった」者は若干少なく、公立大学学生全体の 4.0% を占め、「利用」者は 57.7%、「必要なし」者は 38.3% となっている。私立大学の場合（図 16・4）には、「利用できなかった」者は 5.5%、「利用」者は 51.3%、「必要なし」者は 43.1% となっている。このように国立大学にしても、公立大学にしても、私立大学にしても、「利用できなかった」学生の割合は利用者と比べると低いものの、この層の学生が確かにいることが確認できる。公立・私立大学と比べて、国立大学において「利用できなかった」者の比率が比較的高いことが分かる。



カイ²乗検定：国立***；公立***；私立*** (**P<.001 **P<.01 *P<0.5 +P<.1)

【出所】平成24年（2012年）学生生活調査

図 16-5 奨学金の利用状況からみた「家庭からの給付と修学の関係」

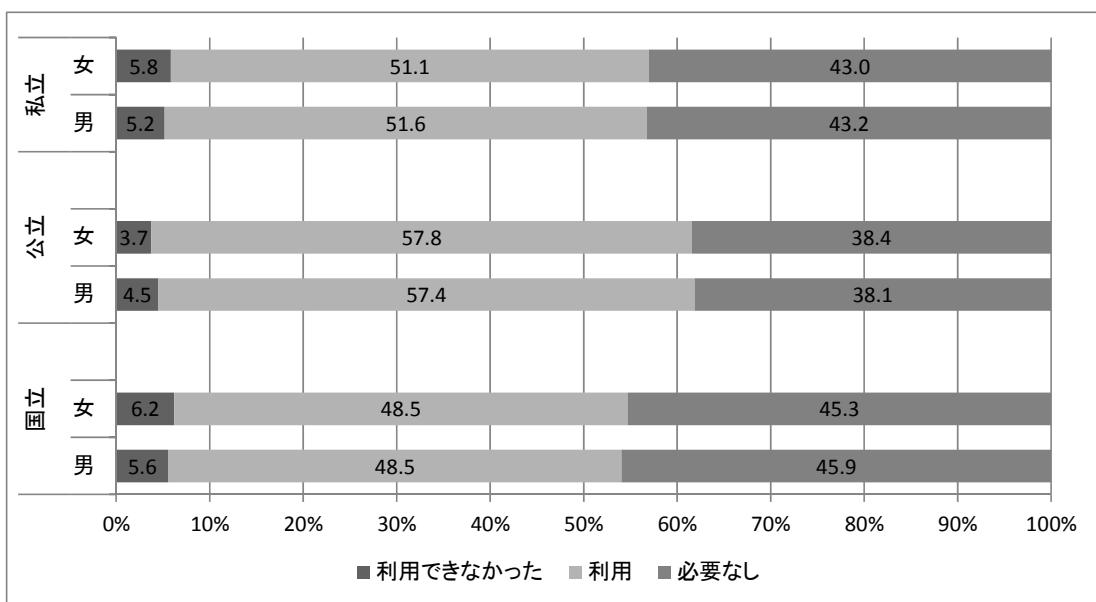
また、家庭からの給付と修学の関係についての回答をみると、図 16-5 に示したように大学設置者が異なるにもかかわらず、「利用」者の多くが家庭からの給付のみで「修学不自由」（国立 44.6%、公立 42.8%、私立 41.3%）と「修学継続困難」（国立 29.3%、公立 29.9%、私立 32.6%）と答えた。奨学金の利用者にとって奨学金の必要性が極めて大きいと見られる。一方、「利用できなかった」者のうち、「家庭からの給付のみで修学可能」（国立 58.3%、公立 60.7%、私立 54.8%）と答えたのが多いものの、計 4割弱の者が家庭からの給付のみで「修学不自由」（国立 31.4%、公立 29.3%、私立 30.0%）と「修学継続困難」（国立 8.1%、公立 5.8%、私立 10.7%）と答えている。つまり、「利用できなかった」学生は、家庭からの給付のみで修学可能な学生がごく一部で、経済面で恵まれている学生層ではないと考えられる。

1-2 奨学金を利用できなかった学生の属性

どのような学生が奨学金を利用できなかったのかに関しては、性別、学年、居住形態と家庭所得層別に、奨学金を利用できなかった学生の属性を把握する上で、「利用できなかった」学生の規定要因を分析していく。

1-2-1 性別

図 16-6 には、国立・公立・私立大学別に奨学金利用状況の男女別の比率を示している。



カイ²乗検定：国立・公立・私立 有意ではない。

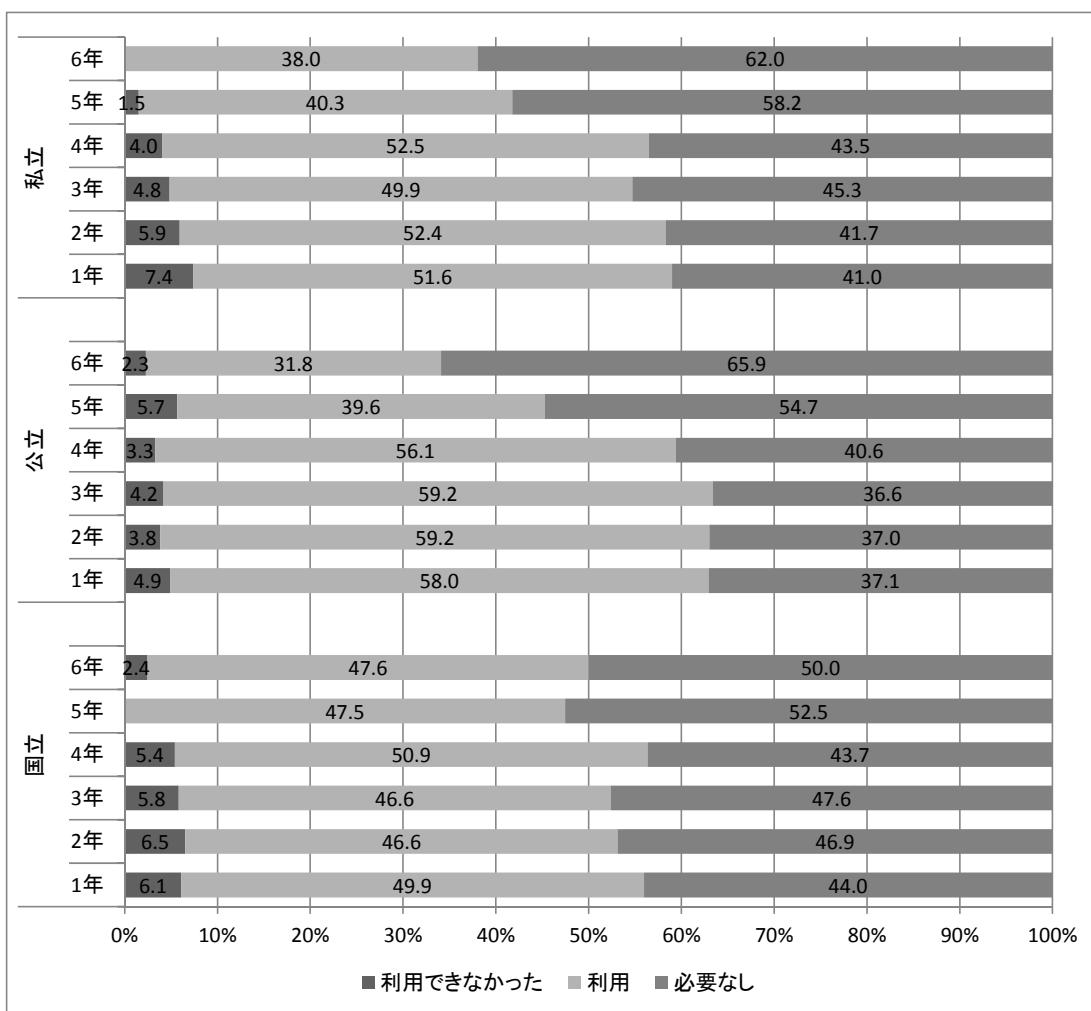
【出所】平成 24 年（2012 年）学生生活調査

図 16-6 性別

結果からみると、国立大学にしても、公立大学にても、私立大学にても、男女別に奨学金の利用状況には差がなく、統計的に有意な結果が得られなかった。大学設置者が異なるにもかかわらず、性別による奨学金利用状況の違いがあまりないことを確認できた。

1-2-2 学年

学年別（図 16-7）にみると、国立・公立・私立大学においては同じ傾向が現れた。即ち、学年が低ければ低いほど、奨学金の利用者が多くなる。高学年ほど、奨学金を「必要なし」と答えた学生の割合が多くなる。奨学金の利用ニーズが低学年に集中していると分かる。一方、奨学金を「利用できなかつた」学生は、低学年ほど、割合が高くなる。奨学金の申請と利用が低学年を中心に行うことが分かる。



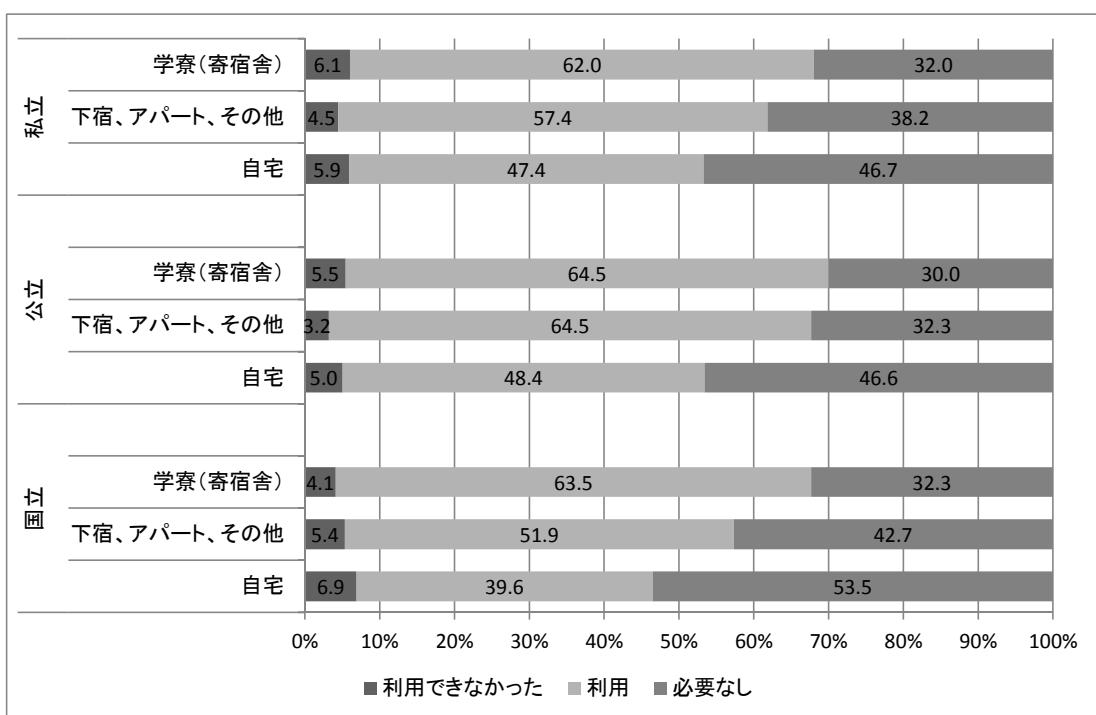
カイ²乗検定: 国立 有意ではない; 公立***; 私立*** (**P<.001 **P<.01 *P<0.5 +P<.1)

【出所】平成 24 年（2012 年）学生生活調査

図 16-7 学年別

1-2-3 居住形態

居住形態には「自宅」、「下宿、アパート、その他」と「学寮（寄宿舎）」の三パターンがある。図 16-8 をみると、奨学金を「利用できなかつた」学生は、国立大学の場合に自宅で暮らす学生の割合（6.9%）が高く、公立大学の場合に自宅（5.0%）より学寮（5.5%）で暮らす学生の割合が高く、私立大学の場合も自宅（5.9%）より学寮（6.1%）で暮らす割合が高い。このように、奨学金を利用できなかつた学生は、自宅や学寮のような居住費用が比較的安い居住形態を選んでいることが分かる。



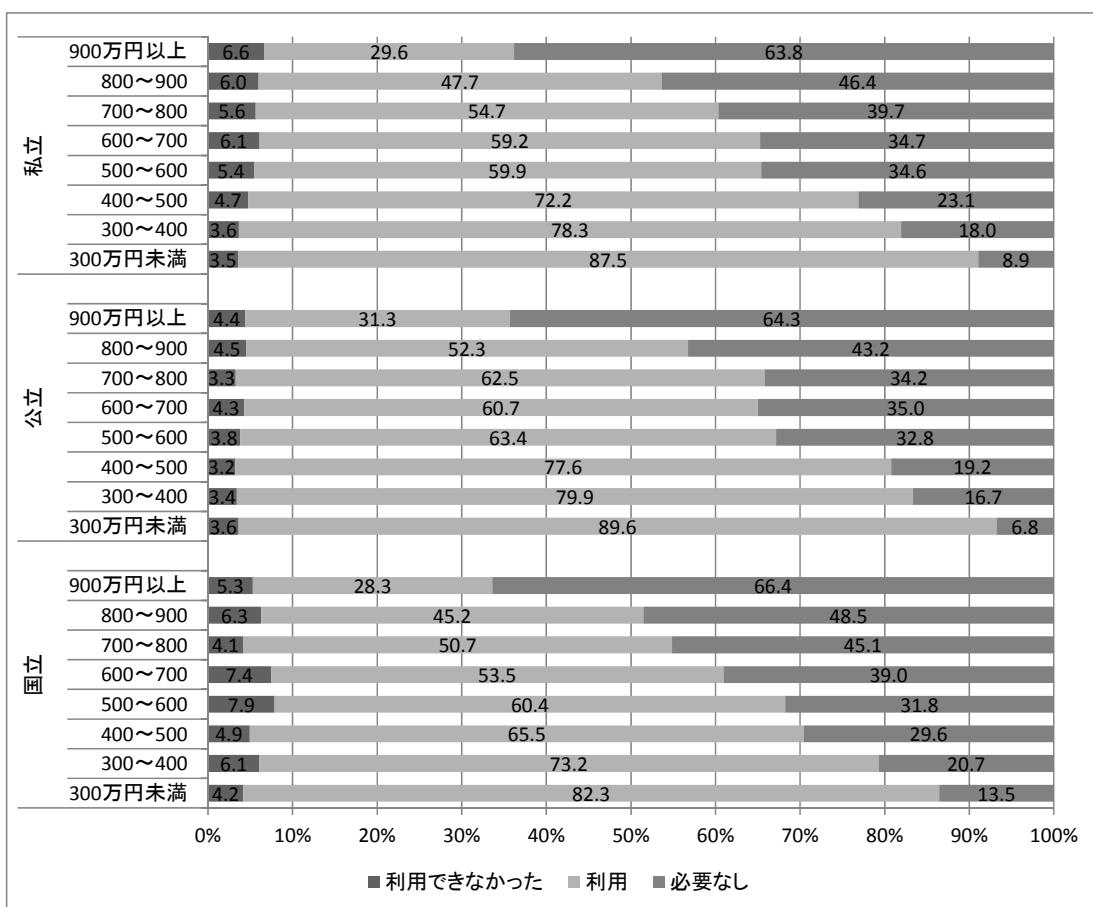
カイ²乗検定：国立***；公立***；私立*** (**P<.001 **P<.01 *P<.05 +P<.1)

【出所】平成24年（2012年）学生生活調査

図 16-8 居住形態別

1-2-4 家庭所得層

家庭所得層別（図 16-9）をみると、どの大学類型にしても、家庭所得層の低い学生ほど、奨学金を利用している。家庭所得層が高くなるにつれ、奨学金を「利用できなかった」学生と「必要なし」と答えた学生の割合が高くなる。しかし、低所得層においては、大半の学生が奨学金を受けていることが分かる一方、奨学金を利用できなかった学生は家庭所得300万未満の場合に国立4.2%（公立3.6%、私立3.5%）、300～400万の場合に国立6.1%（公立3.4%、私立3.6%）、400～500万の場合に国立4.9%（公立3.2%、私立4.7%）を占めていることも確認した。



カイ²乗検定：国立***；公立***；私立*** (***(P<.001) **(P<.01) *(P<0.5) +(P<.1))

【出所】平成24年（2012年）学生生活調査

図 16-9 家庭所得層別

1-3 奨学金を利用できなかった学生の規定要因分析

1-3-1 変数の説明

クロス集計の結果を踏まえ、奨学金を利用できなかった学生の規定要因について、大学の設置者別にロジスティック回帰分析を通して明らかにする。使用する変数は以下のように設定する。「奨学金を利用できなかった」ダミーを従属変数とし、性別（男性ダミー）、学年、居住形態（自宅ダミー）と家庭所得に関する変数を独立変数として投入し、ロジスティック回帰分析を行う。

1-3-2 分析結果

表 16-3 の分析結果をみると、国立大学の場合にはモデルが統計的に有意な結果ではなかった。公立大学の場合には、自宅ダミー（+）のみ有意な結果を得た。自

宅で暮らす学生ほど、奨学金を「利用できなかった」傾向が強い。

表 16-3 奨学金を利用できなかった学生の規定要因のロジスティック回帰分析

| | 国立 B | 公立 B | 私立 B |
|-------------------|------------|-------------|--------------|
| 男性ダミー | -0.093 | 0.252 | -0.090 |
| 学年 | -0.072 | -0.098 | -0.234 *** |
| 自宅ダミー | 0.288 * | 0.464 ** | 0.245 * |
| 家庭所得 | 0.001 | 0.044 | 0.081 ** |
| 定数 | -2.665 *** | -3.503 *** | -2.839 *** |
| -2 対数尤度 | 1948.266 | 1428.084 ** | 2999.288 *** |
| Cox & Snell R 2 乗 | 0.002 | 0.003 | 0.006 |
| N | 4471 | 4352 | 7046 |

***P<.001 **P<.01 *P<0.5 +P<.1

【出所】平成 24 年（2012 年）学生生活調査

また、私立大学の場合には学年（-）、自宅ダミー（+）と家庭所得（+）変数が統計的に有意な結果を得た。自宅で暮らし、家庭所得の高い低学年の学生ほど、奨学金を「利用できなかった」傾向が強い。自宅ダミーの係数（B）が最も大きいことから、自宅ダミー変数の影響力が大きいことが分かる。自宅での生活が、生活面での出費をある程度抑え、経済負担を軽減できると考えられる。奨学金を利用できなかった学生にとっては、奨学金を受けなかった分、生活費を含む高等教育の費用負担をできるだけ削減することができるため、自宅での生活を選んだと考えられる。

2. 学生生活の現状

奨学金を利用できなかった学生はどのような生活を送っているか。この節では学生の年間収入、年間支出と生活時間の分配状況を把握し、学生生活現状を考察していく。分析方法としては奨学金の利用状況別に、年間収入、年間支出と生活時間の各項目の平均値の比較を通して、奨学金を利用できなかった学生の特徴を明らかにする。

2-1 収入

表 16-4 には奨学金の利用状況別に学生の年間収入の各項目の平均値を表している。

表 16-4 年間収入（単位＝千円）

| | | 家庭からの給付 | 日本学生支援機構の奨学金 | 大学からの奨学金 | 大学以外の機関による奨学金等 | その他の賃与制の奨学金等 | アルバイト | 定職収入 | その他 | 年間収入額計 |
|----|----------|---------|--------------|----------|----------------|--------------|-------|------|------|--------|
| 国立 | 利用できなかった | 1207 | 0 | 0 | 0 | 0 | 313 | 5 | 37 | 1563 |
| | 利用 | 731 | 637 | 9 | 35 | 42 | 282 | 1 | 36 | 1774 |
| | 必要なし | 1251 | 0 | 0 | 0 | 0 | 275 | 11 | 46 | 1582 |
| | F値 | 475.7 | 3567.7 | 17.4 | 35.8 | 61.0 | 2.3 | 3.8 | 2.5 | 61.3 |
| | 有意確率 | *** | *** | *** | *** | *** | | * | + | *** |
| 公立 | 利用できなかった | 1014 | 0 | 0 | 0 | 0 | 362 | 0 | 87 | 1463 |
| | 利用 | 657 | 622 | 8 | 22 | 32 | 323 | 2 | 36 | 1701 |
| | 必要なし | 1093 | 0 | 0 | 0 | 0 | 317 | 5 | 47 | 1462 |
| | F値 | 342.4 | 30420 | 7.5 | 21.5 | 43.8 | 1.9 | 0.9 | 12.6 | 82.0 |
| | 有意確率 | *** | *** | ** | *** | *** | | | *** | *** |
| 私立 | 利用できなかった | 1626 | 0 | 0 | 0 | 0 | 311 | 3 | 59 | 1999 |
| | 利用 | 978 | 721 | 39 | 16 | 45 | 350 | 5 | 46 | 2200 |
| | 必要なし | 1614 | 0 | 0 | 0 | 0 | 315 | 4 | 51 | 1983 |
| | F値 | 421.9 | 4778.1 | 133.5 | 30.0 | 71.1 | 10.4 | 0.2 | 1.1 | 44.6 |
| | 有意確率 | *** | *** | *** | *** | *** | *** | | | *** |

***P<.001 **P<.01 *P<0.5 +P<.1

【出所】平成 24 年（2012 年）学生生活調査

国立・公立・私立大学の学生に共通している傾向は、奨学金利用者は年間収入総額が「利用できなかった」者や「必要なし」者より高く、奨学金が主な収入源である一方、家庭からの給付が少ない。アルバイト収入も多い。次に奨学金の利用者に対して奨学金を「利用できなかった」学生は、ほとんどの収入源が家庭給付から来るほか、アルバイトからの収入も大きい。

大学設置者別にみると、公立大学の学生は年間収入総額にしても、各項目の収入額にしても、国立大学と私立大学より少ない。私立大学の学生は各項目の収入額が最も多く、奨学金利用者のアルバイト収入も多い。

2-2 支出

学生の年間支出に関しては、年間収入の分析方法と同様に、各項目の支出額の平均値を計算した。

表 16-5 のように国立・公立・私立大学の学生に共通しているのは、年間支出のうち、授業料の支出が最も大きい。その次に出費が大きいのは、「食費」や「住居・光熱費」等のような日常費である。

大学設置者別にみると、私立大学の学生は年間支出総額が国立大学と公立大学と比べて大きく、特に「授業料」と「他の学校納付金」の支出額が大きい。「通学費」も多いものの、「食費」や「住居・光熱費」の支出が少ない。つまり、私立大学

の学生は高授業料を負担する一方、生活面で出費を抑える傾向が見られた。

表 16-5 年間支出（単位＝千円）

| | | 授業料 | その他の 学校納付 金 | 修学費 | 課外活動 費 | 通学費 | 食費 | 住居・光 熱費 | 保健衛生 費 | 娯楽・し好 費 | その他の 日常費 | 年間支 出額計 |
|----|----------|------|-------------------|------|-----------|-----|------|------------|-----------|------------|-------------|------------|
| 国立 | 利用できなかった | 511 | 18 | 47 | 53 | 61 | 200 | 282 | 37 | 114 | 164 | 1486 |
| | 利用 | 485 | 22 | 60 | 56 | 46 | 235 | 358 | 46 | 141 | 181 | 1629 |
| | 必要なし | 526 | 14 | 44 | 47 | 48 | 206 | 291 | 39 | 137 | 155 | 1506 |
| | F値 | 41.9 | 7.9 | 27.7 | 5.7 | 4.2 | 21.4 | 26.6 | 10.0 | 4.8 | 15.1 | 28.5 |
| | 有意確率 | *** | *** | *** | ** | * | *** | *** | *** | *** | *** | *** |
| 公立 | 利用できなかった | 528 | 23 | 53 | 38 | 64 | 159 | 207 | 38 | 116 | 173 | 1398 |
| | 利用 | 506 | 24 | 56 | 36 | 61 | 195 | 305 | 47 | 140 | 179 | 1549 |
| | 必要なし | 527 | 16 | 41 | 30 | 63 | 160 | 205 | 41 | 134 | 148 | 1367 |
| | F値 | 11.3 | 8.4 | 30.0 | 4.6 | 0.4 | 29.2 | 62.2 | 6.6 | 3.1 | 19.6 | 54.7 |
| | 有意確率 | *** | *** | *** | ** | | *** | *** | ** | * | *** | *** |
| 私立 | 利用できなかった | 1027 | 190 | 45 | 38 | 81 | 134 | 143 | 43 | 119 | 144 | 1965 |
| | 利用 | 946 | 177 | 55 | 46 | 78 | 170 | 188 | 50 | 144 | 173 | 2027 |
| | 必要なし | 1003 | 178 | 40 | 35 | 73 | 139 | 128 | 40 | 139 | 142 | 1918 |
| | F値 | 10.7 | 0.4 | 38.6 | 15.7 | 3.3 | 40.9 | 40.1 | 23.3 | 5.4 | 43.0 | 12.3 |
| | 有意確率 | *** | | *** | *** | * | *** | *** | *** | ** | *** | *** |

***P<.001 **P<.01 *P<0.5 +P<.1

【出所】平成 24 年（2012 年）学生生活調査

奨学金を「利用できなかった」学生は、国立大学にせよ、公立大学にせよ、私立大学にせよ、奨学金の利用者より「授業料」の支払い金額が若干多いが、「修学費」の支出がそれほど多くない。「食費」、「住居・光熱費」、「娯楽・し好費」のような生活面での支出も少ない傾向を表した。

このように年間収入と年間支出の結果を総合的にまとめると、奨学金を「利用できなかった」学生は、奨学金を受けなかった分、家庭からの給付とアルバイト収入で生活を送っている。収入の使い方としては、高授業料を支払うほか、修学費や生活面での出費を抑え、経済面での余裕があまり見られなかった。大学の類型別にみると、生活面での出費の違いがそれほど大きくないものの、私立大学の授業料が最も高いため、奨学金を「利用できなかった」私立大学学生の家計に大きな経済負担をかけていることが分かる。

2-3 生活時間

生活時間については、表 16-6 のように学習に関する時間（「大学の授業」、「授業関連の学習」、「授業外の学習」）と課外活動に関する時間（「サークル活動」、「アルバイト等の就労活動」）に大枠に分けられる。

表 16-6 生活時間（単位＝時間/週）

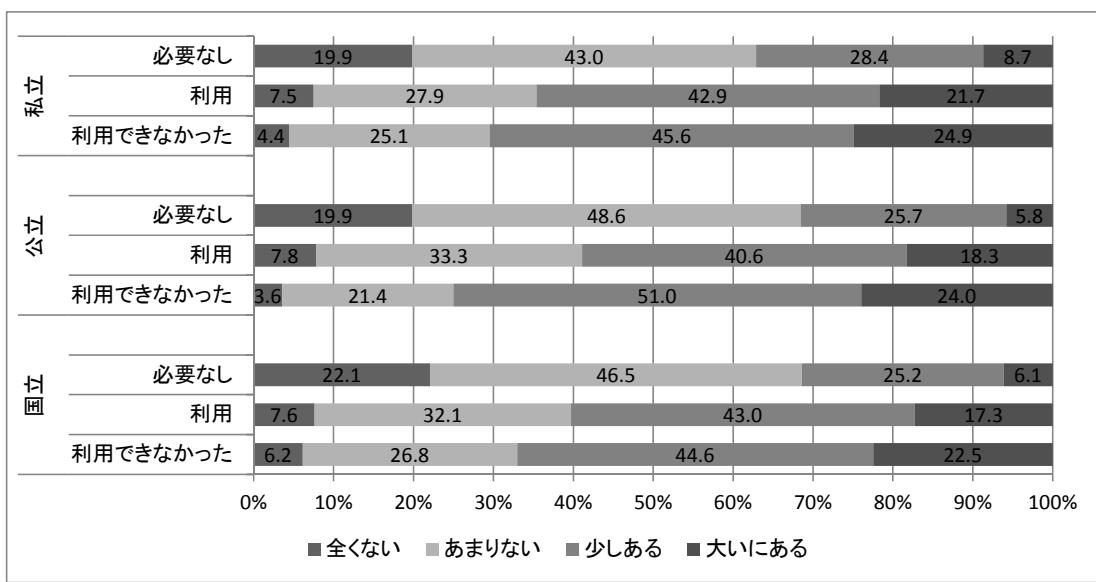
| | | 大学の授業 | 授業関連の学習 | 授業外の学習 | サークル活動 | アルバイト等の就労活動 |
|----|----------|-------|---------|--------|--------|-------------|
| 国立 | 利用できなかった | 18.4 | 11.0 | 6.1 | 6.3 | 9.2 |
| | 利用 | 18.2 | 11.5 | 6.4 | 6.1 | 9.2 |
| | 必要なし | 17.5 | 10.6 | 6.2 | 6.1 | 7.9 |
| | F値 | 1.9 | 2.2 | 0.2 | 0.1 | 10.4 |
| | 有意確率 | | | | | *** |
| 公立 | 利用できなかった | 19.9 | 9.9 | 6.0 | 5.4 | 10.8 |
| | 利用 | 19.0 | 10.0 | 5.6 | 4.5 | 11.5 |
| | 必要なし | 18.5 | 9.4 | 5.9 | 4.7 | 9.6 |
| | F値 | 1.3 | 1.3 | 0.2 | 1.7 | 18.8 |
| | 有意確率 | | | | | *** |
| 私立 | 利用できなかった | 19.8 | 7.7 | 5.1 | 5.7 | 10.5 |
| | 利用 | 18.5 | 7.6 | 4.7 | 6.5 | 11.8 |
| | 必要なし | 18.5 | 6.9 | 4.7 | 5.8 | 10.0 |
| | F値 | 2.4 | 5.4 | 0.3 | 4.3 | 23.5 |
| | 有意確率 | + | ** | | * | *** |

***P<.001 **P<.01 *P<0.5 +P<.1

【出所】平成 24 年（2012 年）学生生活調査

国立大学、公立大学と私立大学の学生は、奨学金を受給するか否かにもかかわらず、学習に回る時間（「大学の授業」「授業関連の学習」「授業外の学習」）においては、統計的に有意な差がなかった。統計的に有意な差が出てきたのは「アルバイト等の就労活動」であり、奨学金利用者のアルバイト時間が最も長く、奨学金を「利用できなかった」学生もアルバイト時間が長い。このように、奨学金の利用者や、利用できなかった者、いわゆる金銭的な支援が必要な学生は、最低限の授業時間を確保するほか、アルバイトに時間を回さなければならないことが分かる。

さらに、調査票には在学中の不安のうち、経済的問題についての回答（図 16-10）をみると、国立・公立・私立大学において最も経済問題に不安を持つ学生層は奨学金を「利用できなかった」学生である。そのうち、「大いにある」と答えた学生が国立 22.5%（公立 24.0%、私立 24.9%）、「少しある」と答えた学生が国立 44.6%（公立 51.0%、私立 45.6%）であり、計 7 割の「利用できなかった」学生が経済に不安を感じることが分かる。



カイ²乗検定：国立***；公立***；私立*** (**P<.001 **P<.01 *P<0.5 +P<.1)

【出所】平成 24 年（2012 年）学生生活調査

図 16-10 不安－経済的問題について

以上のように学生の年間収入、年間支出と生活時間の分析から、奨学金を「利用できなかった」学生の生活は日常の出費を抑え、家庭の給付に依存しながら、アルバイトで収入を稼ぐため、金銭面と時間面での余裕があまり見られなかつた。奨学金を利用できなかつた理由を究明すると共に、この層の学生のニードに対応できるような支援策が必要であると考えられる。

3. まとめ

奨学金を利用できなかつた学生は、学生全体に占める割合がそれほど高くないが、経済面で苦労していることを確認した。特に自宅で暮らす学生ほど、奨学金を利用できなかつた学生が多い。奨学金を利用できなかつた学生は、家庭からの仕送りとアルバイト収入で生活している。収入の使い方としては、高授業料を支払うほか、修学費や生活面での出費を抑え、経済面での余裕があまり見られなかつた。また、奨学金を利用できなかつた学生が、最低限の授業時間を確保しながら、アルバイトに回す時間が長い。このように奨学金の利用意志があるものの、結局利用できなかつた学生は、生活面での苦労が見られ、経済面での不安が大きいことが分かつた。経済支援策が充実されつつ、確かにより多くの学生がその恩恵を受けている。ただし、奨学金を利用したいが、結局利用できなかつた学生層を見落とすといけない。

学生生活の現状を把握すると同時に、奨学金政策、特に給付奨学金の充実が急務となっていると考えられる。

<参考文献>

- 伊藤由樹子・鈴木亘, 2003, 「奨学金は有効に使われているか」データアーカイブ研究センター『全国大学生活協同組合連合会「学生生活実態調査」の再分析（1991年～2000年）』Vol.58, 86-96 頁。
- 浦田広朗, 2007, 「奨学金と大学生の経済生活」『大学と学生』時評社, No.47, 22-29 頁。
- 小黒一正・渡部大, 2008, 「1999 年奨学金制度改革とそれ以降の効果分析」財務省財務総合政策研究所。
- 小林雅之・濱中義隆・島一則, 2002, 『学生援助制度の日米比較』文教協会研究刊行成果報告書。
- 藤森宏明, 2008, 「奨学金が学生生活に与える影響」小林雅之編著・大総センターものぐらふ『奨学金の社会・経済効果に関する実証研究』東京大学大学総合教育研究センター, No.9, 49-66 頁。
- 藤森宏明, 2009b, 「奨学金が生活時間におよぼす影響—アルバイトと学習時間に着目して—」文部科学省先導的大学改革委託事業報告書『高等教育段階における学生への経済的支援の在り方に関する調査研究報告書』(研究代表者 小林雅之), 279-296 頁。

終章 学生への経済的支援と費用負担へのインプリケーション

小林雅之（東京大学・大学総合教育研究センター）

1. 本科研の知見

本科研で改めて明らかにされたのは、高等教育機会の格差が拡大する中で教育費の負担が多くの家計にとって重いものとなっていることである。高等教育機会と教育費負担が改めて重要な政策課題となっていることが示されたといえよう。文部科学省では、2014年8月に学生への経済的支援の在り方に関する検討会の報告書を公表した。検討過程では、様々な関係者からのヒアリングとともに、本研究の成果も取り入れ、高等教育の費用負担の問題とりわけ家計負担の重さの軽減策としての経済的支援の在り方が検討された。エビデンスに基づく政策決定に、本研究の成果はささやかながら貢献したのではないかと思う。さらに、日本弁護士連合会では、3月に「奨学金対策全国会議」を発足させ、奨学金問題に取り組んでいる。なお、2013年2月から3月のアメリカ調査は、日本弁護士連合会と合同で実施したものである。

本科研が2012年に実施した「高卒者の保護者調査」でも、どの所得階層でも「大学や専門学校の学費や生活費は、卒業まで親が負担するのが当然だ」と、約4分の3が回答している。こうした教育費負担の家族主義から、教育費の負担論はわが国ではあまり大きな社会的問題として考えられず、政策課題として上がる事が少なかったと思われる。

しかし、経済格差の拡大とともに、教育費を家計が支えることは次第に困難となっており、教育機会へ影響を与えていた。先の「高卒者の保護者調査」によると、私立大学進学率は年収400万円未満では、20.4%であるのに対して、年収1,050万円以上では40.5%と倍の差がある。さらに、国公立大学進学率では同様に、7.4%と20.4%と3倍近い差がある。特に国公立大学は、2006年の調査（学術創成科研（金子元久研究代表）・東京大学・大学経営・政策センター）では、所得階層差があまり見られなかった。この7年ほどの間に教育機会の所得階層差が拡大したことを見ている。

また、貸与型奨学金が大幅に拡大し、滞納問題が深刻化している。また、返済の負担を恐れて貸与奨学金を借りないローン回避は、英米などでは大きな問題となっている。日本でも、ローン回避傾向があることは、私たちの調査でも確認できた。その意味でも奨学金は給付型が望ましい。しかし、給付奨学金は渡しきりであり、財源が問題となる。このように、財源と望ましい奨学金のタイプとは相克する関係にあり、その矛盾を克服する政策・戦略が求められている。

2. 学生への経済的支援のあり方

これまで見てきた進学の所得階層別格差の拡大傾向に対して、今後の学生への経済的支援はいかにるべきか。最後に、海外調査や調査統計分析の結果に基づき検討してみたい。まず、大学の学生への経済的支援のあり方、次いで国の施策のあり方について検討する。

2-1 大学の学生への経済的支援のあり方

英米の多くの大学では、授業料も値上げすると同時に、独自給付奨学金も増やすことにより収入を増加させるという高授業料・高奨学金政策をとっている。しかし、わが国の大半では、高授業料・高奨学金政策には移行しにくい。その理由のひとつは、給付奨学金の原資は基金の運用収益であるためである。日本の多くの大学では給付奨学金に使えるような十分な基金がないため、給付奨学金は、高い授業料を取る学生から給付奨学生への直接の補助になっているという性格が見えやすい。このため、わが国の感覚からいえば、公平でないとみなされる可能性が高い。このため、高授業料・高奨学金政策をとる大学が今後増加していくとは考えにくい。

問題なのは、単に授業料を値上げしたり、優秀な学生獲得のためにメリットベースの大学独自奨学金を拡充すれば、負担能力に乏しい家計は進学を諦めるか、学費の安い教育機関（短期大学・専門学校など）や生活費の安い自宅通学できる教育機関に進路を変更する可能性が高まるところで、教育機会の均等が脅かされることである。

大学に関していえば、今後は、各大学が自己の大学のミッションに基づき、進むべき方向性に合わせ、学費・奨学金を戦略化することで、大学の個性化につなげる必要がある。このためには、公的奨学金はニードベース、大学独自奨学金はメリットベースなどと棲み分けるのも一つのあり方であろう。メリットベースの「メリット」は必ずしも学力優秀とは限らない。自校の望む学生であり、ミッションにより異なる。たとえば、地方出身者や地元出身者もこの「メリット」と考えられる。いずれにせよ、奨学金を募集戦略とするなら、ターゲッティングを明確にする必要がある。

多くの大学では、学費・授業料減免・奨学金の学生募集や中退防止への効果を明確に把握していないと思われる。こうした点をインスティテューション・リサーチ（IR）によって明らかにすることは、学生や保護者に対して説明責任を果たすことだけでなく、大学が社会的説明責任を果たすことでもある。

さらに、こうした状況を各大学が把握し、それに応じて積極的効果的な戦略を打ち立てるこことである。少子化と公的補助の減少という厳しい状況に対して、「据え置き」や「現状維持」の方針だけで乗り切るのは難しい。早急にしかし焦ることなく的確な戦略が求められている。

2-2 国の学生支援のあり方

有為な人材が進学できないのは、その個人にとっても損失だが、社会にとっても大きな損失である。このため、多くの国では教育機会の均等を達成するために、給付奨学金を充実させている。このように、教育機会の均等を実現するのは、国としての大きな政策課題である。しかし、わが国では、学士課程学生に対するニードベースのみの公的給付奨学金制度はない。

国の施策としては、日本学生支援機構（以下支援機構と表記）の奨学金事業の他に、授業料減免制度がある。授業料減免制度は実質的には給付奨学金とほぼ同じ役割を果たしている。しかし、その内容は、設置者で大きく異なっている。国立大学については、授業料減免は約300億円であるのに対して、公立大学では約90億円、私立大学に対しては、私立学校共済・振興事業団を通じた約120億円が補助されている（2014年度）。私立大学に対する補助が国立大学に対して少額であるだけでなく、2分の1補助のため、私立大学はこの補助を受けるためには2分の1の負担をしなければならない。

もう一つの問題は、私立大学の場合、大学・学部等によって授業料が異なるため、授業料減免の額も異なるという問題である。先にふれた文部科学省「学生への経済的支援の在り方に関する検討会」報告は、この点について、授業料減免の在り方を整理することを提唱している。会議の中では、先にふれた授業料減免の額が大学・学部によって異なる問題に対する、将来の方向性として、授業料減免を給付型奨学金に統一することも議論された。これは今後の検討課題となっている。

支援機構奨学金は大幅に拡大しており、大学生の3人に1人以上が貸与している状況になってきた。これ以上、ローンが拡大したり、利子率が上昇すれば、ローン負担やローン回避は、教育費負担や高等教育機会に与える影響が大きくなる可能性がある。私たちの行った一連の調査でも、所得階層による進学格差や資産との関連やローン回避傾向がわが国でも見られることが確認された。その意味でも奨学金は給付型が望ましい。他方、貸与型奨学金（ローン）の拡充は滞納問題を深刻化させる恐れがある。大学や学生支援機構は金融機関ではないから、返済を強制的に行うのは難しい。支援機構の現在の返還スキームではいかに回収に強化しようとも、回収努力だけでは限界があり、長期的な視点から制度設計の根本的な見直しが必要であろう。今後の奨学金のあり方について、所得連動型返済の全面的な導入など、早急に検討する必要がある。

これまで、「無理する家計」が教育費を負担することで教育費負担の問題は大きな問題とはされてこなかった。しかし、これから世代は、医療、年金、介護、税など負担が増えることは確実である。「無理する家計」の無理が続かなくなる恐れがある。ローンは進学時や在学時の教育費負担を軽減するが、負担は将来に先送りされる。

このように、個別大学レベルでも国としても、今後授業料だけでなく奨学金を中心とする学生への経済的支援を充実させることは、教育機会の均等のため、早急に対策を講じる必要のある政策課題である。

3. 政策課題

教育費の家計負担の構造を維持するのか、教育機会への影響を悪化させないために、限られた財政制約の中でできることは何か、が問われている。これまでの本科研のエビデンスと分析に基づき、最後に政策課題を挙げたい。

第一に、教育費の公的負担の意味を問い合わせ直す必要があろう。教育費の公的負担の根拠は、教育の外部経済とともに、教育の公共性あるいは準公共財としての性格に求められる。現状ではOECD諸国の中でもわが国の高等教育の公的負担は最低水準で、高等教育費の公財政支出を求める根拠とされてきた。しかしこれだけでは論拠として十分ではない。わが国の逼迫した公財政の中で、単に高等教育費の公的負担の増加を主張しても、理解は得られにくい。このためには、大学は公共性と社会的貢献を高めること、アカウンタビリティを高め情報公開を行うだけでなく、大学関係者や大学生にも大学教育の公共性の認識を求めるべきであろう。

第二に、学生支援制度の改革である。今後、教育費負担が、貸与奨学金の増加によって親負担から子負担に移行していくとすれば、教育機会の格差を拡大しないためにも、その負担の軽減策が重要になる。この軽減策には、給付奨学金や授業料減免などとともに、所得連動型ローンのような改革が重要である。所得連動型ローンは、所得に応じて返済額を決定するので、低所得者には負担感が少ない。また、多くの国では、教員や公的サービスなど特定の職業に就いた場合などローンの返済を猶予あるいは免除する制度があるが、わが国ではかつては教員や研究者にあったこうした制度がなくなった。これは大学進学だけでなく、大学院進学に大きな影響を与えている。こうした点を改善して、教育費の負担感を軽減することが重要である。所得連動型については、既に政府においても「子どもの貧困対策大綱」（2014年）で、閣議決定され具体的な制度設計が進んでいる。本科研の知見をふまえて、単に諸外国を模倣するのではなく、日本の実情に合わせた所得連動型ローンの設計が求められている。

最後に、教育費負担の問題の解決のためには、単なる授業料と奨学金の問題だけでなく、財源となる外部資金や寄付などの活用も求められる。さらに、機関補助と個人補助の組み合わせなど、高等教育財政の包括的検討が求められる。これらは、すべて差し迫った課題である。

<注>

¹ 詳しくは、小林雅之『進学格差』ちくま新書 2008年、文部科学省委託事業報告書2007年、2009年、2013年を参照されたい。

教育費負担と学生に対する
経済的支援のあり方に関する実証研究
大総センターものぐらふ No.13

2015年3月31日

発行所 東京大学大学総合教育研究センター
東京都文京区本郷7-3-1
電話 3812-2111 内線2390
www.he.u-tokyo.ac.jp

印刷所 よしみ工産株式会社
東京都文京区本郷3-26-1
電話 03-5802-5601

